



三重県公報

令和3年5月7日(金)

号外

目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

監査委員公表

- | | | |
|---|---------------|----------|
| 3 | 監査結果に対する措置の公表 | (監査委員) 1 |
| 4 | 同件 | (同) 142 |

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和2年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年5月7日

三重県監査委員	伊藤 隆
三重県監査委員	田中 智也
三重県監査委員	田中 祐治
三重県監査委員	内田 典夫

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(新型コロナウイルス感染症対策の推進)

(1) 令和2年1月15日に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受けて、1月29日に知事を本部長とする県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部として位置づけた。

4月10日からは、対策本部の危機管理機能の強化及び事務局機能の拡充・強化を図るため、各部局横断型組織として、防災対策部が対策本部事務局総括班を担当し、対策本部の運営、「三重県緊急事態措置」や感染拡大防止に向けた「三重県指針」等の総合的な方針の立案、県民及び事業者等への情報提供・協力要請を関係部局と連携して取り組んでいる。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対策等の検討や県民及び事業者等に対する情報提供・協力要請を適時適切に行うなど、感染拡大防止に努められたい。

(防災対策総務課、危機管理課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに各部局や市町、関係団体と連携し、県民、事業者に適時適切に情報提供を行い、感染拡大防止に努めました。東京都等に緊急事態宣言が発出され、本県においても感染が拡大したことを受け、令和2年4月10日には、いち早く「感染拡大阻止緊急宣言」を、4月16日に本県が緊急事態宣言の対象区域となった際には「三重県緊急事態措置」を発出し、感染防止対策の一層の強化に努めました。5月14日に本県が緊急事態宣言の対象区域から外れた以降は、県民、事業者の皆様に取り組んでいただきたい基本的な感染防止対策を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を策定し、その後も県内外の感染状況を踏まえ、指針の改訂を適時に行いました。

また、8月1日に初めて人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた際や令和3年1月13日に愛知県、岐阜県、大阪府等が緊急事態宣言の対象区域となった際には、感染防止対策を一層徹底するため、「三重県緊急警戒宣言」を発出しました。

なお、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を22回、同幹事会を8回（3月31日現在）開催し、各部局への情報共有を図るとともに、市町や関係機関への情報提供を対策本部として実施しました。

(防災対策総務課、危機管理課)

2 取組の成果

新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、適時適切に県民、事業者に徹底いただきたい感染防止対策をSNSなど様々な情報ツールを活用し、周知することで感染拡大防止に繋げました。県民、事業者、市町、関係団体の協力により、4月25日以降、約2か月半にわたり、新規感染者がゼロという状態を継続することができ、8月31日に緊急警戒宣言を解除した以降は、クラスター発生による一時的な感染者数の増加はありましたが、10月末までは低減傾向を維持することができました。

また、令和3年1月に緊急警戒宣言を発出（2月に延長）した際には、県境を越える移動自粛の協力要請や酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請の効果もあり、県外由来や飲食由来の感染者も大きく減少するなど感染者数は低減傾向となり、緊急警戒宣言を予定どおり、3月7日で終了することができました。その後も感染状況の改善は継続し、3月22日には、令和2年10月28日以来、145日ぶりに新規感染者の公表がゼロとなりました。

(防災対策総務課、危機管理課)

令和3年度以降（取組予定等）

令和3年度も引き続き、感染状況を的確に捉え、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに、各部局や関係団体と連携し、県民、事業者に適時適切に情報提供を行い、感染拡大防止に努めます。

(危機管理課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(防災人材の育成・活用による地域防災力の向上)

- (2) 令和元年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた県民の割合が上昇した。

また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は、前年度実績から2.3ポイント上昇し、50.0%となつたが、目標値である60.0%には及ばず、同計画最終年度の目標値を達成できなかつた。

このため、引き続き、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害等の自然災害の危険性を効果的に周知し、県民の防災意識を高め、「防災の日常化」の定着を図るとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、防災人材の育成や活用を進め、地域防災力の向上に取り組まれたい。
(防災企画・地域支援課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

- ① 県民の防災意識を高めることを目的として、「みえ風水害対策の日シンポジウム」を玉城町で、「みえ地震対策の日シンポジウム」を尾鷲市で開催しました。また市町と連携し、みえ防災コーディネーターやみえ企業等防災ネットワーク会員団体等の協力も得て、大雨や台風に備えた適切な避難や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた分散避難について、県政によりやフリーペーパー、SNSやホームページ、動画など、さまざまな媒体や機会をとらえて啓発を行いました。
- ② 防災人材の育成については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「みえ防災コーディネーター育成講座」の開催を見合わせたことで、新たな防災人材の育成はできませんでしたが、感染症対策を講じて「自主防災組織リーダー研修」を開催するとともに、これまで育成してきた防災人材等を対象としたフォローアップ研修等の開催手法を見直して実施することで、育成した防災人材の資質向上に取り組みました。
(防災企画・地域支援課)

2 取組の成果

- ① 「令和2年度防災に関する県民意識調査」(速報値)によると、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛や地域の防災活動が行われなかつたことなどが影響し、「率先して防災活動に参加する県民の割合」が46.2%となり、令和元年度と比較して3.8ポイント減少しました。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて「自主防災組織リーダー研修」を8月に開催し、59名の参加がありました。また、防災に関心のある医療や福祉分野の専門人材を対象としたフォローアップオンライン研修を12月に2回開催し、延べ89名の参加がありました。さらに、みえ防災人材バンク登録者等を対象としたオンラインスキルアップ研修を11月に2回、1月に1回、2月に1回開催し、延べ97名の参加がありました。
(防災企画・地域支援課)

令和3年度以降（取組予定等）

- ① 令和3年度は紀伊半島大水害10年の節目の年であることから、この機会をとらえて当時の教訓を生かすことを目的として、「みえ風水害対策の日シンポジウム」を「紀伊半島大水害10年シンポジウム」として開催するとともに、令和2年度に構築した「Myまっぷラン+（プラス）」の全市町への水平展開を図ることなどにより、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら、引き続き、県民意識の向上や防災活動に参加する県民の機会確保に努めます。
- ② みえ防災・減災センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえた人材育成を行うとともに、育成した人材の「みえ防災人材バンク」への登録を進め、防災人材の一層の活用を図ることにより、地域防災力の向上に向けて取り組みます。
(防災企画・地域支援課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(効果的な防災情報の提供)

(3) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「『防災みえ.j p』から防災情報等を入手している県民の割合」は、前年度から 0.9 ポイント低下し、24.5%となり、目標値である 30.0%には及ばず、同計画最終年度の目標値を達成できなかった。

また、令和元年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、「防災みえ.j p」を「知らない」と回答した人の割合が前年度から 1.5 ポイント上昇し、40.6%となっている。

このため、県民をはじめ外国人を含む観光客など、より多くの人に防災情報を提供し、適切な防災行動を起こせるよう、引き続き「防災みえ.j p」の有効性を周知・啓発することで利用を促進し、併せて SNS の利用や A I 技術を活用した避難情報の提供などを進めることにより、効果的な防災情報の提供に努められたい。

(災害対策課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

「防災みえ.j p」の利用促進を図るため、概要や QR コードを記載したチラシを各種防災イベントや防災関連会議等で配布とともに、ラジオや新聞等での防災啓発を行う際には、「防災みえ.j p」の利用について呼びかけを行いました。

また、メール配信サービスで防災情報等を県民に提供する際に「防災みえ.j p」のアドレスを掲載するとともに、職員の名刺や災害時支援協定を締結した自動車メーカーの試乗車に「防災みえ.j p」の QR コードを掲示し、様々な機会をとらえて啓発に取り組みました。

さらに、Twitter や LINE、Yahoo ! 防災速報を活用して防災情報を提供するとともに、スマートフォンの操作が苦手な高齢者等でも A I スピーカーを活用して音声だけで簡単に必要な情報を取得できるよう、令和 2 年度は松阪市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町の 4 市町で暫定的に A I スピーカーを活用した避難情報の提供を行いました。

(災害対策課)

2 取組の成果

「防災みえ.j p」から防災情報等を入手している県民の割合は、令和元年度の 24.5%に対して令和 2 年度は 27.7%に増加しており、「知らない」と回答した県民の割合は、40.6%から 40.0%に減少しています。

また、Twitter のフォロワー数や LINE のお友達登録者数は、以下のとおり毎年増加しており、今年度からは Yahoo ! 防災速報を活用した情報発信も行っています。

	平成 30 年 12 月末時点	令和元年 12 月末時点	令和 2 年 12 月末時点
Twitter フォロワー数	2,250 人	3,011 人	3,423 人
LINE お友達登録者数	12,821 人	15,552 人	17,732 人
Yahoo ! 防災速報利用者数	—	—	約 348,000 人

A I スピーカーを活用した避難情報の提供については、使いやすさや取得できる情報の有用性を確認するため、利用者に対してアンケートを実施したところ、58%の方から「提供された情報は避難の判断に役立つ」との回答を得ました。

(災害対策課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

今後も引き続き「防災みえ.j p」について、各種防災イベントや防災関連会議等でのチラシ配布に加え、講習会等の場で防災技術指導員等がスマートフォンでの「防災みえ.j p」の活用の仕方を案内するなど、積極的な利用促進に努めます。

また、A I スピーカーを活用した避難情報等の提供については、令和 3 年度から県内全市町で運用を行い、より多くの県民の方に避難の判断に役立つ情報を提供していきます。

さらに、令和 3 年度からは、A I が SNS からリアルタイムに災害情報等を抽出するサービスを導入し、災害情報を幅広く把握したうえで SNS を用いて情報発信を行うなど、県民の方の情報入手手段が多様化していくことを踏まえ、多様な媒体を活用して県民への適切な情報提供を行っていきます。

(災害対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 「防災みえ. j p」ホームページにおいて、一時閲覧できない状況があった。</p> <p>(2) 「防災みえ. j p」メール配信サービスにおいて、一時配信できない状況があった。 (災害対策課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 一時閲覧できなくなった原因是、ホームページシステムの基盤であるクラウドにおいて、メンテナンス中に不具合が発生し、Web配信サービスが停止したことをクラウド事業者が見落としていたためです。 再発防止策として、メンテナンス中は全てのサービスが正常に稼働していることを常に確認するよう、ホームページ運用事業者を通してクラウド事業者に指示しました。 また、万一、クラウドに不具合が発生した場合でも、自動でバックアップサイトに切り替わるよう、メンテナンス時期が異なる別のクラウドに本ホームページのバックアップサイトを構築し、継続してホームページが閲覧できるよう措置を講じました。 (災害対策課)</p> <p>(2) 一時配信できなかった原因是、メール配信システムのサーバーを設置しているデータセンターにおいて、電源設備の更新作業中、データセンター事業者が誤操作により停電を発生させ、本システムのサーバーを停止させたためです。 再発防止策として、データセンター内の設備作業を行う際は、複数人で手順・操作内容を確認するよう、メール配信システム運用事業者を通してデータセンター事業者に指示しました。 また、現行のメール配信事業者との契約が令和3年度に終了するため、次回更新の際に、より信頼性の高いシステムを選定することとします。 (災害対策課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>引き続き、各システムについて、それぞれの事業者等と連携して適切な運用を行うとともに再発防止策を徹底します。 (災害対策課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産の管理

① 普通財産の貸付において、管財課長への報告を行っていなかった。 (防災対策総務課)

イ 金品亡失（損傷）

① 投光器の損傷（損害額 482,537 円） (消防学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 指摘があった事項について、今後遺漏の無いよう注意喚起を図りました。 (防災対策総務課)

イ 所属長から全職員に対し、夜間の訓練において照明の点灯及び周囲の安全確認について注意喚起しました。
また、夜間でも判別可能となるよう、すべての投光器に反射テープを貼付しました。 (消防学校)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。 (防災対策総務課)

イ 引き続き訓練全般の安全管理及び夜間訓練における周囲の安全確認等について細心の注意を払うよう指導し、再発防止に努めます。 (消防学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（物損額：県 254,934 円） ② 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%） (物損額：県 0 円、相手 520,870 円) (防災企画・地域支援課)
講じた措置
1 実施した取組内容 事故防止を図るため、当該職員に所属長から厳重注意を行うとともに、所属内全員で緊急に安全教育を行いました。また、定例的に開催する打ち合わせ時にヒヤリ・ハット事例を共有することで運転時に注意する点について改めて確認したほか、運転時には「指差し確認」を徹底することで、運転時の意識の向上に取り組みました。 さらに、主に運転業務に従事する職員の運転適性を検査し、検査結果を基に面談を行い、自分の運転特性を改めて認識することで、事故防止を図った結果、令和 2 年度には職員による交通事故の発生はありませんでした。 (防災企画・地域支援課)
2 今後の方針（取組予定等） ヒヤリ・ハット等の事例共有や交通事故防止について平常時から継続的に注意喚起を行い、交通安全に対する意識の向上を図ることで、交通事故防止に努めます。 (防災企画・地域支援課)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 戰略企画部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

（「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進及び進行管理）

- (1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の最終年度である令和元年度の取組結果については、自然減対策、社会減対策とともに進展度をC（あまり進まなかった）とした。その理由は、自然減対策について、数値目標が達成できなかったこと、社会減対策についても、数値目標である県外への転出超過数の改善に係る実績値が6,251人と目標値の1,600人を達成できなかったことによる。また、社会減対策の取組のうち、戦略企画部が主担当である「若者の県内定着の促進」についても、指標「県内高等教育機関卒業生の県内就職率」の実績値が48.2%と目標値の59.0%を達成できなかった。

令和2年4月からは、第2期「総合戦略」をスタートさせ、自然減対策、社会減対策の2つの対策を「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」の4つに再編し、それぞれのアプローチから人口減少に関する課題にさまざまな施策を分野横断的に活用し、一体的に取り組むこととしている。

このため、第2期「総合戦略」の4つの対策のうち、「未来を拓くひとづくり」の数値目標である「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」の目標達成に向けて、戦略企画部は、担当する県内高等教育機関の魅力向上や奨学金返還支援制度の充実等に取り組むとともに、複数の部局にわたる取組のトータルマネジメントによる的確な進行管理のもと、関係部局が一体的に取り組めるよう連携の強化を図り、人口減少対策を一層進められたい。
(戦略企画総務課、企画課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

- ① 総合戦略の取組結果について、令和2年6月に「三重県地方創生会議・検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたことに加えて、県議会でご審議いただき、これらの結果等を踏まえ、「検証レポート」として7月に公表しました。また、「三重県地方創生会議」を8月に開催し、有識者のご意見をいただきながら、地方創生の様々な課題に対し、4つの対策に県の施策を総動員して取り組んでいるところです。このような中、新型コロナウイルス感染症による危機を克服するため、5月に全庁的な緊急総合対策「命」と「経済」の両立をめざす『みえモデル』（以下「みえモデル」という。）を策定し、感染防止対策の徹底と経済の再生・活性化の両立に向けた取組を進めました。特に、コロナ禍により地方への関心が高まり、地方創生推進の好機となっていることから、複数部局の連携により、ワーケーションの推進による関係人口の拡大に係る取組に着手しました。さらに、関係部局の連携を進めるため、7月に開催した「若者県内定着緊急対策会議」において、各部の取組状況や今後の取組について情報共有や意見交換を行いました。加えて、令和3年度の重点取組について、人口減少対策に係る取組の提案にあたっては、政策間で連携したものとすることを基本とし、地方創生推進交付金を活用する場合、提案上限枠を通常の提案上限より20%上乗せ可能とするなどの工夫をし、「若者県内定着緊急対策会議」において各部に共有し活用の促進を図りました。
(企画課)
- ② 県内高等教育機関の一層の魅力向上に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」において、「三重創生ファンタジスタ」の養成、単位互換協定による授業の開放等に取り組みました。また、「県政だよりみえ」を活用し、これらの取組や県内高等教育機関の情報を発信するとともに、大学生等奨学金返還額の一部助成事業について、募集人数の倍増など制度を充実させ、支援対象者40名を認定しました。
(戦略企画総務課)

2 取組の成果

- ① 「みえモデル」に基づき取組を進めた結果、観光分野では本県独自の宿泊割引事業の実施などにより、11月の宿泊予約件数が対前年同月比で約141%に増加し、客単価も約132%に転じるなどの成果がありました。また、就労の場においてICTの活用が進んだことから、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいのある方などが、分身ロボットを活用して接客業務を行い、テレワークによる就労体験につながる取組を進めました。さらに、コロナ禍においても、希望する方々が不妊治療を実施・継続できるよう支援するなど少子化対策を進めるとともに、学校でのオンライン授業の推進やオンラインによる研修を通じた人づくりなどにも取り組みました。地方創生推進交付金を活用する重点取組については、若者に選ばれる高等教育機関や企業・地域をめざして若者とともに魅力向上を図る取組や、農林水産業において多様な経営感覚を有する人材の育成やスマート化の推進により農山漁村地域に多くの人を呼び込む取組を事業化しました。
(企画課)
- ② 「三重創生ファンタジスタ」の資格取得者の県内就職率は、それぞれの高等教育機関の県内就職率よりも高く、若者の県内定着につながりました。また、資格取得者数は、令和2年度卒業生では三重大学の学生だけで約600名と前年度（令和元年度は574名）から増加する見込みです。
(戦略企画総務課)

令和3年度以降（取組予定等）

- ① 4つの対策に基づくさまざまな施策を分野横断的に活用して一体的に取り組むことで、人口減少に関わる課題解決を図っていきます。今後も地方創生推進交付金制度や「若者県内定着緊急対策会議」を活用しながら、関係部局が一体的に取り組めるよう、県全体の連携の強化を図り、地方創生の取組を進めていきます。
(企画課)
- ② 引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」において、「三重創生ファンタジスタ」の養成などを進め、県内高等教育機関の一層の魅力向上を図るとともに、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。また、高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえた、県内入学者や県内就職者の増加につなげる県内高等教育機関の取組を支援します。
(戦略企画総務課)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 戦略企画部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (広聴広報活動の推進) (2) 「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」の最終年度である令和元年度の取組結果については、評価指標「得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合」の実績値が30.8%と目標値の50.0%を達成できなかった。 また、令和2年3月には、次期プラン策定にあたり明らかになった、多様な広報媒体での情報発信、大規模災害や危機発生時の情報発信の強化などの課題を踏まえて、新たに取組期間を4年間とする「三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）」を策定したところである。 今後は、同プランの評価指標である「県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合」の目標達成に向けて、メディアミックスによる広報展開を進めることにより、県民に対して、より効果的かつ的確に県政情報を提供するとともに、戦略的なプロモーションを推進することにより、県民一人ひとりが「伝えたい」、「参加したい」と思える行動につながる情報発信の強化、理解・共感が得られる広聴広報活動の推進に努められたい。 (広聴広報課)
講じた措置
令和2年度
1 実施した取組内容 三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）に基づき、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点を踏まえ、「戦略的なプロモーションの推進」、「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」、「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略テーマで取組を展開しています。 ①メディアミックスを意識した情報発信 県民の皆さんに県からの情報が的確に伝わるよう、県からのお知らせ・イベント情報や、新型コロナウイルス感染症の緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報等、県民の皆さんに知っていただきたい情報を、県広報紙や県ホームページ、フリーペーパー、新聞、テレビ、SNS等の多様な広報媒体を効果的に活用して発信するとともに、パブリシティ活動に取り組みました。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 ウェブサイト「つづきは三重で」において、三重県の取組や魅力を定期的に配信するとともに、より多くの読者を得るためにフェイスブック、ツイッター等のSNSでの記事紹介や、Smart Newsと連携したキャンペーンなど情報発信を行いました。また、更なる県の認知度向上を図るため、テレビ局や雑誌社などのメディアに強いネットワークを持つPR会社を活用し、首都圏等大都市圏のメディアへの取材誘致やニュースリリース配信に取り組みました。
2 取組の成果 ①メディアミックスを意識した情報発信 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」や「新型コロナウイルス感染症に関する知事からのメッセージ」など、命と健康を守るために必要な情報や、くらしと仕事を守るための各種支援制度等の情報を、テレビ、ラジオ、県政だより、フリーペーパー、新聞、SNSなど、メディアミックスにより効果的に発信するとともに、県ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約した「特設サイト」を作成し、県民の皆さんに知っていただきたい情報を発信しました。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 ウェブサイト「つづきは三重で」では、ページビュー数などが昨年度に比べ上昇し、特にSmart Newsとのコラボキャンペーンの結果、昨年度実施したTwitterキャンペーンの4倍以上の閲覧数を獲得しました。 また、首都圏等大都市圏の各メディアへの取材誘致やニュースリリースについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、三重県への現地取材の機会が減少したため、テレビ取材件数は、昨年度に比べ、8件から4件（令和3年3月末時点）に減少しているものの、雑誌取材については、昨年度の7件から11件（令和3年3月末時点）に増加し、ウェブへの露出件数は、昨年度の1,437件から2,426件（令和3年3月末時点）に増加しました。
令和3年度以降（取組予定等） 三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）に基づき、それぞれの媒体の特性を生かし適切なタイミングで連携させ活用することで「県民の皆さんとの接点の拡大と充実」に向けた効果的な情報発信を行います。 ①メディアミックスを意識した情報発信 県からの情報入手手段として、県政だよりや新聞、テレビは年齢の高い層に、フリーペーパーやSNS等は若者層に利用が多い傾向にあるため、引き続き、それぞれの媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行います。 また、新型コロナウイルス感染症の緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報等の重要情報を県の責務として県民の皆さんに的確に届けるとともに、SNSを活用し、親しみやすいコンテンツづくりを強化し、県民の皆さんによる情報拡散を促進し、人々の行動を後押しする情報発信に取り組みます。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 ウェブサイト「つづきは三重で」やフェイスブック、ツイッター等のSNSの活用、首都圏等大都市圏のメディアへのニュースリリース配信で、更なる三重県の魅力発信に取り組み、より多くの三重県ファンの獲得や県の認知度向上につなげるなど、引き続き、訴求効果の高いプロモーション活動を行います。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 戰略企画部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 統計調査に係る報酬の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。 (統計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 労働力調査の統計調査員にかかる報酬支払いについて、任命期間中途での統計調査員の辞任に伴い、新たに代替の統計調査員へ支払うべきところ、任命の事務処理担当と報酬支払の担当との連絡調整が不十分であったために発生した事務処理誤りでした。普段から両事務担当間の連絡調整を十分に行うとともに、統計調査員異動の有無について、毎月の報酬支払事務起案時に再確認することとしました。 (統計課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に向けて、十分なチェックシステムの構築および体制整備を行います。 (統計課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 戰略企画部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (物損額：県276,815円) (秘書課) ② 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県86,400円、相手46,440円) (統計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 運転の際には、細心の注意を払い、行動し、安全運転に心がけるよう所属職員に対して周知徹底した。 (秘書課) ② 当該職員に対しては、交通ルールを守り安全確認を確実に行うよう注意し、その後の公用車での出張時ににおいても都度安全運転の徹底を声かけしました。また、全職員に対しても課内会議を通じて、公用車出張時の安全運転について注意喚起を行いました。 (統計課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、安全運転に心がけるよう所属職員に対して周知徹底する。 (秘書課) ② 引き続き、課内会議の場での公用車運転時、私用車運転時の安全運転についての注意喚起を行うことで、交通事故の未然防止、安全運転意識の向上に努めていきます。 (統計課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(内部統制の体制整備と運用)

- (1) 地方自治法の改正により、令和2年4月から内部統制制度が導入され、同年4月に「三重県における内部統制の方針」が策定された。

各所属では、同方針を踏まえ、「内部統制リスクマネジメントシート」を作成し、予め起こりうるリスクやその対応策を想定したうえで、日常的モニタリングを機能させることにより、財務事務等の事務の執行がより適正なものとなるよう、取組を行っているところである。

引き続き、推進部局として、評価部局や組織横断的な事務を所管する部署等の関係部局と役割分担のうえ、連携して、内部統制の円滑な運用や職員の意識向上を図るとともに、各所属における個別リスクの継続的な見直しの支援など、より実効性のある内部統制となるよう取り組まれたい。
(行財政改革推進課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

令和2年4月に施行された改正地方自治法に基づく内部統制制度の導入に伴い、本県においても同月「三重県における内部統制の方針」を策定しました。以後、内部統制の整備・運用に必要な基本事項を定めた「三重県内部統制マニュアル」に沿って制度を運用しました。

【具体的な取組】

- (1) 内部統制リスクマネジメントシートの整備・確定作業の実施（5～8月）
- (2) 同シートに記載したリスク対応策の整備状況にかかる評価（自己評価、基礎評価、評価部局評価）の実施（10～1月）
- (3) 運用状況にかかる自己評価の実施（3月）

2 取組の成果

内部統制の対象となる全所属においてリスクマネジメントシートが作成され、大きな支障なく制度を運用することができました。

令和3年度以降（取組予定等）

令和2年度の内部統制制度の運用状況について、基礎評価、評価部局評価を実施したうえで、評価部局において評価報告書が取りまとめられる予定です。令和3年度以降も、事務の適正な執行を確保するため、評価部局や組織横断的な事務を所管する部署等の関係部局と連携しながら、より実効性のある制度運用となるよう取り組みます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止)

(2) 令和元年度の知事部局職員の懲戒処分については、前年度の7人から3人に減少しているが、学生への不適切な行為や公費の私費による支払い等不適切な事務処理等により処分されている。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適切な事務処理の再発防止に取り組まれたい。（行財政改革推進課、人事課）

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。

【具体的な取組】

(1) コンプライアンス推進体制の確立

各部局及び各所属において、組織マネジメントシートの「コンプライアンスの徹底」欄に記載した具体的な取組を実施しました。

各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を参考して「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の検証や再発防止に向けた取組状況について情報共有・意見交換を行いました。

(2) コンプライアンス意識の向上

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

(3) 的確な業務の進め方の徹底

複数の職員が関わって仕事を進める中で抱え込みや未処理を防止するなど、チェック機能の向上を図るため、本庁各課に「係長」、地域機関に「課長代理」を設置しました。

また、今年度から内部統制制度の運用を開始し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。

2 取組の成果

上記具体的な取組により、コンプライアンス意識の向上や組織として的確に業務を進める仕組みづくりを図り、コンプライアンスの推進に取り組みました。

令和3年度以降（取組予定等）

職員のコンプライアンス意識の向上にかかる取組を実施するとともに、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、取組内容の進捗管理や改善に向けた検討を行っていきます。

また、組織運営について、不適切な事務処理の防止、コミュニケーションの活性化、業務の見直しや効率化による組織力の向上、人材の育成などの視点から、めざす効果が得られるよう、定期的に検証を行い、必要に応じて見直していきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名

総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(物品の適正管理)

(3) 金品亡失（損傷）については、令和元年度の報告件数は186件で、前年度の175件から11件増加しており、依然として職員の不注意等による金品亡失（損傷）が発生している。

このため、引き続き、職員や各所属に対し、更なる注意喚起や交通安全意識を徹底するとともに、物品の適正利用に必要な技術の習得や県有財産の管理意識の向上を図られたい。
(人事課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。

また、今年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。（令和2年5月29日）

2 取組の成果

依命通知の発出のほか、人事担当者会議などで金品亡失の発生防止の注意喚起を行うことで、物品の適正な保管・管理に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。

令和3年度以降（取組予定等）

物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、令和3年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(持続可能な財政運営基盤の確立)

(4) 令和元年度の決算においては、実質公債費比率は 13.4%と前年度から 0.8 ポイント改善したが、経常収支比率は 95.8%と前年度に比べて 0.7 ポイント上昇し、財政が硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では、県税収入や地方交付税交付金等が減少し、県債発行額が増加しており、歳出面では、社会保障関係経費等の義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また、近年は、財源不足を補うため、企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り等の措置を講じているなど、依然として厳しい状況にある。

「第二次三重県行財政改革取組」（平成 28 年度～令和元年度）及び「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（平成 29 年度～令和元年度）においては、一定の成果をあげている。

引き続き、「第三次三重県行財政改革取組」（令和 2 年度～5 年度）に基づき、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保等により、歳入の確保を図るとともに、増加が見込まれる公共施設等の維持管理・更新等の費用については、県民サービスの水準に留意しつつ、中長期的な視点で総合的かつ計画的に管理することによるトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図り、また、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の一層の徹底を進めることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

また、新型コロナウイルス感染症が行財政運営に与える影響にも留意し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について、医療提供体制の整備や中小企業・小規模企業の事業継続への支援及び雇用維持等に向け、国の交付金を活用するなどして必要な財源確保に努め、適切に取り組まれたい。

(財政課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

令和 3 年度当初予算編成では、「第三次三重県行財政改革取組」の各取組に沿って、より一層の歳入確保を図るとともに、財政の硬直化を招いている経常的支出の抑制など歳出構造の見直しを進めました。

また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を維持していくため、引き続き県債残高の減少傾向の維持に努めました。

2 取組の成果

令和 3 年度当初予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金の活用、県有地の売却などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、県民の安全・安心を守るために取組などに予算を重点化する一方で、総人件費など経常的な支出を抑制しました。この結果、本県独自に定める財政指標である経常収支適正度は、99.3%となり、令和 2 年度に比べ 0.4 ポイント改善しました。

また、臨時財政対策債等を除く県債残高については、令和 2 年度末（最終補正後）は、中期財政見通しで示した令和 2 年度末残高 7,679 億円を 109 億円下回る 7,570 億円、令和 3 年度末は、中期財政見通しで示した令和 3 年度末残高 7,659 億円を 110 億円下回る 7,549 億円となる見込みです。

なお、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しています。

令和 3 年度以降（取組予定等）

引き続き、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、多様な財源の確保を図りつつ、すべての事務事業について必要性や効果等の観点からの見直しを継続的に進めるなど、歳入・歳出両面からの取組を行うことにより、行政サービスへの的確な対応と財政の健全化をバランスよく実現する持続可能な財政運営に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(県税未収金対策の推進)

(5) 令和元年度における県税の収入未済額は約 30 億 9,200 万円であり、前年度に比べて約 8,944 万円増加しており、多額となっている。

特に、県税の収入未済額のうち、個人県民税が 81.9%（前年度 83.8%）と、大きな割合を占めているので、市町及び三重地方税管理回収機構との連携を更に強化し、未収金対策に努められたい。 (税収確保課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

(1) 県税事務所における滞納整理

① 自動車税種別割については、納期内納付推進キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和 2 年 11 月、12 月の 2 か月間を「差押強化月間」として、県内 8 カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。

② 高額滞納については、各県税事務所と税収確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を行いました。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方からの納税相談や徴収猶予の特例制度の適用など、納税者の状況に応じた対応を行いました。

(2) 個人県民税対策

① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。

② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を引き受け滞納整理を行う取組を平成 27 年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。

③ 個人県民税の現年度対策として、令和 2 年 4 月 1 日から各県税事務所に市町支援窓口を設置しました。現年度滞納分を中心とした滞納整理を強化することで滞納繰越の発生を未然に防止し未済額の縮減に取り組みました。

各地域において、情報交換会の開催や市町と県が同時期に滞納整理の強化月間を設けるなど、市町と県が連携を強め地域における具体的な取組を推進しました。

2 取組の成果

(1) 県税事務所における滞納整理【令和 3 年 2 月末現在】

① 納期内納付推進キャンペーンの実施や、スマホ決済アプリによる納付の開始など納税環境の整備により、本年度の自動車税種別割の納期内納付率は、件数ベースで 86.5%、税額ベースで 85.6%となり、16 年連続で上昇し、件数・税額とも 80% 台に到達しています。

② 高額滞納（30 万円以上）人員については 91 人で年度当初より 4 人減少しました。

③ ホームページへの掲載、納税通知書へのチラシ同封などによる広報、周知により、約 600 件に対して徴収猶予の特例制度を適用しました。

(2) 個人県民税対策【令和 3 年 2 月末現在】

① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、89.4% となっています。

② 機構の少額滞納事案の取組については市町から約 2.6 億円を引き受け、約 2.2 億円を徴収しており、徴収金額のうち約 6 千万円が個人県民税と推計されます。

なお、市町における機構への移管予告効果約 1.2 億円を含む取組効果は約 3.4 億円となっています。

③ 市町支援窓口の取組については、情報交換会を全地域合計で 21 回開催しました。3 地域で市町と県が同時期に差押等強化月間を設定し滞納整理に取り組みました。このような取組もあり、個人県民税現年度徴収率は 79.2%（昨年同月 78.9%）となっています。

令和 3 年度以降（取組予定等）

(1) 県税事務所における滞納整理

上記①②の取組を引き続き進めます。③については徴収猶予の特例制度の対象が令和 3 年 2 月 1 日納期限の県税で終了しましたが、引き続き現行の納税の猶予制度の適用など納税者の状況に応じた対応を行います。

(2) 個人県民税対策

上記①②③の取組を引き続き進めます。令和 2 年度から設置した市町支援窓口については、令和 3 年度以降も引き続き運営し個人県民税の徴収率の向上につなげます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1) 議決された人事関係議案の略歴書に記載誤りがあった。 (人事課)

講じた措置

1 実施した取組内容

課内で事案についての情報を共有し、再発防止のため、同様の事務処理を行う際は複数の職員によるチェックを行って、確認の徹底を行うようにしました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、複数の職員によるチェックを行い、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和元年度末現在 3,158,578,961 円あり、前年度と比べて 141,631,376 円増加していた。 (管財課、桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 (1) 県外公舎（東京）における火災保険料の還付金が収入未済となった事案です。 管財課の歳入決算については、他部局の所属において調定・収納を行うものもあることから、連携を密にし、出納閉鎖期間内の収納を徹底することを周知しました。 (管財課) (2) 県税事務所における滞納整理 ① 自動車税種別割については、納期内納付推進キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和2年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。 ② 高額滞納については、各県税事務所と税収確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を図りました。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方からの納税相談や徴収猶予の特例制度の適用など、納税者の状況に応じた対応を行いました。 (3) 個人県民税対策 ① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を引き受け滞納整理を行う取組を平成27年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。 ③ 個人県民税の現年度対策として、令和2年4月1日から各県税事務所に市町支援窓口を設置しました。現年度滞納分を中心とした滞納整理を強化することで滞納繰越の発生を未然に防止し未済額の縮減に取り組みました。 各地域において、情報交換会の開催や市町と県が同時期に滞納整理の強化月間を設けるなど、市町と県が連携を強め地域における具体的な取組を推進しました。 (税収確保課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 同様の事案が発生しないように、出納閉鎖に留意し事務を遂行するよう、引き続き周知・徹底し、適切な事務処理に努めます。 (管財課) (2) 県税事務所における滞納整理 上記①②の取組を引き続き進めます。③については徴収猶予の特例制度の対象が令和3年2月1日納期限の県税で終了しましたが、引き続き現行の納税の猶予制度の適用など納税者の状況に応じた対応を行います。 (3) 個人県民税対策 上記①②③の取組を引き続き進めます。令和2年度から設置した市町支援窓口については、令和3年度以降も引き続き運営し個人県民税の徴収率の向上につなげます。 (税収確保課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【令和元年度給与システム移行業務】	
・出納局事前検査を受けていなかった。	(人事課)
イ その他の支出事務	
① 資金前渡交付時に履行確認日の記録がなかった。	(管財課)
② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(管財課)
③ 後納郵便料について、残高不足に伴う口座振替不能により歳出戻入を行っていた。	(桑名県税事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
契約に必要な出納局事前検査について改めて確認を行い、課内で情報共有し、会計規則を確認した上で、再発防止のため内部統制の確認項目にも追加して、複数の職員によるチェックを行い確認の徹底を行うよう	
にしました。	(人事課)
イ その他の支出事務	
① 資金前渡の交付を受け支払いを行った際には、検査済印の押印だけでなく、履行確認日の記載を行うよう周知徹底しました。	(管財課)
② 県有財産の売却にかかる一般競争入札において、紙による入札の金額を電子調達システムへ入力せずに開札したため、紙による入札が反映されなかったことから入札中止をした事案です。	
以降、再発防止のため複数職員で入力手順の確認を徹底しました。	(管財課)
③ 本事案は、資金前渡定例払による口座振替の支払いについて、指定金融機関 FAX サービス手数料の振替日の誤認により、後納郵便料金の振替日に FAX サービス手数料の振替が入り、後納郵便料金が残高不足で口座振替が出来なかったものです。	
現在は各支払別に専用口座を設け、振替日が重なる可能性をなくしました。	
(令和2年1月に発生した上記事案の再発防止策として、令和2年3月に指定金融機関 FAX サービス手数料の支払い方法を口座振替から窓口支払へ契約を一旦変更しました。しかし、当該サービスの規約上、口座振替による支払いを原則としていることや同一の債権者に定期的に支払う経費であることなどから、令和2年11月からは定例払の口座を増やし、各支払別に専用口座を設け、口座振替日が重なる可能性をなくしました。)	
(桑名県税事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 業務委託	
引き続き、複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務処理に努めます。	(人事課)
イ その他の支出事務	
① 取組内容のとおり事務処理を適切に実行し、再発防止を図っていきます。	(管財課)
② 同様の事案が発生しないよう、引き続き複数職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。	(管財課)
③ 引き続き、公金の支払いについて適正な執行に努めます。	(桑名県税事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 人件費	
人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
特に、扶養手当や通勤手当の誤支給においては、事後確認誤り等に起因する事案が発生していることから、チェック機能の強化を図られたい。	
また、受給者の制度理解不足に起因する事案も多数発生していることから、引き続き、受給者である職員への周知徹底に取り組まれたい。	
① 通勤手当において、過年度の事後確認時の返納手続きが未処理による戻入があった。 (総務事務課)	
② 通勤手当において、過年度の事後確認誤りによる戻入があった。 (総務事務課)	
③ 扶養手当において、過年度の事後確認誤りによる戻入があった。 (総務事務課)	
④ 通勤手当において、受給者の制度理解不足及び過年度の事後確認の精度不足による戻入及び消滅時効事案があった。 (総務事務課)	
⑤ 扶養手当及び通勤手当において、受給者の制度理解不足により、認定状況の変更時に必要な届出の漏れ等による戻入が 21 件あった。 (総務事務課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 高速道路利用で認定後の利用状況について、事後確認で戻入が行われていないことがわかったため、認定時に遡り是正処理（手当額の戻入）を行いました。	
② 高速道路利用で認定後の利用状況について、事後確認で変更があったことがわかったため、認定時に遡り是正処理（手当の差額分を戻入）を行いました。	
③ 被扶養者の収入について、事後確認で変更があったことがわかったため、変更時点に遡り是正処理（手当額の戻入）を行いました。	
④ 金銭債権の消滅時効に基づき過去 5 年間に遡って是正し、過払い通勤手当の戻入処理を行いました。	
⑤ 総務事務インフォメーションで各種手当の支給要件を周知するなど、受給者の意識向上を図るための取組を行いました。	
また、各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
①～⑤	
・引き続き、各種手当の認定、事後確認について、給与条例等に基づき適正な執行に努めます。	
・引き続き、複数の職員でのチェックを徹底し、より一層適正な事務処理を行うためチェック機能の強化を図ります。	
・引き続き、受給者の制度理解不足がないよう、総務事務インフォメーションなどを活用して周知していきます。	
・引き続き、認定と支給の個別の電子データをマッチングすることにより確認作業を行います。	
・消滅時効事案が発生しないよう、早期発見に努めます。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 119,900 円) (伊勢県税事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 職員の安全運転意識を一層高めるため、所長室長の組織マネジメントシートに「交通事故ゼロ」を目標に掲げその目標に向け、次の具体的な取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～12月までの毎月の定例会（課長代理以上で組織）において、所長から交通安全に関する注意喚起を行い、各課長はそれを受け各課で開催する課ミーティングにおいて、各課全職員に毎月伝達しています。 ・8月に実施した危機管理意識向上研修における題材として交通安全を取り上げ、リスクヒヤリハット事例及び危機に発展させないための未然防止対策の検討を全職員参加で行いました。 ・無事故・無違反・チャレンジ 123 ～ 3 組が参加し、7月から 10 月までの期間中、全参加者が無事故無違反を達成しました。 ・コロナ禍により、例年参加していた南勢志摩地域活性化局主催の交通安全講習会は中止となりましたが、代わりに出納局会計支援課が 6 月に実施した、安全運転助言検査（マークシート方式による書類審査）に 17 名が参加し、安全運転についてのアドバイスを受けました。 ・毎月 11 日の「交通安全の日」に合わせ、南勢志摩地域活性化局が主催する、交通安全意識高揚を図るための街頭啓発に参加しました。 <p>2 今後の方針（取組予定等） 職員の安全運転意識をさらに高めるため、上記取組については、今後も継続して取り組み、事故の未然防止に努めます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 預金差押に係る取立金の収納処理が遅延していた。 (伊賀県税事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 取立金の出納員口座への入金連絡があった場合には、収納管理の担当者が受入処理を行った後速やかに収納処理を行うこと、その手順について課内で再度確認をしました。入金連絡から収納処理完了後の出金連絡があるまでの処理経過について担当者以外の職員も確認できるようなチェック体制について検討し徹底を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、複数の職員での情報共有と確認を徹底することで、収納処理の遅延防止に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(新型コロナウイルス感染症対策の推進)

(1) 令和2年1月15日に、国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については、全国に感染が拡大し、9月18日現在の感染者数は、全国で77,183人（厚生労働省発表）、また、県内では、1月30日に初めて感染者が確認されて以降、低い水準に留まっていたが、7月下旬から再び拡大し、大学や医療機関等においてクラスターが発生するなど、延べ469人（県発表）が確認されている。

このため、医療機関や市町、関係団体と連携しながら、クラスター対策の強化や医療提供体制・検査体制の強化、保健所の機能強化等のさまざまな感染症拡大の防止対策を実施してきたところである。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、医療機関及び関係団体等と連携しながら、県内での感染症拡大の防止対策に取り組まれたい。

(薬務感染症対策課ほか)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

- ① 新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実を図るため、帰国者・接触者外来設置、医療機関におけるPCR等検査機器の設備整備補助、地域外来・検査センター運営支援（3月末現在11カ所）、診療・検査医療機関指定（3月末現在516機関）及び県保健環境研究所における検査機器の整備を行いました。
- ② 新型コロナウイルス感染症陽性者の増加に備え、入院等の受け入れ体制を確保するため、医療機関における感染対策にかかる設備整備補助、陽性者の受入病床（3月末現在392病床）、宿泊療養施設を確保（3月末現在100室）するとともに自宅療養体制の整備を行いました。
- ③ 感染拡大の影響が大きい医療機関、介護施設については、陽性者が確認された際に県対策本部事務局クラスター対策グループを派遣するとともに、感染拡大防止のため医療機関や医療関係団体の協力を得て医師・看護師の派遣を行いました。

(薬務感染症対策課)

2 取組の成果

- ① 検査機器の整備支援、地域外来・検査センターの開設、診療・検査医療機関の指定、県保健環境研究所における検査機器整備により、最大ピーク時に想定される6,600件の検査が可能な体制となりました。
- ② 感染症対策に必要な機器の整備支援、受入病床及び宿泊療養施設の確保により、患者推計で最大となる417名の受け入れが可能となりました。
- ③ 病院、介護施設等におけるクラスター発生時には、他の医療機関や関係団体の協力により、当該施設に医師・看護師を派遣し、検体採取や入院調整の支援、感染拡大防止の取組を行いました。

(薬務感染症対策課)

令和3年度以降（取組予定等）

令和2年度の取組を基本にしつつ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き医療機関及び関係団体等と連携しながら、感染症拡大の防止対策に取り組みます。

(薬務感染症対策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(医師・看護職員確保対策の推進)

(2) 厚生労働省が新たに設定した令和元年12月時点の医師偏在指標（確定値）において、三重県は全国平均を下回る「医師少数都道府県」（全国順位33位）とされており、全国を335圏域に分けた二次医療圏に関しては、東紀州圏域が全国順位252位となり、「医師少数区域」に分類されている。

引き続き、令和元年度に策定された「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金の貸与等により県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金の貸与者等に対するキャリア形成プログラムの活用促進、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会における具体的な対策の検討等により、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向けて取り組まれたい。

また、県内の看護職員数は、近年増加傾向にあるが、県が実施した需給状況調査によると令和17年においても供給不足が見込まれていることから、修学資金貸与や三重県ナースセンターでの就業あっせん等による人材確保、働きやすい職場環境づくりの支援等による職員の定着促進に努められたい。

(医療介護人材課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内で医師として一定期間勤務することにより貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の貸与を実施するとともに、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。

② 看護職員の確保については、看護職員修学資金貸与制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、再就職に向け無料の就業斡旋や、復職に対し必要な研修等を実施しました。今年度は、コロナ禍において看護フェスタや1日看護体験が実施できず、看護職を目指す学生への進路・仕事紹介冊子の作成・配布や、「オンライン進学相談会」の実施など、看護の魅力を発信する取組を行いました。

働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を運用し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しました。

(医療介護人材課)

2 取組の成果

① 三重県医師修学資金貸与制度について面接等による選考のうえ、45人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が778人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修2年目の医師修学資金貸与者に対し、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、100人（令和2年度研修開始）となりました。

② 三重県ナースセンターにおいて、就業斡旋や研修等を実施した結果、就職者数は348人（令和3年3月末現在）となりました。また、2ヶ所の県立高校を対象に「オンライン進学相談会」を実施し、27人の参加が得られました。

三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に延べ115件（令和3年3月末現在）対応しました。

今年度の「女性が働きやすい医療機関」認証については、新型コロナウイルス感染拡大の状況における医療機関への負担等を考慮して、再認証対象の医療機関のみ審査を実施し、認証件数は2件（2診療所）となりました。

(医療介護人材課)

令和3年度以降（取組予定等）

① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保や医師の偏在解消に取り組みます。

② 看護職員の確保・定着を図るため、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により県内で勤務する看護職員の確保に取り組みます。

また、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、引き続き、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに「女性が働きやすい医療機関」認証制度を運用し、医療従事者の働き方改革の推進を支援していきます。

(医療介護人材課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成)

(3) 介護度が重度で在宅の入所待機者数については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」県民指標における令和元年度の目標値が0人であるのに対し、178人となっており、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況が続いている。施設整備定員数（累計）についても、同計画の活動指標の目標値である10,647床を下回る10,586床であった。

引き続き、入所基準の適切な運用等による待機者の解消、事業者への支援による施設整備の促進に努められたい。

また、介護関係職の新規求人数に対する充足率は、令和元年度は前年度より0.2ポイント低下の10.3%と、ここ数年減少傾向が続いており、職員の不足により施設が一部稼働できない事態も発生している。

良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、介護福祉士等修学資金貸付制度による支援や、関係機関と連携して外国人人材や介護助手、介護ロボット等を活用しながら人材の確保・養成を行われたい。
(長寿介護課、医療介護人材課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

- ① 特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26施設の調査（新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による）を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。
- ② 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、令和元年度に選定した令和2年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、令和3年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。
(長寿介護課)
- ③ 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。
 - ・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こし、介護未経験者に対する入門的研修、小規模事業所へのアドバイザー等の派遣、介護人材確保対策連携強化協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度などの取組を実施しました。
 - ・介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。
 - ・経済連携協定（EPA）の外国人へ国家資格の取得、日本での就労のため日本語学習等の支援を行いました。
 - ・外国人技能実習生の介護技能向上のための集合研修を実施し、技能実習生等が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう支援しました。
 - ・介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生が円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう、就労予定先の介護施設等が整備する奨学金制度を支援しました。
 - ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。
 - ・介護職チームケア実践力向上推進事業を実施し、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、リーダー職の育成等、チームケアの実践を推進しました。
(医療介護人材課)

2 取組の成果

- ① 特別養護老人ホームへの調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。
- ② 介護保険事業支援計画に基づき、令和2年度は、特別養護老人ホーム3施設（180床）の施設整備が行われました。令和3年度の施設整備については、整備計画の応募があった養護老人ホーム2施設（改築100床）の選定を行いました（特別養護老人ホームについては、応募があった整備計画の審査の結果、選定には至りませんでした）。
(長寿介護課)
- ③ 福祉人材センターでの取組により、225人（令和3年3月末現在）が福祉・介護職場に就職しました。また、介護福祉士修学資金を35人（外国人留学生26人）に、実務者研修受講資金を125人に、再就職準備金を9人に新規貸付を行った結果、貸付者の累計（令和3年3月末現在）が、それぞれ379人（外国人留学生77人）、637人、22人となりました。
(医療介護人材課)

令和3年度以降（取組予定等）

- ① 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。
- ② 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行なうほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。
(長寿介護課)
- ③ 介護人材の確保については、若者や退職を控えた元気な高齢者、外国人等の多様な層に応じて、これまでの取組を引き続き実施するとともに、新たに介護職員に対する悩み相談窓口を設置するなど、多様な人材の介護分野への参入や定着を図る取組を実施していきます。
(医療介護人材課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(健康づくりの推進)

(4) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められており、「三重の健康づくり基本計画」においては、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」と並んで「健康寿命の延伸」が全体目標とされている。

また、県内における死因の第1位であるがんについては、予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は概ね全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を下回っている。

このため、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組むとともに、企業の健康経営に向けた取組である「三重とこわか県民健康会議」や「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」を立ち上げ、県民が主体的に取り組む健康づくりを進めている。

また、生活習慣病対策については、食生活や運動等の生活習慣の改善や、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防等を市町等と連携して実施している。

引き続き、県民、市町、企業等と連携し、地域全体で健康づくりが展開されるよう取り組まれたい。

(健康推進課、医療政策課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

① 平成29年度に策定した「第3次三重県自殺対策行動計画」、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」、「三重の健康づくり基本計画中間評価」に基づき、「健康寿命の延伸」、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」をめざし、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりの取組を推進しました。

平成30年7月県内全市町で開始した「三重とこわか健康マイレージ事業」により、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体でその動機づけと継続を支援するため周知啓発を行いました。さらに、企業における主体的な健康経営の取組を推進するため、令和2年1月に創設した、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の認定を行ったことに加え、認定企業の中から優れた取組について表彰する「三重とこわか健康経営大賞」制度を創設しました。さらに、健康経営の取組を加速させるインセンティブの創設を行いました。

また、健康無関心層を含む働く世代や学生を対象に、ウェアラブル端末やアプリ等を活用して、食事や運動データの見える化、健康情報の発信や食事アドバイスなどを通じた望ましい食生活や運動への意識づけを行うとともに、データを蓄積・分析する実証事業を行いました。

(健康推進課)

② 医療関係者や教育委員会等との連携により小学校においてがん教育授業を実施するとともに（9校、539人）、市町のがん検診や精密検査に関する取組を支援する「がん予防・早期発見推進事業」や、人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ理論をはじめとした新たな手法を活用するなど、がん検診の重要性に対する普及啓発や、がん検診受診率や精密検査受診率向上に向けた取組を実施しました。

(医療政策課)

2 取組の成果

① 「三重とこわか健康マイレージ事業」は全市町で取組を進め、マイレージ特典協力店は1,127店舗マイレージ取組協力事業所は157か所となりました（令和3年3月末現在）。

「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」では127企業を認定しました。また、認定企業に対して、「三重とこわか健康経営大賞」制度により6企業を表彰するとともに、健康経営の取組を加速させるインセンティブとして「三重とこわか健康経営促進補助金」を18企業に交付し、企業における健康経営を推進しました。

また、ウェアラブル端末やアプリ等を活用した実証事業において、データを蓄積・分析してエビデンスを構築し、市町や企業等への横展開につなげました。

(健康推進課)

② 地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんの検診受診率はこれまで概ね改善方向で推移してきており、直近の平成30年度の値についてはほぼ横ばいに推移しました。

(医療政策課)

令和3年度以降（取組予定等）

① 「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を推進します。さらに、こうした取組にDXを取り入れながら、継続・発展的に健康づくりを推進します。

(健康推進課)

② 各種がん検診の受診率および精密検査受診率向上の取組がより一層進展するよう、引き続きがん検診の受診率や精密検査受診率の向上に資する取組を進めるとともに、ナッジ理論をはじめとした新たな手法を活用し、受診勧奨に取り組む市町を支援します。

(医療政策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について、不適切な発表があつた。

(薬務感染症対策課)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) のちにクラスターと認定された医療機関に勤務し、陽性が確認された方の職業について、当初は「会社員」・「医療従事者」としていましたが、「医療事務員」・「看護師」に修正しました。

(薬務感染症対策課)

2 今後の方針（取組予定等）

(1) 令和2年12月に制定した「三重県感染症対策条例」では、「感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭並びに感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表しなければならない。」としており、個人情報の保護に留意しつつ、また、当該情報が及ぼす社会的な影響に配慮しながら、感染が拡大すると社会的に影響が大きくなることが予想される医療機関、介護施設等については、当該施設及び陽性者に積極的な公表について理解いただけるよう努めるとともに、公表にあたっては、偏見・差別が起こらないよう啓発を行います。

(薬務感染症対策課)

様式1-2(財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が令和元年度末現在 31,929,824 円あり、前年度と比べて 4,440,946 円増加していた。

(医療介護人材課、長寿介護課、津保健所)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(医療介護人材課)

イ 収入事務

① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】

(伊勢保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

①② (医師修学資金等貸付金返還金)

(看護師養成貸付金返還金)

(介護福祉士修学資金貸付金返還金)

(高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)

・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。

・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）を決定、公表しました。

・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化や連帯保証人に対する催告を行い未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。

(医療介護人材課、長寿介護課)

(雑入等)

(被爆者健康管理手当過渡)

平成31年4月より、債務者に対し電話にて返還交渉を実施していました。令和2年3月から、架電するも不通により連絡が取れない状況となりました。

(契約違約金)

債務者が破産手続きを申請したため、令和2年9月・12月に開催された債権者集会に参加し、状況の確認を実施しました。

(津保健所)

イ 収入事務

① 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう徹底しました。

(伊勢保健所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

①② (医師修学資金等貸付金返還金)

(看護師養成貸付金返還金)

(高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)

・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。

・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。

・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していくます。

・一括納付が困難な債務者に対して、返済計画書の作成を指導するなど計画的な債権回収を図っていきます。

(医療介護人材課、長寿介護課)

(介護福祉士修学資金貸付金返還金)

債務者の民事再生計画に基づき、未収金の徴収を行った結果、令和3年1月5日に完済となりました。

(医療介護人材課)

(雑入等)

(被爆者健康管理手当過渡)

住民票等により債務者の現住所を確認し、場合によっては訪問による返還交渉も検討していきます。

(契約違約金)

令和3年2月に開催される債権者集会にて、配当が確定する予定のため、確定後、未収金の徴収を進めています。

(津保健所)

イ 収入事務

① 14時以降に現金を受け入れた場合は、切手出納簿の表紙にダブルクリップ等で留めて金庫へ保管し、課内の職員にも現金収入があることを周知し、翌日、収入担当者に手渡すことで、再発防止を図ります。

(伊勢保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 補助金等

①【社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金】

・履行確認の記録がなかった。

(医療介護人材課)

②【生活衛生営業指導センター補助金】

・履行確認の記録がなかった。

(食品安全課)

イ その他の支出事務

① 「負担金、補助及び交付金」の過払いにより歳出戻入を行っていた。

(松阪保健所)

② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(熊野保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 補助金等

① 支出負担行為時、支出負担行為書に付箋を貼付し、履行確認時に記入するよう注意喚起を促し、履行確認記載漏れを防ぐようにしました。

(医療介護人材課)

② 備品購入の手続きにおいて、支出書類とともに保管する納品書に履行確認したことを記録するようにしました。

(食品安全課)

イ その他の支出事務

① 特定医療費償還払の申請受付時に利用しているチェック票に、過払いを防ぐためのチェック項目を追加しました。

(松阪保健所)

② 出納局会計支援課主催の会計事務専門研修や地域別会計事務研修会に参加し、業務の理解度を高めました。

(熊野保健所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 補助金等

①② 上記改善策を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。

(医療介護人材課、食品安全課)

イ その他の支出事務

① 特定医療費償還払の受付時の留意事項を課内で共有し、引き続き適正な事務処理を行っていきます。

(松阪保健所)

② 電子入札システムを使用する際に、必要な事務を確認し適切な手続きを行っていきます。

(熊野保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 金品亡失(損傷)

① 公用車給油キャップの紛失(損害額 7,948 円)

(鈴鹿保健所)

② 公用車の損傷(修繕額 124,740 円)

(伊勢保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 給油口が開放状態で車外に露出していることから、警察へ通報のうえ修繕を行いました。 (鈴鹿保健所)

② 所属内で公用車損傷発生の情報共有を行い、適切な公用車の運行を行うよう周知を行いました。

(伊勢保健所)

2 今後の方針(取組予定等)

① 再発防止のため、公用車を使用する前後には車体の状態を確認するなど、より一層公用車の適正管理に努めます。 (鈴鹿保健所)

② 引き続き所内会議等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、適切な公用車の運行に努めます。 (伊勢保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 70%、相手 30%)

(物損額：県 127,893 円、相手 73,920 円)

(健康推進課)

② 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 52,800 円)

(治療費等：県 0 円、相手 567,875 円)

(尾鷲保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 所属内で事故発生の情報共有を行い注意喚起を行うとともに、危機管理意識向上研修などにおいて、交通安全についての周知を行うなど、様々な機会を通じて交通安全意識が向上するよう周知を行いました。
(健康推進課)

② 所内職員に当該事案を共有し、運転時の注意を徹底するよう指導するとともに注意喚起を行いました。また、庁舎内で行われている交通安全研修に全職員参加し、安全意識の向上を図りました。
(尾鷲保健所)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き、課内のミーティングや研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の運行に努めます。
(健康推進課)

② 引き続き、所内職員へ所内研修等において公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、適切な公用車の運行に努めます。
(尾鷲保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ① 事故発生報告書等の提出が遅延していた。

(健康推進課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 事故及び金品亡失が発生した場合には、速やかに速報を提出するよう職員へ周知徹底しました。
(健康推進課)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。
(健康推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(生活困窮者への支援)

(1) 最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の充実・強化を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置し、複合的課題を抱えた人の相談に幅広く対応するなど取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞は、県民生活にも深刻な影響を与えている。このため、休業や失業等に伴う減収で、暮らしを支えていくことが困難となっている生活困窮者に対し、市町や関係機関等と連携して、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や要件緩和された住居確保付金の支給、相談支援体制の強化にも取り組んでいるところである。

引き続き、市町や関係機関等と連携しながら、生活困窮者の実情に応じた適切な支援の実施に努められたい。
(地域福祉課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業や失業等に伴う減収により、生活に困窮した方に対応するため、以下の取組を実施しました。

(1) 生活福祉資金の貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少となった世帯や個人事業主などの生活を支援するための生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置（限度額の拡大等）に対応するため、事業主体である三重県社会福祉協議会に貸付原資等の補助を行いました。

(2) 住居確保付金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響等で離職や廃業、収入が減少したことにより、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、家賃相当額を生活困窮者自立支援法に基づき住居確保付金として支給し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行いました。令和2年4月以降、支給要件の緩和や支給期間の延長等、制度の運用が改正されましたので、その都度、市町の自立相談支援機関に情報提供し、必要な支援が行われるよう、取り組みました。

(3) 生活困窮者自立相談支援機関の相談体制の強化

県が所管する郡部（多気町を除く）14町を対象とした自立相談支援機関（三重県生活相談支援センター）では、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、新規相談や住居確保付金の申請が急増したことから、相談支援員を1名増員するとともに、町等の関係機関と連携した相談支援を行っています。

また、令和2年度からひきこもりなど生きづらさを抱えた方が相談窓口に繋がるよう、アウトリーチ支援員を配置しました。

さらに、外国人からの相談に対応できる体制整備のため、多言語のチラシの作成やタブレット端末によるビデオ通訳等を導入しました。
(地域福祉課)

2 取組の成果

- ・三重県社会福祉協議会では、令和2年3月25日から特例貸付の受付を開始し、令和3年3月末までに、14,873件、53億1,021万円の貸付を実施しています。
- ・県が所管する14町の対象の方に、令和3年3月末までに、住居確保付金は、44世帯6,867,640円支給することができました。（参考：令和元年度 1世帯 120,000円）
- ・三重県生活相談支援センターの新規相談件数は、令和3年3月末現在で、541件となっており、対前年比で約4.6倍となっています。相談支援員を増員し、相談者に寄り添った丁寧な聴き取りを行う等、貸付、食料支援等、関係機関と連携した支援を行うとともに、各種支援制度利用等の助言を行いました。また、ひきこもり状態にある方など生きづらさを抱えた方に対しては、アウトリーチ支援員による丁寧な相談支援を行っています。
(地域福祉課)

令和3年度以降（取組予定等）

- ・引き続き三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の円滑な運営を支援し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金の特例貸付制度を利用した世帯に対し、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援していきます。
- ・住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、引き続き、住居確保付金を支給し、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組みます。
- ・さまざまな課題を抱えた生活困窮者等の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、三重県生活相談支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。
(地域福祉課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (保育所待機児童の解消)</p> <p>(2) 保育所待機児童については、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）に基づき、0人を目標に取組を進めてきたが、2年4月1日現在では81人となり、ここ数年における4月1日時点の待機児童数は100人前後で推移している。</p> <p>また、令和2年3月に策定した第二期「スマイルプラン」（令和2年度～6年度）では、翌年4月1日時点の待機児童数0人を目標としている。</p> <p>このため、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童がいる市町の状況を十分に把握・分析のうえ、市町が実施する保育所整備等に対する適切な支援を行うとともに、保育士の確保に向け、新任保育士の離職防止や潜在保育士の現場復帰の支援等の待機児童解消に向けた取組をより一層進められたい。 (少子化対策課)</p>	
講じた措置	
<p><u>令和2年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育所等の整備</p> <p>市町が実施する保育所等の創設、増改築等に対して、施設整備費補助や国への交付申請事務などの支援を行いました。</p> <p>(2) 保育士確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育士確保のため、以下のとおり研修事業や補助事業などを行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が発生している4市町の内、待機児童数の半分以上を占めている1町を訪問し、保育士確保の状況や課題について聞き取りを行うとともに、県で実施している保育士確保のための事業活用など、今後の対応策について話し合いました。 ・三重県社会福祉協議会に委託をしている保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士復帰支援専門相談員を配置し、ハローワークと連携した「保育のおしごと相談会」（年30回以上）の開催や就労相談を行いました。また、保育士の早期離職防止を図るため、新任保育士就業継続支援研修（県内2箇所各2日間）や管理者・経営者マネジメント研修（県内4箇所）を実施しました。 ・保育士の経験年数や研修による技能の習得による待遇改善の仕組みについて、その要件となるキャリアアップ研修を実施しました。内1分野については、潜在保育士も対象としています。（県内6市計15日間） ・新たに保育士をめざす学生の修学や潜在保育士の就職支援を行うため、修学資金貸付事業等を行いました。 ・待機児童の多くを占める低年齢児（0歳～2歳）は、育児休業からの復帰等により年度途中での保育所入所希望が多い傾向にあることから、年度当初から保育士を加配し、年度途中の需要に対応している市町に対して、その費用の一部を補助しました。 ・保育士資格が無くても行える保育の周辺業務（事務、清掃等）について、地域の多様な人材（保育支援者）を活用することで、保育士の負担軽減を図る事業を実施する市（4市）に対して補助を行いました。 ② 保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのほいく」において、県内の保育施設の状況や保育士に関する求人・求職情報など、保育士をめざす方等が必要とするきめ細かな情報を提供しました。 <ul style="list-style-type: none"> また、感染症の影響により保育所での実習が中止になるなど、これから保育所への就労を希望する方にとって、現場の情報を収集することが困難になっている状況を踏まえ、当サイト内において、各保育所等が実施している職場環境改善の取組（人材育成やキャリアアップの支援、待遇改善や休暇取得率向上のための取組など）を紹介できるページを新たに作成しました。 ③ 保育所等における労働環境整備を進めていくために、「令和時代の保育所運営推進事業」として、モデル園にコーディネーターや専門家を派遣し、ICT等を活用しながら「保育現場の事務作業の具体的な効率化」を支援するとともに、得られた知見を横展開するため、取組事例集を作成しました。 (少子化対策課) <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育所等の創設、増改築等を支援した結果、今年度は認定こども園1施設、保育所8施設（令和元年度からの繰越事業3施設、2年度単年度事業5施設）を整備しました。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育のおしごと相談会、管理者・経営者マネジメント研修（令和2年9月～12月）、新任保育士就業継続支援研修（受講者数101人（全2日間修了者92人））及びキャリアアップ研修（受講者数886人）を実施しました。また、保育士修学資金の貸付を行いました。（新規28人・前年度継続29人） ・保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのほいく」内で、県内の保育所・認定こども園における働きやすい職場環境づくりの取組などについて掲載しました。（私立：187園 公立：21市町） ・「令和時代の保育所運営推進事業」においてモデル園（6園）を選定し、保育士とともに現場の課題の見える化とICT等を活用した事務改善に取り組み、モデル園の労働環境の整備と、優良事例の横展開が進みました。 (少子化対策課) 	
<p><u>令和3年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 保育所や認定こども園の施設整備に対して引き続き支援を行うとともに、保育士の就業継続や待遇改善につながるキャリアアップ研修、修学資金貸付等を今後とも実施していきます。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、Webサイト「みえのほいく」を活用し、必要かつきめ細かな情報の発信に努めます。 ・ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に広げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。 (少子化対策課) 	

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(少子化対策の推進)

(3) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成26年から、概ね10年後を目途に1.8台に引き上げることを数値目標の一つとしている。

「総合戦略」に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）において、さまざまな主体による取組の促進を図っているところであるが、令和元年の合計特殊出生率は1.47となり、前年を0.07下回った。

このため、令和2年3月に策定した第二期「スマイルプラン」に基づき、市町や企業、関係団体等さまざまな主体と協創し、出逢いの支援や男性の育児参画の推進等、ライフステージごとの切れ目のない取組を進めるとともに、社会全体で少子化対策を進めていくという気運の醸成に努められたい。
(少子化対策課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

令和2年3月に策定した第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、市町や企業・団体など多様な主体との連携も図りながら、少子化対策の気運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。

男性の育児参画の推進においては、第7回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」パパの育児フォトコンテストを実施し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による「新しい生活様式」の中での子育ての工夫、スタイルホーム中に親子で新しく挑戦したこと、初めての育児に奮闘したパパの様子など、「男性の育児や家事」にかかる写真や短編動画を募集し、優秀な作品を表彰するとともに、ショッピングセンター等での広報を行い、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成に取り組みました。

また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高い若い世代の意欲を維持し、男性の育児参画につなげていくとともに、パートナーとともに育児の重要性への理解を広めるため、知事と高校生との「NEX T親世代トーク」を三重県立高等学校において新たに実施しました。

加えて、男性の育児休業取得率は上昇しているものの、「取るだけ育休」や「イクメンブルー」などの課題が指摘されていることから、男性育児参画の質の向上を目的として、民間企業等と連携し、「パートナーと一緒に取り組む育児」オンラインワークショップを新たに開催しました。

出会い支援においては、コロナウイルス感染症が拡大し、出会いに関するイベントが自粛される中、「みえ出会いサポートセンター」において、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応や、市町と連携した地域における出張相談会を開催するとともに、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。
(少子化対策課)

2 取組の成果

(1) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進につなげました。また、現在育児をしている男性や、これからパパになる予定の男性を対象としたワークショップの開催を通じ、男性育児参画の質の向上につなげました。加えて、知事と高校生との「NEX T親世代トーク」を通じ、若い世代に対し、「パートナーとともに育児」の重要性への理解を広めました。

<主な成果>

第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ応募件数：H29 431件、H30 651件、R元 599件、R2 1,350件
パートナーと一緒に取り組む育児 オンラインワークショップ参加者：19人

NEX T親世代トーク参加者：三重県立宇治山田商業高校 商業科 2年生 37人

(2) 結婚を希望する人への出会いの場の情報提供等を行うとともに、企業等と連携し、社会全体で結婚を希望する人を応援する地域づくりを進めることにより、ニーズに応じた出会いの場が提供されるとともに、県内各地域で結婚を支援する体制の整備につなげました。

<主な成果>（累計 令和3年3月末 時点）

みえ出会いサポートセンターLINE登録者	R元 - 人	R2 761人	
出会い応援団体	R元 178 団体	R2 183 団体	(少子化対策課)

令和3年度以降（取組予定等）

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等との協創をより重視し、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

男性の育児参画の推進については、企業や個人の関心及び理解を高めることを目的とした気運醸成に取り組むとともに、「男性の育児参画の質の向上」の実現に向け、「パートナーとともに育児」を実践するワークショップ等が継続して開催されるよう、市町や企業と連携した取組を進めます。

また、出会い支援については、結婚を希望する方のニーズに応じて、丁寧な相談対応に努めるとともに、安全で信頼性の高い出会いの場を幅広く提供するため、県が中心となり、複数の市町と連携した広域的な相談会や交流機会の提供に新たに取り組みます。
(少子化対策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(児童虐待の未然防止及び早期発見、早期の適切な支援)

(4) 児童虐待相談対応件数は、平成24年度以降、1,000件を超える高い水準で推移しており、令和元年度は2,229件と5年連続で過去最多を更新している。また、児童虐待による死亡の疑いのある事案も発生している。

このため、鈴鹿児童相談所の設置やAI技術の児童相談業務への導入等、児童相談所における対応力の強化を図るとともに、市町、教育、警察、母子保健関係機関や医療機関等との連携強化にも取り組んでいるところである。

今後も、対応力の強化や関係機関との連携を更に進め、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。

また、市町が身近な場所における支援業務を行うよう位置付けられていることから、引き続き、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援に努められたい。
(子育て支援課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

(児童相談所の対応力の強化)

- ・児童虐待への初期対応とその後の再発防止に向け、令和元年7月から県内2か所の児童相談所においてAI技術を利用した児童虐待対応支援システムの実証実験に取り組み、令和2年7月から全ての児童相談所において本格運用を開始しました。

(関係機関との連携強化)

- ・要保護児童に係る課題を共有するため、司法、警察、医療、母子保健、市町、福祉、教育、施設、里親等の機関・団体で構成する県要保護児童対策協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催を中止し、代わりに各機関の取組状況を共有することで連携強化を図りました。(2月2日付で通知)
- ・要保護児童の早期発見及び適切な支援を実施するため、医療機関と県との児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議をオンラインで開催しました。(3月26日)
- ・各児童相談所単位で開催している、警察、県・市町教育委員会、市町児童福祉など関係機関相互の情報共有・意見交換を行う、児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場での集合研修は中止し、オンラインでの研修会を開催しました。(12月25日)

(市町への支援)

- ・市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業を実施し、集合研修(9月8日)及び個別相談会(21市町)を開催しました。
- ・市町職員を対象とする研修会(11月20日)を開催しました。
- ・各市町における要保護児童の早期発見や支援に係る情報共有の場である要保護児童対策地域協議会(要対協)に児童相談所職員が参加したほか、要対協の運営強化やケースマネジメントの向上のため、アドバイザー(9市町、13回)及びスーパーバイザー(4市町、14回)を派遣しました。
(子育て支援課)

2 取組の成果

- ・AIを活用した児童虐待対応支援システム(AiCAN)を全児童相談所に導入したことで、対応の迅速化や業務の効率化が図られ、判断の質の向上や人材育成につながりました。
- ・関係機関との連絡会議等の開催により、児童虐待に関する現状の情報共有とその後の連携の必要性について、理解を深めることができました。
- ・アドバイザリー事業を通じ、令和2年度までに子ども家庭総合支援拠点が9市町で設置されるとともに、ほとんどの市町で設置時期が明確化されました。(令和3年度12市町、4年度7市町、未定1市町)
- ・市町児童福祉主管課長会議や研修会等の開催、アドバイザー派遣等により、市町の児童相談対応力の強化が図られました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながりました。
(子育て支援課)

令和3年度以降(取組予定等)

- ・令和4(2022)年度までの実現をめざし、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ・AIを活用した児童虐待対応支援システム(AiCAN)を運用し、児童相談所におけるアセスメントのさらなる精度向上を図り、適切な支援及び子どもたちの安全安心につなげます。
- ・各関係機関との連絡会議等を開催し、情報共有等の連携を図り、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。
- ・新プランにおいて、令和4年度までに全市町での設置が目標とされた「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や研修会を開催し、専門的な助言を行います。
- ・北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めます。
(子育て支援課)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(子どもの発達支援体制の充実)

(5) 三重県立子ども心身発達医療センターは、子どものこころとからだの発達支援の中核として、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援を取り組んでいるが、引き続き、適切な支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、県全体の総合力の向上に努められたい。

また、常勤医師を増員し、診療体制の強化を進めているが、初診までの待機期間の長期化は解消されていないため、診療体制の一層の充実を図るとともに、地域医療機関で初診を受け入れる体制を整えるなど、医療機関等との連携や役割分担を進めることにより、改善を図られたい。

さらに、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール「C L Mと個別の指導計画」の普及・導入に向けた取組等を一層推進することにより、引き続き、市町や関係機関と連携した、途切れのない発達支援体制の充実に努められたい。

(子育て支援課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

(診療体制の充実・地域連携について)

- ・発達障がい的な課題を抱える肢体不自由児に対し、専門性の高い医療、療育の提供に取り組むとともに、隣接する国立病院機構三重病院と相互連携を図りお互いの診療機能を生かした医療を提供しました。
- ・令和2年度から初診枠を増加し、初診患者への体制強化を図りました。
- ・初診申込時に状況等を聴き取り、保護者の同意が得られ、かつ居住市町の療育等の引継ぎが可能なケースについては、市町の相談窓口につなげました。
- ・地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めることにより、令和2年7月から小児科医を対象とした連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしました。

(途切れのない発達支援体制の構築)

- ・市町へ保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけを行いました。
- ・市町職員の受入れによるみえ発達障がい支援システムアドバイザーやC L Mコーチの養成により、市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成を支援しました。(アドバイザー3市2町5人、コーチ1市1町2人)
- ・発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進を行いました。

(子育て支援課)

2 取組の成果

- ・発達障がい的な課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めることができました。
- ・三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりができています。
- ・初診待機中のケースのうち190件(R2末)を市町の相談窓口につなげ可能な支援を依頼しました。
- ・すべての市町において、保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備が行われました。
- ・「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育園、幼稚園の割合は令和2年度末で59.4%となり、発達障がい児への早期発見・早期支援の支援体制の充実を図りました。
- ・令和2年度末でアドバイザーは累計81名、C L Mコーチは累計7人となり、市町の専門人材の育成が進みました。

(子育て支援課)

令和3年度以降（取組予定等）

- ・これまでの取組を継続していくとともに、隣接する三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。
- ・初診までの待機期間長期化の改善のため、引き続き地域の小児科医を対象とした連続講座を行うとともに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。
- ・「C L Mと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。

(子育て支援課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者に対する差別解消及び虐待防止の取組)</p> <p>(6) 令和元年度の障害者福祉施設等における施設従事者等による障がい者に対する虐待認定件数は、19件（速報値）となり、前年度から2件減少したが、依然として多数発生している。</p> <p>このため、引き続き、施設及び市町の職員の理解促進と資質向上に向け、より徹底した指導や研修等を実施し、障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に努められたい。</p> <p>また、平成31年4月1日に全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、相談体制等の充実を図るとともに、市町や関係機関と連携し、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性等について普及啓発に努め、差別の解消に向けた取組を一層進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	
<p>講じた措置</p> <p>令和2年度</p> <p>1 実施した取組内容 (障害者福祉施設等における虐待防止の取組)</p> <p>(1) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待（疑いも含む。）事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得るとともに、虐待認定後の県の対応力の向上を図るため、虐待防止関係事務取扱要領を作成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家チーム会議 1回開催（1/29） <p>また、研修等の実施により、下記のとおり市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。</p> <p>①三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 共通講義（1日） <ul style="list-style-type: none"> 第1部 2/8～2/14（インターネットによる動画視聴により実施） 第2部 2/15または2/16（Web会議システムにより実施） 市町及び障害者虐待防止センター職員コース（1日） <ul style="list-style-type: none"> 3/8（Web会議システムにより実施） 障害福祉サービス事業所管理者等コース（1日） <ul style="list-style-type: none"> 第1部 2/18～2/24 インターネットによる動画視聴により実施 第2部 3/3又は3/4 Web会議システムにより実施 <p>②三重県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）※「虐待防止と身体拘束」について講義 （指定事業者により実施）10/1, 12/9, 3/18, 3/26（委託事業者により実施）3/16, 3/18</p> <p>③三重県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）※「危機対応と虐待防止」について講義 （指定事業者により実施）10/9, 3/5, 3/26, 3/28（委託事業者による実施は中止）</p> <p>④三重県相談支援従事者初任者研修 共通講義 7/15, 7/20, 7/27, 10/13, 10/15 ※「権利擁護・虐待防止」について講義</p> <p>(障がい者差別の解消に向けた取組)</p> <p>(2) 平成31年4月1日全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、新型コロナ感染症拡大防止対策のため、Web会議システム等を活用した研修等や企業向けメールマガジンへの掲載等Webを利用した取組の中で実施するなど機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。また、専門相談員を障がい福祉課に配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図っています。さらに、国、県、市町の関係行政機関職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者、労働者、教育関係者、まちづくり団体関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者などで構成するネットワークである、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の事例等の検証や共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県障がい者差別解消支援協議会（第1回 2/5） <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とするとともに、事務取扱要領を作成することで対応力の向上を図ることができました。</p> <p>また、研修等の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。</p> <p>(2) 障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を配置して相談体制を強化するとともに、助言・あっせん制度における諮問機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争解決のための体制強化を図ることができました。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催して、相談事例等を関係機関で共有し、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関して関係者間で協議を行うことで、相談対応等における円滑な連携を図ることができました。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p> <p>令和3年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質の向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や令和2年度に作成した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、ICTを活用して説明を行うなど、さまざまな機会をとらえた普及啓発活動に取り組むとともに、専門相談員による障がい者やその家族等からの相談への対応や、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度により、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において検証や共有等を行い、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p> </p>	

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和元年度末現在 560,746,210 円であった。 (子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課) ③ 児童扶養手当返還金について、毎月の納付指導が遅延していた。 (子育て支援課) イ 収入事務 ① 現金納付された実習費の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 ② 光熱水費分担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (国児学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア ①② 部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。 新たな未収金の発生と増加を防ぐため、面談を行い相手方の状況を確認し分納を提案する等早期の解消に努めました。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター) ③ 債務者に分納の納付書を送付する際は決裁をうけるように改めるなど、担当者の納付指導の意識付けが出来るように取り組みました。 (子育て支援課)	
イ ① 現金取扱者から出納員への引継ぎを確実に行うよう注意喚起を行うとともに、銀行入金を即日に行うよう、配慮しました。 ② 例月の調定に注記を行い、誰が見ても算出過程に誤解が生じないようにしました。 (国児学園)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア ①② 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、未収金の徴収に努めます。 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター) ③ 返還が生じた場合は、速やかに債務者に納付指導し、一括返済が困難な場合は分納誓約をするなど、確実に返還されるように努めます。 (子育て支援課)	
イ ①② 現任の会計事務担当者だけでなく、現場担当者や後任担当者にも情報が共有されるよう、日々の実務における説明や注記注釈、引き継ぎ書等の充実を図ります。 (国児学園)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
①【地域の障がい児等支援体制機能強化事業業務委託】	
・履行確認の記録がなかった。	(障がい福祉課)
②【フォースタッキング機関育成支援事業業務委託】	
・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。	(児童相談センター)
イ その他の支出事務	
① 扶助費の過払いにより歳出戻入を行っていた。	(多気度会福祉事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
① 出納局が作成した「入札（見積り）手続きチェックリスト」を活用し、履行確認の記録があるか、確認することとしました。	(障がい福祉課)
② 所属内で業務の進捗状況を共有するとともに、適正な事務処理について周知徹底を行い、複数職員で確認を行うこととしました。	(児童相談センター)
イ	
① 複数職員によるチェック体制を強化しました。	(多気度会福祉事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア	
① 引き続き、チェックリストを適切に活用し、適正な事務処理を行います。	(障がい福祉課)
② 引き続き、所属内で業務の進捗状況を共有し、適正な事務処理に努めます。	(児童相談センター)
イ	
① 今後もチェック体制を継続して、強化していきます。	(多気度会福祉事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 公有財産の管理

① 公有財産定期報告書の提出が遅延していた。

(少子化対策課)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 公有財産定期報告書に係る手続きについて、担当者及びチェック担当者に周知徹底とともに、班員に事例の共有を行い、再発防止を図りました。

(少子化対策課)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き、適切な事務処理に努めます。

(少子化対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手282,620円)	
② 物損事故 (物損額：県282,900円)	
③ 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県171,404円、相手16,200円)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 課内の会議等を通じて、職員に対して安全運転の徹底について注意喚起を行うとともに、交通安全研修への参加を働きかけました。	
② 令和元年11月19日、事務所職員に対して、交通法規の遵守と安全運転について注意を行いました。 当該職員に対し交通安全講習を受講するよう指導しました（令和2年2月20日受講済）。	
③ 事故発生後、所属内会議で情報を共有し、出張先での安全な駐車位置やバックする際に周囲の確認を降車して行うよう注意喚起したほか、30台の公用車の運転席と助手席に交通事故防止につながる注意喚起シールを貼付しました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き課内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行うとともに、交通安全研修等の積極的な受講を図ります。	
② 公用車、自家用車で出張する際は、交通安全に対する声かけを行います。	
③ 事故防止対策として、「交通事故再発防止レポート」様式を作成し、運転者及び同乗者が事故原因を検証し、提案された再発防止策をセンター全体で共有します。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見 (5) その他</p> <p>財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 児童養護施設及び障がい児入所施設措置費保護者負担金の算定誤りによる返還を行っていた。 ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 児童相談所が決定していました児童養護施設及び障がい児入所施設措置費保護者負担金について、令和元年度に発見された決定誤り（過徴収）に対して、児童相談所が負担金額を決定する起案文書を児童相談センターに合議し、複数チェックにより正確性を確保しました。</p> <p>また、当該事務に携わる職員に対する制度の理解を深めるため事務処理マニュアルを改定し、周知を図りました。</p> <p>さらに、負担金が自動的に算定される負担金計算シートを改良し、入力箇所を明確にするとともに限定的にして、誤って入力することを防止するようにしました。</p> <p>② 担当者会議において課題を共有するとともに、児童相談センター内職員に対し、金品亡失（損傷）時における取り扱いを示し、迅速な事務処理を徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p>
2 今後の方針（取組予定等）
<p>① 児童相談所に負担金担当者を設置し、負担金担当者会議により負担金事務への理解を深めるとともに、制度認識の共通化・共有化をすすめ事務の正確性の向上を目指します。</p> <p>② 金品亡失につながる事故防止対策の周知に努めるとともに、速やかな提出を促す注意喚起を継続します。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談センター)</p>

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(多文化共生社会づくりの推進)

- (1) 県内の外国人住民数は、ベトナム、ネパール等からの外国人が急増し、令和元年末に過去最高の 55,208 人となり、総人口に占める割合は約 3.0% となっている。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成 31 年 4 月に新たな在留資格の「特定技能」が創設されたことにより、今後、外国人住民の増加が予想される。

このため、令和元年 8 月に、みえ外国人相談サポートセンターを開設し、ワンストップでの多言語による生活全般に関する相談体制の充実を図るとともに、医療通訳の育成・医療機関への配置等、外国人住民のライフステージに応じた支援に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇止めや休業補償等への相談が急増してきたことから、相談員の増員や専門相談会の開催等、外国人住民の生活支援に取り組んでいる。

引き続き、市町や国等の関係機関と相互に緊密な連携をしながら、外国人住民の生活支援に取り組むとともに、令和 2 年 3 月に改定した三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、県民意識の向上、総合的な相談窓口における支援の充実、日本語教育の体制整備を図るなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進されたい。

(ダイバーシティ社会推進課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

- ① 外国人住民からの生活全般に関する相談に 11 言語で対応する「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」において、在住外国人の様々な困りごとへの相談対応を実施するとともに、専門家による相談会を開催しました。
- ② 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語情報提供ウェブサイト「M i e I n f o 」において提供しました。
- ③ 外国人住民が地域で安心して生活することができるよう、医療通訳者の育成や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町、関係団体など様々な主体と連携して取り組みました。
- ④ 県内における日本語教育の実態や外国人住民のニーズを把握する調査を実施するとともに、「三重県日本語教育推進計画」を策定しました。

(ダイバーシティ社会推進課)

2 取組の成果

- ① 「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」において、在住外国人が抱える日常生活上の悩みなどに対して情報提供を行うとともに、適切な関係機関につなぐなど相談者に寄り添った対応を行いました。また、2 月より平日に加え、日曜日も窓口を開設し、相談体制の拡充を図りました。
(相談件数 848 件、うち新型コロナウイルス感染症関連相談件数 322 件：12 月末現在)
- ② 「M i e I n f o 」において、県営住宅の入居者募集、県が実施する研修、台風接近などの行政・生活情報、行政地域における多文化共生の取組に関する情報を掲載しました。(文字情報 59 件、うち新型コロナウイルス感染症関連情報 36 件：12 月末現在)
- ③ 外国人住民に対し、保健所での相談、検査、調査等に多言語で対応するため、外国語対応が可能な人材を配置し、保健所からの派遣要請に迅速に対応できる体制を整備しました。(配置人数：2 人)
- ④ 令和 2 年度に実施した研修会の参加者等は次のとおりです。
- ・外国人が医療機関を利用する際の通訳を育成するための研修を実施しました。(ポルトガル語、ベトナム語、中国語、フィリピノ語、スペイン語 受講者数 4 回延べ 133 人)
 - ・外国人住民の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多文化共生に関わる団体と連携し、S N S を活用した情報発信を行うとともに、啓発事業を実施しました。
 - ・大規模災害発生時に外国人住民の支援を行う人材の育成のため、「災害時語学サポート養成研修」を実施しました。(受講者数 3 回延べ 122 人)
 - ・災害時の外国人支援のための図上訓練を 2 月に開催しました。
 - ・外国人住民等を対象としたセミナーを開催し、消費者被害防止のための啓発を行いました。(参加者数：オンライン（計 2 回）42 人、津市 51 人：12 月末現在)
 - ・三重県地域日本語教育コーディネーター養成研修を開催しました。

(ダイバーシティ社会推進課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

- ① 「三重県多文化共生社会づくり指針（第 2 期）」に基づき、多様な主体と連携して医療通訳者の育成や災害時に外国人を支援する人材の育成等に取り組みます。
- ② 「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」における専門家（弁護士等）による相談会の定期開催や相談員に対する研修などにより、相談体制を充実させます。
- ③ 「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の体制づくりに取り組みます。
- ④ 県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を日本人と外国人住民が共に企画・制作し、作品の上映を通じて、多文化共生に関する県民の意識を醸成します。

(ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(交通事故防止対策の推進)

(2) 令和元年の交通事故死傷者数は、対前年比 1,460 人減の 4,763 人で「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標値 7,700 人以下を達成したが、交通事故死者数は対前年比 12 人減の 75 人で同計画の目標値 60 人以下を達成していない。その特徴としては、交通事故死者のうち、高齢者の占める割合が 5 割を超え、また、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合が 4 割となっている。

さらに、飲酒運転事故件数は、対前年比 6 件減の 36 件で同計画の目標値 23 件以下を達成していない。

このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組や飲酒運転の根絶に向けた取組を継続するとともに、新たに高齢者を対象とした後付け安全運転支援装置の取付支援に取り組むなど、交通事故防止に努められたい。

(くらし・交通安全課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

- ① 「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体との連携・協力のもと、各季交通安全運動等を通じて、高齢者の交通事故の防止や、横断歩道での歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底など「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な広報啓発活動を展開しました。また、高齢者の交通事故防止対策をはじめとする交通安全の取組を総合的に推進していくため、「交通安全の保持に関する条例」を改正するとともに、「第 11 次三重県交通安全計画」の策定に向けた検討を行いました。
- ② 飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進しました。また、「第 3 次三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」を策定するため、関係機関・団体を交え検討を行いました。
- ③ 高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進、特に後付け安全運転支援装置の購入者に助成を行う市町への補助を実施しました。また、運転免許証自主返納制度、「自主返納サポートみえ」の一層の周知を行いました。（12 月末現在：51 事業者等）
- ④ 県交通安全研修センター等において、自転車シミュレータ等を用いた小学生向けの研修や、身体能力の変化を自覚できる高齢者向けの研修など、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成や、出前方式の交通安全教育などを展開しました。（12 月末現在：施設利用者 8,370 人、指導者養成・資質向上講座受講者 448 人）

また、次期指定管理者の選定も実施しました。

(くらし・交通安全課)

2 取組の成果

令和 2 年中の交通事故死者数は 73 人と、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」目標値である 71 人以下は達成できなかったものの統計が残る昭和 29 年以降最少となりました。

他方、交通事故死傷者数は、前年から 958 人減少の 3,805 人となり、目標値である 4,300 人以下を大幅に上回る数値を達成できました。

また、高齢運転者事故件数についても、前年から 120 件減少の 663 件となり、目標値である 730 件以下を大幅に上回る数値を達成できました。

(くらし・交通安全課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

- ① 令和 3 年 3 月に制定した「三重県交通安全条例」および令和 3 年 7 月に策定する「第 11 次三重県交通安全計画」を広く周知するとともに、「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動等を通じて、交通事故防止や交通ルールの遵守等に係る効果的な広報啓発活動を展開します。
- ② 高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の一層の周知などに取り組むとともに、高齢運転者を対象とした安全教育とあわせて進めていくことで相乗効果を高める取組を推進します。
- ③ 県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども展開します。
- ④ 令和 3 年 7 月に策定（予定）する「第 3 次三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」をふまえ、関係機関と連携した新たな取組を進めていきます。また、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組も引き続き推進します。

(くらし・交通安全課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(産業廃棄物不法投棄等の未然防止及び早期是正)

(3) 新たに確認された産業廃棄物不法投棄件数は、平成 25 年度から概ね増加傾向にあり、令和元年度は 58 件と高い水準にある。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、令和元年度末現在で約 58 億円と前年度より約 5 億円増加しており、今後も、令和 4 年度の行政代執行終了までは増加が見込まれている。

こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう、引き続き、監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう、電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用促進に取り組まれたい。

また、不法投棄を大規模化させないためにも、市町や関係機関との連携を強化するとともに、廃棄物ダイヤル 110 番をはじめとする各種通報制度等、県民や民間事業者の協力を得て、不法投棄の早期発見に努め、早期に是正させるよう取り組まれたい。

(廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

① 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を進めています。
(廃棄物・リサイクル課)

② 職員による通常の監視・指導業務に加え、民間警備会社に委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、間隙のない監視活動を行うとともに、近隣県市（岐阜県、奈良県、滋賀県、和歌山県等）と合同で産廃運搬車両の合同路上検査を実施し、県境をまたぐ不適正処理の未然防止を図りました。また、平成 29 年度からは無人航空機ドローンによる廃棄物の測量等を行うことにより、事業者への指導をさらに実効性のあるものとしています。

産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。不法投棄等の早期発見を行うため、従来から実施している広報活動（FM 放送、21 事業者との通報協定、電柱広告）を実施し、広報活動の拡充を図りました。

また、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の改正に伴い、建設業者を対象としたセミナーの開催や解体工事現場等へのパトロールを実施するなど、建設系廃棄物の適正処理に取り組みました。

不法投棄等については、行為者のみならず、排出事業者や土地所有者等の関係者に対しても撤去指導等を行うとともに、許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処しています。

(廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

2 取組の成果

① 電子マニフェスト活用率は、平成 27 年度実績より 20.3 ポイント増加し、69.8%となりました（令和 2 年度推計値※）。※電子マニフェスト活用率の把握には、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1 年後となります。優良認定処理業者の認定件数については、令和 2 年度当初より 10 件増加し、384 件となりました（令和 2 年 12 月末現在）
(廃棄物・リサイクル課)

② 通報制度の広報として、FM 放送、電柱広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は 166 件（令和 3 年 3 月末現在）です（過去 3 年間の通報件数：平成 29 年度 92 件、平成 30 年度 123 件、令和元年度 139 件）。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました（なお、発見された不法投棄件数は、平成 30 年度 41 件、令和元年度 58 件、令和 2 年度 40 件）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、事業停止命令 17 件、事業取消命令 4 件、処理施設使用停止命令 4 件の行政処分を行いました。（令和 3 年 3 月末現在）

(廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

令和 3 年度以降（取組予定等）

① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良な産廃処理業者を選定しやすい環境をつくるため、業界団体と連携し、優良認定処理業者の育成に向けた取組を進めます。
(廃棄物・リサイクル課)

② 県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、令和 2 年度に引き続き、建設業者を対象としたセミナーの開催及び解体工事現場等へのパトロールや新たに解体工事に係る関係機関・団体との会議を開催するなどして、関係機関と連携して監視機能を強化するとともに、引き続き休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。

さらに、無人航空機ドローンにより廃棄物の保管量等を測量することで、事業者への指導をさらに実効あるものとするとともに、悪質な事業者に対しては、改善命令等の行政処分を行うなど厳正に対処します。

不法投棄防止等に関する広報については、引き続き県民に対して通報を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化していきます。

(廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(RDF 焼却・発電の終了に伴う市町等への支援等)

(4) 平成 30 年 7 月 19 日の三重県 RDF 運営協議会総会において、RDF 製造団体は、令和元年 9 月を軸に三重ごみ 固形燃料発電所への RDF の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること等が決議された。これを受け、三重ごみ 固形燃料発電所での RDF の焼却・発電は、令和元年 9 月 17 日をもって終了した。

また、この決議に基づき、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援を行うとともに、平成 30 年 12 月に創設した「ポスト RDF に向けた施設整備等補助金」により、ポスト RDF に向けた必要となる施設整備等に対する支援を進めている。

今後は、引き続き技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、企業庁と役割分担・連携のうえ、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行い、関係市町からの意見も踏まえ、事業の総括に向けた取組を進められたい。

(廃棄物・リサイクル課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整などの技術的支援を引き続き行いました。

また、関係市町等がポスト RDF への移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成 30 年度に創設した県単独の補助制度「ポスト RDF に向けた施設整備等補助金」により財政支援を行いました。

事業の総括については、事業終了後の総括に向けて、データ整理を行っているところです。

(廃棄物・リサイクル課)

2 取組の成果

① 東紀州地域の広域ごみ処理施設の設置に関して、関係市町が構成する一部事務組合設立準備会における幹事会（課長会議）に県担当者が出席しました。[令和 2 年度実績：3 回（7 月、1 月、2 月）]

令和 2 年度にポスト RDF 体制への移行に向けた施設整備等を実施する 1 団体（南牟婁清掃施設組合）に対し、計 12,760 千円の補助金の交付を予定しています。

(廃棄物・リサイクル課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の支援を行います。

また、関係市町等がポスト RDF への移行に向けて実施した施設整備等に対して、「ポスト RDF に向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。

事業の総括については、事業を運営してきた企業庁と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町のご意見も確認し、令和 3 年度に中間的な報告をするとともに、すべての業務が終了した段階で速やかに最終的な総括が行えるように取組を進めます。

(廃棄物・リサイクル課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 環境生活部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 ア 収入未済

① 収入未済額が令和元年度末現在 5,824,484,805 円あり、前年度と比べて 496,287,098 円増加していた。
 (文化振興課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ 収入事務

- ① 広告掲載料の二重収納に気付かず、返還していなかった。 (図書館)
- ② 図録販売料の調定処理が遅延していた。 (美術館)
- ③ 現金納付された美術館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (美術館)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア

- ① a 光熱水費負担金については、相手方に連絡し、すでに納入済みです。 (文化振興課)
- b 原因者である法人は平成27年1月20日に解散し、将来その事業を再開する見込みがなく、支払い能力がない状態が継続していますが、誓約書に基づき分納により回収を続けていたものの、平成30年12月分から納付が滞り始めました。

分納を行っていた法人精算人（代表取締役）が、個人における破産手続きを開始したことから精算人としての任を終えることになり、指導及び督促等を行う相手が不存在となつたことから、当債権を整理対象とし、令和2年3月23日付けで三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第11条第1号の規定による徴収停止の措置を採りました。 (廃棄物・リサイクル課)

- c 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。

このため、令和2年度においても、引き続き、原因者（滞納者）の財産調査を行うとともに、聞き取り等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ

- ① 納入通知書の亡失による納付書の再発行を行う際は、相手方に対し、亡失した納入通知書が発見された場合は破棄するか当方へ返送するよう指示する等、二重収納の発生防止の対応を行うとともに、担当者において、財務会計システムにより二重収納が発生していないかを定期的にチェックするよう周知徹底を行いました。 (図書館)

- ② 図録販売料の調定処理は、「会計事務の手引き」などを随時閲覧するようにし、調定処理を遅滞なく行っているかを複数名にてチェックすることを徹底しました。 (美術館)

- ③ 現金納付された美術館観覧料の金融機関への収納処理については、収納処理が遅延しないようにアラームを設置するとともに複数名にて収納処理が遅れることのないようチェックすることを徹底しました。 (美術館)

2 今後の方針（取組予定等）

ア

- ① a 今後、収入未済が発生しないように相手方に早めに確認を取ることとします。 (文化振興課)
- b 令和元年度（令和2年3月23日）に、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第11条第1号の規定による徴収停止の措置を採ったことから、3年経過後（令和5年3月24日以降）に、徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、当該債権を放棄し不納欠損処分を行う予定です。 (廃棄物・リサイクル課)

c 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。

また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ

- ① 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (図書館)
- ② 今後とも調定処理を遅滞なく行うこと徹底していきます。 (美術館)
- ③ 今後とも現金納付された美術館観覧料の金融機関への収納処理については、引き続き、遅延しないよう徹底していきます。 (美術館)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 環境生活部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【企画展造作物製作・設置等業務委託】

・履行確認の記録がなかった。

・期限内の支払履行を確認できる証拠書類がなかった。

(美術館)

イ 旅費

① 【文化交流ゾーン防災分科会ベンチマー킹】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(図書館)

ウ 物品等購入

① 図書の購入において、納品日の記録がなかった。

(美術館)

エ その他の支出事務

① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(地球温暖化対策課)

② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(くらし・交通安全課)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア

① a 履行確認の記録については、複数名にて確認を行うようチェック体制を強化し、忘れずに記録を行うように取り組みました。

b 期限内の支払履行を確認できるように証拠書類の整備を行っているかを複数名にてチェックを行うことを徹底いたしました。

(美術館)

イ

① 旅行完了後、1週間をめどに速やかに文書による復命を行うよう、館内での周知徹底を行いました。

(図書館)

ウ

① 図書の購入において、納品日の記録を忘れずに残すように複数名にてチェックを行うよう取り組みました。

(美術館)

エ

① 仕様書及び内訳書に不備があったため入札を中止したことから、複数職員によるチェックの徹底や課内で事例の周知を行い、再発防止に努めました。

(地球温暖化対策課)

② 起案時の入札チェックリストの添付を再度徹底するとともに、複数者による入念なチェックを行いました。

(くらし・交通安全課)

2 今後の方針（取組予定等）

ア

① a 今後とも履行確認の記録については、チェック体制を強化し、忘れずに記録を行うように取り組みます。

b 今後とも期限内の支払履行を確認できるように証拠書類の整備を行うように徹底してまいります。

(美術館)

イ

① 引き続き、適正な事務処理に努めます。

(図書館)

ウ

① 今後とも図書の購入において、納品日の記録を忘れずに残すように徹底してまいります。

(美術館)

エ

① 引き続き複数職員によるチェックの徹底や職員への注意喚起を行い、適正な事務処理に努めます。

(地球温暖化対策課)

② 今後も適正な財務の執行に努めるべく入念なチェックを実施していきます。

(くらし・交通安全課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 貢産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 目的外使用許可の手続きを行わずに、教育財産の一部を使用させていた。 (美術館)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 今回指摘のありましたスペースについては、これまでパブリックスペースとして整理しておりましたが、令和2年度から教育財産規則に基づき目的外使用許可の手続きを行うこととしました。 (美術館)
2 今後の方針（取組予定等） ① 今後とも教育財産の目的外使用については、適切に行うよう取り組んでまいります。 (美術館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故（物損額：県 254,861 円）

(総合博物館)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 駐車場において後方不注意により損傷したため、特にバックにて入庫、出庫をする際は細心の注意を払うよう職員へ周知徹底を行いました。
(総合博物館)

2 今後の方針（取組予定等）

① 今後も、館内会議等において、更なる注意を払うように意識付けを行い、再発防止に努めていきます。
(総合博物館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 事故発生報告書を提出していなかった。 (廃棄物監視・指導課) ② 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (廃棄物監視・指導課) ③ 事故発生報告書等の提出が遅延していた。 (総合博物館)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 ① 指摘があった事項については、令和2年6月の課内会議で共有し、事故が発生した場合は、報告書を提出するよう周知徹底を図りました。 (廃棄物監視・指導課) ② 指摘があった事項については、朝会で共有し、速やかに報告書を提出するよう周知徹底を図りました。 (廃棄物監視・指導課) ③ 再発防止に向け、事故が発生した際は早急に報告書を提出するよう職員へ周知徹底を行いました。 (総合博物館)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） ① 今後も、適正な事務処理に努めていきます。 (廃棄物監視・指導課) ② 今後も、適正な事務処理に努めていきます。 (廃棄物監視・指導課) ③ 引き続き、適切な事務処理に努めていきます。 (総合博物館)</p>

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査事業の促進)

(1) 地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、令和元年度末の進捗率は9.7%と、全国平均の52%と比較して極めて低い状況にあり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度である令和元年度実施面積は、目標値13km²に対して6.8km²と大きく下回り、計画期間中、目標値を達成することができなかった。

このような状況の中、地籍調査の遅れは、土地の有効活用の促進や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧・復興等に支障をきたすおそれがある。

このため、新技術の導入や国直轄事業の積極的な活用等により、市町が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、緊急性の高い区域における調査を優先的・効率的に実施できるよう、関係機関等と連携し、地籍調査事業の一層の促進を図られたい。
(水資源・地域プロジェクト課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

- ① 地籍調査の推進に向けて、地籍調査の実施主体である市町への事業費補助及び三重県国土調査推進協議会等による研修会等を通じて新技術や制度改正などの情報提供を行っています。また、地籍調査を休止している3市町に対して、幹部職員等が直接訪問して調査を再開することの重要性や有効性を説明し事業の早期再開に向けた働きかけを行っています。さらに国に対して、南海トラフ地震や土砂災害など被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や三重県国土調査推進協議会等を通じた要望活動を実施しています。
- ② 地籍調査の推進は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模自然災害からの復旧・復興対策の迅速化に不可欠であることから、休止市町を含めたすべての市町に対して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域等における地籍調査の実施を働きかけています。また、平成30年度2月補正から「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の緊急臨時措置を行うとともに、令和元年度2月補正では「洪水等対応型地籍調査緊急対策」の活用を図っています。さらに、令和2年度2月補正では「防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策（5か年加速化対策分）」の活用を図っています。

2 取組の成果

- ① 事業費補助や研修会等の開催により、市町と連携して地籍調査の推進に努めました。また、国に対して要望活動を重ねた結果、当初予算において、要望額の85%を超える予算を確保することができました。
- ② 津波浸水想定区域においては、13市町が地籍調査に取り組み、国直轄事業である効率的手法導入推進基本調査は海岸を有する2市において「MM-S（モービルマッピング）活用型」により実施されています。また、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」は1市が、「洪水等対応型地籍調査緊急対策」は2市が取り組んでいます。

令和3年度以降（取組予定等）

- ① 地籍調査の推進に向け、市町の要望に応じた国の予算が確保されるよう、国に対して強く働きかけていきます。また、効果的かつ効率的な地籍調査の実施にあたっては、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、国の予算要求の考え方にも着目し、緊急性が高いと考えられる地区を重点的に、限られた財源の中で、新しい技術や国直轄事業の成果、国土調査法第19条5項の認証申請などを活用して、市町と連携して取り組みます。
- ② 地籍調査事業の休止市町に対して、引き続き、地籍調査の重要性や事業効果について説明し、事業の再開に向けた働きかけを行っていきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(移住の促進)

(2) 移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」の令和元年度実績値は、383人となり、同計画期間中、毎年度目標値を達成するとともに、移住者の集計を始めた平成27年度以降増加を続け、5年間の累計は1,400人を超える結果となった。

一方、同総合戦略における「県外への転出超過数」の令和元年度の実績値は6,251人となるなど、依然として厳しい状況が続いていること、一層の社会減対策が求められている。

このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等との連携を強化し、移住希望者が求める多様な就労情報や地域での暮らし方に関する情報の収集・発信等により、移住の促進を図るとともに、移住の促進が地域の活性化につながるよう取り組まれたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大都市から地方への移住需要が高まることが想定されることから、ワーケーション等の新たな働き方に関心がある人を呼び込むなど、更なる移住の促進に取り組まれたい。

(地域支援課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

① 市町、関係機関と連携し、東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」や大阪、名古屋での移住相談デスクなどにより、引き続き、移住希望者それぞれのライフプランに応じたきめ細かな相談対応を行いました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、一部取組を中止する一方、オンラインを活用した取組を行いました。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となりましたが、全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、HPやSNS等による情報発信を行いました。また、「命」と「経済」の両立をめざす『みえモデル』の取組として、三重での暮らしを紹介するリレーPV「わたしたち三重で暮らしています」を制作し、YouTubeへ投稿するほか、HPへの掲載や首都圏向け広報など広く発信しました。

③ 令和2年度、新たに、首都圏に移住希望者のコミュニティ「東京スクエア」、三重に移住者や移住者の受け入れを希望する地域の人たちのコミュニティ「三重スクエア」を形成し、移住希望者と移住者や地域の人たちが、継続的につながり交流するための仕組みである「三重暮らし魅力発信サポートーズスクエア」に取り組みました。

また、新たに、移住者や地域の人を、「三重暮らし応援コンシェルジュ」に委嘱しました。今後、「三重スクエア」のキーパーソンとしての活動や、移住希望者からの相談に協力いただくこととしています。

④ 令和2年度から、ワーケーションを推進する県庁内の横断的な会議「ワーケーションによる関係人口増加促進プロジェクトにかかる関係課長会議」が設置され、関係部局が連携して取組を進めています。地域連携部も、参加しており、市町への情報提供を行っています。また、「みえモデル」の取組として、雇用経済部が構築するワーケーションマッチングサイトに、「三重の暮らし魅力発信」ページを併設しました。併せて三重の暮らしを紹介するリレーPVも「三重の暮らし魅力発信」ページに掲載をし、広く発信しました。

⑤ 市町の担当者会議や研修会を実施することにより、県と市町の連携や、市町同士の横のつながりの強化を図りました。また、「移住促進庁内連携関係課長会議」を引き続き設置し、庁内の連携促進を図りました。

2 取組の成果

上記の取組を実施したところ、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年1月31日の間）の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、313人でした。

※前年同期 239人

令和3年度以降（取組予定等）

令和3年度以降の方向性

① 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、オンライン相談などITツールも積極的に活用し、引き続き、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、三重暮らし魅力発信サポートーズスクエアの取組では、交流サイトなどを活用しつつ、自分にあった暮らしを実現するためのきっかけとなるフィールドワークの実施や、移住希望者と三重暮らし応援コンシェルジュ等の移住者や地域の人たちとの継続的な交流を進めています。

② 新たにテレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層を対象に、「暮らし体験モニター」を実施するとともに、ワーケーション実践者に三重での暮らしを体験してもらうことにより、新たな移住希望者の掘り起こしを行います。さらに、暮らし体験をした人を三重暮らし魅力発信サポートーズスクエアに取り込み、「三重スクエア」メンバーをはじめとする地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行うとともに、移住希望者を受け入れる側の体制強化を図るための人材養成講座を開催します。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備の推進)</p> <p>(3) 令和3年の三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）については、県民が「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民力を結集した大会をめざすとともに、両大会の開催を契機として、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくこととしている。</p> <p>これまで、経費節減や企業協賛等により財源確保に努めながら、広報・とこわか運動（県民運動）の展開やボランティアの養成等の開催準備を進めるとともに、競技力の向上を図ってきた。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、こうした取組について中止や実施方法の変更を余儀なくされたり、市町における競技別リハーサル大会が相次いで中止になるなど開催準備に影響を与えている。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、引き続き、簡素・効率的な大会運営や県民への周知など計画的な開催準備、競技力の向上を図るとともに、県民、市町、関係団体等がオール三重で取り組み、安全・安心な両大会の開催につなげられたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務企画課、競技・式典課、運営調整課、全国障害者スポーツ大会課)</p>	
講じた措置	
<p>令和2年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、開・閉会式の会場及び式典実施方法の変更など、両大会全般にわたり大幅な見直しを行うとともに、両大会の競技会、開・閉会式のガイドラインの策定を進めました。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、広報活動やイベントの中止などの影響がありましたが、そのような中でもSNS等による広報など、できる活動を行ってきました。 ③ 三重とこわか国体の競技別リハーサル大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、39大会が中止となりましたが、市町が希望する代替大会をリハーサル大会として位置づけました。 ④ 各ボランティアの養成については、集合研修を中止し、オンラインやDVDでの研修を実施しました。 ⑤ 三重とこわか大会の競技役員養成については、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら養成に努めました。 ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、競技力の状況把握が困難となりましたが、三重とこわか国体に照準を合わせ、計画的に強化活動に取り組みました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両大会の開・閉会式を三重県総合文化センターに変更するとともに、両大会の競技会や開・閉会式のガイドラインを策定しました。また、それらのガイドラインを一体のものとしてとりまとめ、両大会における新型コロナウイルス感染防止対策の全体像を示した「三重とこわか国体・三重とこわか大会新型コロナウイルス感染防止対策基本方針」を策定しました。 ② 競技や選手の紹介を様々な媒体で行うとともに、企業等に対しポスターの掲示などPRへのご協力の呼びかけ、両大会開催300日前の節目イベントを実施しました。 ③ 令和2年度に中止となったリハーサル大会のうち、6大会を令和3年度に代替大会として開催することとなりました。 ④ 各ボランティアの応募状況は、令和3年3月末日現在において、運営ボランティア2,153人、情報支援ボランティア481人、移動支援ボランティアが114人となっています。 ⑤ 全国障害者スポーツ大会の競技運営に必要な審判員については、フライングディスク及び車いすバスケットボールを除き確保しました。 ⑥ 成年選手が本県に定着し、競技活動が継続できるよう就職支援の取組を進めた結果、3月末現在、求人登録は累計で243社となりました。また、就職者数（内定者数を含む）の累計は189人となりました。 <p>令和3年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両大会の開・閉会式については、大会史上初の「オンライン式典」に取り組みます。 また、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる基本方針や各種ガイドラインは、感染状況に応じて、適宜、改訂等を行います。 ② 県民の皆様にさまざまな形で関わっていただけるよう、観戦ガイドブックなどにより会場での観戦やテレビ・インターネットを活用した視聴方法の周知を行っていきます。また、安全・安心な両大会とするため講じる感染防止対策についても、広く周知していきます。 ③ 競技別リハーサル大会については、当初から計画されている2大会に令和2年度の代替大会6大会を加えた8大会を開催する予定です。 ④ 各ボランティアについて、選手や観覧者をおもてなしの心でお迎えできるよう、オンラインやDVDでの研修を実施するほか、リハーサル大会を通じて実務経験を積んでいただくとともに、各会場に配置するボランティアリーダーを養成していきます。なお、募集人数に達していない情報支援ボランティアについては、引き続き募集を行います。 ⑤ 引き続き、全国障害者スポーツ大会の審判員の養成やスキルアップを進めます。 ⑥ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、効果的な強化対策に取り組むとともに、本番に向けた万全なコンディションづくりに努め、三重とこわか国体において天皇杯・皇后杯を獲得します。 	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(南部地域の活性化の推進)

(4) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「南部地域における転出超過数」の令和元年度の実績は 2,252 人と、目標値 1,200 人を上回り、平成 29 年度以降、数値目標を達成することができなかった。

このため、より効果的な働く場の確保や生活サービスの提供等による移住・定住の促進を図るため、令和元年度に見直しを行った南部地域活性化基金を有効に活用するなど、引き続き、市町をはじめ、関係部局や団体、民間企業等と連携を図り、南部地域の活性化を一層推進されたい。

特に、東紀州地域においては、令和元年度の熊野古道世界遺産登録 15 周年事業で築いた団体との絆やノウハウを生かした取組を進め、来訪者の増加を図るとともに、(一社) 東紀州地域振興公社等と連携し、観光情報の発信や東紀州地域産品の高付加価値化等の支援を行い、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、観光消費額の一層の増加に努められたい。
(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

- ① 民間企業等と連携し雇用の創出をめざす取組や複数市町が連携して行う若者の地元就職・Uターン就職を促進する取組、新交通システム実証実験等安心して暮らし続けるための取組を基金等により支援しました。
- ② 関係人口の取組（度会県）では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた地域と人とをマッチングする取組を見直し、オンラインで交流する「度会県オンラインサロン」を開催しました。また、地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着に向け、隊員の人材育成やネットワーク化を進めました。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復を図りながら、南部地域の魅力を児童・生徒に認識してもらうため、県内学校の南部地域への体験教育旅行を支援するとともに、児童・生徒の自主的な学びにつながる「熊野古道伊勢路 謎解きノート」を作成しました。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた来訪者の受入環境整備として、東紀州地域をはじめとする観光地を複数選ぶと最適な旅行ルートや移動手段等を案内する「旅行ルート作成システム」の構築を進めるとともに、教育旅行誘致や近隣県からの誘客に取り組みました。
- ⑤ 15 周年事業実行委員会構成団体には、熊野古道一斉クリーンアップ作戦等の保全活動を通じて一体感を育むなど機会を捉えて、20 周年に向けた取組を続けました。
- ⑥ 公社では、東紀州地域の観光情報等を掲載したウェブサイトのリニューアル、来訪者受入環境の整備などに取り組みました。また、産業分野では、魅力ある地域産品づくり、商品のブランディング等を図りました。
(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

2 取組の成果

- ① 基金の見直しにより、これまでの基金事業に加えて、民間企業等と連携した取組や生活サービスの改善を図るモデル的な取組など、創意工夫を凝らした市町の取組を促す仕組みを運用しています。
- ② 多様な分野での地域のキーパーソンをゲストに迎え、全 8 回の「度会県オンラインサロン」を実施し、その後の度会県民の現地訪問や地域でのクラウドファンディング開始などの成果につながりました。
- ③ 多くの県内学校（延べ 410 校（児童・生徒 24,168 人）が支援制度を活用）が南部地域へ来訪する機会を創出するとともに、子どもたちの南部地域への関心の高まりを促しました。
- ④ 教育旅行による来訪が増え、熊野古道の語り部の派遣実績が馬越峠や松本峠で 58 校 3,531 人となりました。また、熊野古道センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により春期に開催できなかった写真展「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」を再調整して、12 月～1 月期に改めて開催し、さらに和歌山県内の開催、志摩スペイン村での開催に到るなど、集客交流の促進を図りました。
- ⑤ 公社では、インスタグラムなどの SNS、ブログ等を活用するとともに、県内外でのイベントを通じて情報発信を行いました。また、産業面では特産品のパッケージのリデザインや新規商品開発、バイヤーとの成約、観光面では観光関連施設でのコロナ対策実施など、111 件の業務拡大や改善を促進しました。
(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

- ① 市町の効果的な取組を促進するため、南部地域活性化推進協議会において課題解決に向けた検討を行うとともに、基金等により市町の取組を支援します。また、地域おこし協力隊のネットワーク化を一段と進めます。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、令和 3 年度も南部地域への教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、「熊野古道伊勢路 謎解きノート」の活用などにより、教育旅行の目的地として南部地域が選ばれる仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 熊野古道への来訪者にさまざまな楽しみや学びを提供しつつ古道歩きが具体的に思い描けるコンテンツを作成するなど、来訪者の一層の満足度向上に向けた取組を進めます。また、公社や奈良県、和歌山県等と連携し、熊野古道を核とした情報発信や誘客促進、アクセスの向上と周遊性等を高める取組を進めます。
- ④ 公社では、東紀州地域の観光地域づくりのかじ取り役を務め、多様な関係者と連携しながら、地域を活性化させ、持続可能な地域社会を維持していくことをめざします。また、産業では、地域産品の高付加価値化や販売支援に取り組みます。
(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 管理する公用車の車検切れに気づかず、共用する他所属の職員が当該車両を運行した事案があった。 (桑名地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 全ての車両の車検満了日を複数の職員で確認するなど、公用車の運行管理を徹底するようにしました。 また、公用車のダッシュボードに車検満了日のシールを貼付することで、公用車を利用する庁舎内各事務所の職員が、乗車前に車検満了日を確認するようにしました。 (桑名地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等） (1) 上記の取組により公用車の適正な運行管理に努めていきます。 (桑名地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務 ① 現金納付された行政資料等複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (地域連携総務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 納付された現金の金融機関への収納が当日 15 時に間に合わない場合は、翌営業日に必ず収納するように徹底し、収納忘れないように複数職員の予定表に登録して情報共有し、遅延防止が図れるようにしました。 (地域連携総務課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (地域連携総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	
① 【第 25 回参議院議員通常選挙臨時啓発に係る選挙啓発イベント業務及びテレビCM及び動画広告の作成、並びにテレビCM等放送委託】	・完成報告書が提出されていなかった。 ・履行確認日の記載誤りがあった。 (市町行財政課)
② 【東京 2020 オリンピック聖火リレー運営業務委託】	・契約書に各年度の支払金額を記載していなかった。 (スポーツ推進課)
③ 【熊野古道ウォークにおける誘客のしくみづくり等業務委託】	・契約保証金の免除について、根拠を決裁文書に記載していなかった。 (東紀州振興課)
④ 【三重県伊賀庁舎浄化槽汚泥引抜及び清掃業務委託】	・履行確認書を交付していなかった。 (伊賀地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 完成報告書の様式で報告をもらっていないかったため、今後は様式を提示し報告を提出いただくよう徹底するとともに、履行確認日についても誤りがないよう複数人で確認することとしました。 (市町行財政課)	
② 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。 (スポーツ推進課)	
③ 今後、契約保証金を免除する際は根拠を決裁文書に記載することを徹底するよう、課内で注意喚起を図りました。 (東紀州振興課)	
④ 複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うため、チェック体制を強化しました。 (伊賀地域防災総合事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (市町行財政課)	
② 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (スポーツ推進課)	
③ 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (東紀州振興課)	
④ 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀地域防災総合事務所)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 補助金等	
① 【第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金】	(運営調整課)
・履行確認の記録がなかった。	
② 【新三重武道館整備費補助金】	(スポーツ推進課)
・交付要領に定めた状況報告書が提出されていなかった。	
③ 【離島航路整備事業補助金】	(南部地域活性化推進課)
・交付要領に定めた経営改善結果報告書が提出されていなかった。	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 額の確定の際に履行確認を行うほか、年度内に実績報告書の提出ができない事業については、検査書類等を受領し履行確認を行いました。	(運営調整課)
② 必要な提出書類の確認など適正な事務処理を徹底させるとともに、今後提出漏れのないよう課内で注意喚起を図りました。	(スポーツ推進課)
③ 補助金交付要領に定める経営改善結果報告書については、令和 2 年 8 月に受領しました。また、再発防止のため、事務処理方法について再確認するとともに、課内で情報共有を行いました。(南部地域活性化推進課)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、適正な事務処理に努めています。	(運営調整課)
② 引き続き、適正な事務処理に努めています。	(スポーツ推進課)
③ 事務処理方法について、課内で周知徹底を図り、適切な事務処理に努めます。	(南部地域活性化推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 旅費 ① 【スペインミッション事前調整及び三県連携シンポジウム】 ・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。 (東紀州振興課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 復命の必要な旅行完了後、文書による速やかな復命を徹底するよう、課内で注意喚起を図りました。 (東紀州振興課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (東紀州振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
エ その他の支出事務	
① 預貯金調査費用の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(桑名地域防災総合事務所)
② 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。	(桑名地域防災総合事務所)
③ 預貯金調査費用の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 支出状況の把握が適切に行われていなかったことから、所属内で打ち合わせを行い、出納員や副務者によるチェックを改めて徹底するようにしました。	(桑名地域防災総合事務所)
② 支払額の把握が正確でなかったことから、所属内で打ち合わせを行い、出納員や副務者によるチェックを改めて徹底するようにしました。	(桑名地域防災総合事務所)
③ 支出審査確認時に十分な確認を行わなかつたことから、支出審査の際には、確実に証拠書類を確認したうえで進めるとともに、取消処理漏れ等が発生しないよう、職員間での情報共有・確認を徹底しました。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めるとともに、職員の経理事務に関する知識を深めるため必要な研修の受講を促進しています。	(桑名地域防災総合事務所)
② 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めるとともに、職員の経理事務に関する知識を深めるため必要な研修の受講を促進しています。	(桑名地域防災総合事務所)
③ 同様の事案が再度発生しないよう、支出審査確認時の証拠書類の確認を徹底するとともに、財務会計システムで処理未済案件を定期的に確認し、適正な事務処理に努めます。	(鈴鹿地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 建物の目的外使用において、公有財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (伊賀地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 適正な事務処理を行うため、課長及び副務者と業務内容を共有し、チェック体制を強化しました。 (伊賀地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① パソコンの損傷（修繕額 120,780 円） （市町行財政課）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 書類を取り出す際にそばにあった飲料を倒したことが原因であり、普段から机上を整理するよう課内で共有し、再発防止の徹底を図りました。 （市町行財政課）
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、定期的に再発防止に向けての注意喚起を行います。 （市町行財政課）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 723,600 円) (松阪地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 不注意により事故を発生させた当該職員に対して公用車の運転を一定期間制限し、所属長より厳重注意を行うとともに、所属内職員に対して会議や交通安全研修において、交通安全意識と危機管理意識の向上について注意喚起を図りました。 (松阪地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (松阪地域防災総合事務所)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大)	
<p>(1) 伊勢志摩サミットで高まった県産農林水産物の認知度や評価を生かして、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外での販路拡大をめざし重点的に取り組んでおり、令和元年度においては、国内外における戦略的なプロモーションにより販路を拡大し、国際水準GAP等認証取得で目標を達成することができた。</p> <p>引き続き、大会での県産農林水産物の活用はもとより、大会後の国内外での認知度向上、販路拡大にもつながるよう、これまでの関係者との連携を更に深め、県産農林水産物の供給体制やプロモーション活動の強化を図られたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県農林水産物の需要減少や価格の下落等が生じ、農林漁業者の経営を圧迫するなど影響を与えており、経営安定に向けた支援や県産農林水産物の需要喚起の取組を引き続き進められたい。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>	
講じた措置	
令和2年度	
1 実施した取組内容	
<p>令和3年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出が有利に進められるよう、官民が一体となって、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組の加速、「東京2020大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づく、きめ細かなプロモーションに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により輸出先国への訪問が制限されるなか、オンライン活用による海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出など輸出に挑戦する産地の取組支援などを行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応として、現場の声を丁寧に聞き取りながら、県産農林水産物の消費拡大、農林水産事業者の生産支援に取り組みました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>	
2 取組の成果	
<p>県内の国際水準GAP認証等の取得は、令和3年2月時点において、農産物92件(12件増加)、畜産物12農場(増加無し)となっており、農産物においては令和2年度末までの目標である95件に向けて、認証数は着実に増加しています。今後も地域GAP推進チームが核となり、農業経営体等の取組状況に応じたきめ細かな指導・助言等による認証取得支援に取り組みます。また、水産エコラベルの認証取得に向けた支援の結果、令和3年3月に養殖マダイにかかるMEL認証の取得につながりました。</p> <p>県産農林水産物のプロモーションについては、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、首都圏等ラグジュアリーホテルにおいて三重県フェアが開催され、これまでのプロモーション活動を通じて紹介してきた県産食材や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた高級食材など、のべ71品が採用されました。</p> <p>輸出については、伊勢茶の輸出拡大に向け、海外にネットワークを持つ(株)HISと締結した「食の海外展開に係る戦略的連携協定」に基づく取組を進め、ベトナムを対象としたオンラインツアーアクションを実施しましたが、アゼルバイジャン向けの輸出は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停止しています。みかんについてはタイへ早生温州を6.3t輸出しました。アジア市場へは、品目や量の拡大をめざす取組が進められ、伊賀牛のマレーシア、台湾などへの継続的な輸出が始まっています(令和3年3月末時点、5,732kg)。また、水産物については、海外輸出に係るオンラインでの商談体制を整備したことで、毀損した商流のつなぎ直しやマレーシアへの活ガキ輸出など新たな販路の獲得につながりました。</p> <p>この他、木材については、川崎市が設置した木材利用推進フォーラムの行政部会に参加したことにより、首都圏の9都県市首脳会議と情報共有できる体制が構築できました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、外食等の需要減退の影響などを受けた、松阪牛や養殖マダイ等の高級食材をはじめとする県産農林水産物の消費拡大を図るために、県内量販店や大手通信販売会社等と連携した販売促進活動のほか、学校給食への食材提供、大手コンビニチェーンでの新商品開発、ECサイトによる販売支援など、さまざまな関係者と連携した取組を行いました。12月からは、生産者の皆さんを応援し、県産農林水産物の消費拡大につなげていくためのキャンペーンを2回実施しました。</p> <p>また、新たな生活様式に対応した商品開発や環境変化に対応できる人材の育成、国補正予算による高収益作物次期作支援交付金や経営継続補助金等の活用をサポートするなど、農林水産事業者の生産支援にも取り組みました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>	
令和3年度以降(取組予定等)	
<p>引き続き、関係者が一体となって、国際水準GAP認証取得等の生産体制の整備、首都圏等でのターゲットに合わせたきめ細かなプロモーション、輸出にかかる必要なオンライン商談・プロモーションを含めた新たな販路開拓の取組支援などを進め、オール三重の体制で県産農林水産物の認知度向上、販路拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けて、常に現場の声に耳を傾け、農林水産事業者の皆さんに寄り添いながら、対策を講じていきます。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農林水産業における就業者の確保、育成及びその定着の促進)

(2) 農林水産業における就業者数は、高齢化や後継者不足等により大きく減少しており、農林水産業を担う人材の確保・育成は喫緊の課題となっている。

これらの課題に対応するため、各分野において、就業希望者への情報提供、インターンシップの実施等、新規就業者の確保等に向けたさまざまな対策を実施し、令和元年度の農林水産業における新規就業者数は目標を達成したが、依然として担い手の確保が厳しい状況にある。

今後もこれらの対策を進めるとともに、就業者を定着させる取組も重要であることから、雇用の受け皿となる法人など経営体の育成や支援、またAIやICT等を活用したスマート技術の導入促進など、取り巻く環境の改善にも取り組み、農林水産業における就業者の確保、育成とその定着に向け取り組まれたい。

(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

次代のみえの農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を促進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営体等の育成、生産技術の見える化や、作業の自動化・効率化につながるスマート農林水産業に取り組みました。

具体的には、農業では、県内外における就業・就職フェアへの出展等を通じた農業経営体と就農希望者とのマッチングや農業の働き方改革の促進等に取り組むとともに、専門家派遣による労働環境や労務管理等の改善に向けた支援等を実施しました。また、「みえ農業版MBA養成塾」において農業ビジネスの経営人材の育成を進めました。さらにICT等を活用した、伊賀米や伊勢茶、青ネギなどにおける技術の見える化や紀州地域のかんきつや水稻の種子生産における高度な生産技術の実証等、スマート農業導入の促進に取り組みました。産地などにある使用されなくなったビニールハウスや温室などの「居ぬき」資産と就農者のマッチングに取り組みました。

林業では、首都圏等での就業ガイダンスや移住相談会において就業希望者向けの相談窓口を設置したほか、高校生を対象とした林業職場体験研修や、開講2年目となる「みえ森林・林業アカデミー」において、林業体験講座を実施し担い手の確保に取り組みました。同アカデミーでは、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン講座を積極的に導入しつつ既就業者を対象に3つの基本コースや、より専門性の高い技術を習得できる選択講座などを実施し、新たな視点や多様な経営感覚などをもち、地域振興の核となりうる人材の育成に努めました。

水産業では、漁協等が行う漁師塾および真珠塾の運営支援や新たな開設に向けた支援に取り組みました。また、協業化・法人化を検討する経営体等への専門家の派遣、事業承継にかかる相談窓口を漁協に設置するなど「居ぬき」の物件をあっせんする仕組みづくり等に取り組みました。さらに、魚類養殖ではAIを活用した完全自動型給餌システムの開発や、藻類養殖では養殖漁場にICTブイを設置し、ブイから得られたリアルタイムの水温等の海況情報を発信できる情報プラットフォームの構築等に取り組みました。

(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)

2 取組の成果

農業では、令和2年度の新規就業者数の目標達成（180人）に向け、県内での就業・就職フェアの開催（2/13）や県外の就農フェアへの出展等により就農相談に対応するとともに、専門家派遣等を通じて農業経営体の法人化を促進しました。また、「みえ農業版MBA養成塾」では、プライマリーコース2名の塾生に対し、経営学等のカリキュラムを実行しました。令和3年度の塾生については、雇用型インターンシップ受入法人の拡充（5法人増）に加え、専用サイトやオンライン募集説明会（10/31、11/21）、特別公開講座（津市、12/18）での募集活動等を行いました。さらに、新規就農者等と産地の「居ぬき」資産のマッチングの結果、5件の遊休農業施設が移譲されました。

林業では、首都圏等での就業ガイダンスにおいて、67名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修には4校83名の生徒が参加し、林業の職場を体験しました。みえ森林・林業アカデミーの林業体験講座では8名の受講生が森林・林業の基礎やチェーンソー操作等を学ぶ講座を受講しました。また、同アカデミーの3つの基本コースは当初、定員の25名を超える32名が受講を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインを中心とした講座となり、25名の受講となりました。オンライン講座のシステムを構築できたことで、遠隔地からの参加を含め、先進的で幅広い知識やスキルの習得を図ることができました。

水産業では、みえ真珠塾が開催した短期研修（9月）に1名が参加するとともに、県内の3地区で協業化・法人化に向けた取組を支援しました。また、「居ぬき」物件を新規就業希望者等とマッチングするための仕組みづくりを青ノリ養殖業および小型定置網漁業で取り組み、青ノリ養殖において1件の養殖資材が移譲されました。AIを活用した魚類養殖の完全自動型給餌システムでは1割以上の餌料効率の向上が認められたことに加え、伊勢湾内5地区でICTブイを藻類養殖漁場に設置し、11月から海水温、潮位データ等のリアルタイムでの提供を開始しました。

(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)

令和3年度以降（取組予定等）

引き続き、市町や関係団体等と連携し、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、県内外で開催される就業・就職フェアや体験研修会などを開催し、さまざまな機会を通じて、三重の農林水産業の魅力を広く情報発信します。また、県内外のさまざまな人から選ばれ、若者等が魅力を感じる「持続可能なもうかる農林水産業」の実現に向け、施策を総合的に展開していきます。

(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(C S F (豚熱) 対策の推進)

(3) 令和元年 7 月に C S F が発生したことを踏まえ、8 月 8 日に対策チームを設置し、家畜伝染病予防法の対象となる県内全域の養豚農場等における飼養豚へのワクチン接種、防護柵の設置等の農場対策に取り組むとともに、野生いのししへの経口ワクチン散布等の対策を実施することにより、飼養豚への C S F 感染拡大を阻止している状況である。しかし、野生いのししへの C S F 感染は依然として拡大している状況である。

また、令和元年度以降、アジア地域において A S F (アフリカ豚熱) の発生が急速に拡大し、日本国内への侵入脅威が一段と高まっている。このため、2 年 4 月に C S F 対策とともに A S F 対策も含めた改正家畜伝染病予防法が公布された。

今後も、引き続き、関係者と連携し、飼養豚への A S F も含めた C S F の感染拡大防止対策を的確に推進されたい。

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

- 令和 2 年度から「C S F 対策プロジェクトチーム」として新たに組織化するとともに、地域単位の家畜防疫推進チームを設置するなど体制の強化を図り、引き続き、農場における感染拡大防止対策、野生いのしし対策の強化などに取り組みました。
- 農場における感染拡大防止対策としては、飼養豚への適切な予防的ワクチン接種を継続するとともに、改正後の家畜伝染病予防法や飼養衛生管理基準に養豚農家の的確に対応できるよう、「飼養衛生管理マニュアル」の作成や野生動物等の侵入防止設備の設置など養豚農場のそれぞれの状況にあわせた飼養衛生管理の強化について、家畜防疫推進チームを中心に、専門的な見地からきめ細かな支援・指導を行いました。
- 野生いのしし対策としては、昨年度に引き続き、國の方針に基づき、野生いのししへの豚熱に対する抗体を付与し感染拡大を防ぐため、県内 12 市町（いなべ市 2 回、桑名市 2 回、菰野町 2 回、四日市市 3 回、鈴鹿市 3 回、亀山市 3 回、伊賀市 3 回、名張市 3 回、津市 3 回、松阪市 3 回、大台町 1 回、多気町 1 回）において、経口ワクチン散布を実施するとともに、野生いのししの感染状況を把握するための調査捕獲を実施しました。
- また、猟師等に対し感染拡大防止のための防疫対応の周知・徹底を行ったうえで、県内全域において狩猟を可能としたほか、市町等が実施する春期（4～6 月）の捕獲支援や県主体の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を進めるなど、県内全域で年間を通じて野生いのししの捕獲強化を図りました。
- 令和元年 7 月の豚熱発生農場において、発生前の出荷頭数に回復し経営が軌道に乗るよう、引き続き、きめ細かな支援を行いました。
- 令和 2 年 12 月 29 日に、伊賀市の養豚農場で本県 2 例目となる豚熱が発生したため、自衛隊、国、伊賀市をはじめ、建設業協会、J A や三重交通など民間事業者の協力も得ながら、延べ 10 日間 4,384 人の体制で、令和 3 年 1 月 7 日にすべての防疫措置を完了しました。
- 伊賀市の養豚農場での豚熱発生事例を踏まえ、令和 2 年度 1 月補正予算を計上し、リスクの高い離乳豚舎への豚熱ウイルス侵入防止対策を強化するため、離乳豚舎のある県内全農場を対象に小動物の侵入防止対策や離乳豚舎内の消毒装置導入等について支援を行うとともに、養豚農場周辺での野生いのししの捕獲強化に取り組みました。

(C S F 対策プロジェクトチーム)

2 取組の成果

- 「飼養衛生管理マニュアル」の作成が対象養豚農場 53 農場中、すべての農場で完了したほか、14 農場において飼養衛生管理の強化のための施設整備を行いました。
- 野生いのししの豚熱感染状況に応じて、早め早めに調査捕獲エリアを拡げていくことで、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に把握し、感染がまん延する地域での重点的な経口ワクチン散布の実施や、捕獲の強化につなげました（令和 2 年度調査捕獲頭数：2,037 頭）。なお、陽性いのしし確認地域のうち、桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市においては、令和 2 年 9 月以降、陽性いのししは確認されていません。
- 年間を通じて県内全域で野生いのししの捕獲強化に取り組み、春期（4～6 月）の捕獲支援により捕獲頭数が約 1,000 頭増加（速報値）したほか、指定管理鳥獣捕獲等事業により、目標頭数 1,000 頭に対し 1,049 頭を捕獲しました。
- 令和元年 7 月の豚熱発生農場においては、令和 2 年 8 月から自家産豚の出荷を開始し、令和 2 年 12 月末で発生前の飼養規模（約 4,000 頭）まで回復しました。

(C S F 対策プロジェクトチーム)

令和 3 年度以降（取組予定等）

- 伊賀市の豚熱発生農場の経営再建に向けて、養豚農家の意向に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、豚肉やジビエなどの風評被害防止対策にも取り組みます。
- 養豚農場における豚熱の発生防止に向け、引き続き、飼養豚への適切な予防的ワクチン接種を継続するとともに、離乳豚舎をはじめとする養豚農場の飼養衛生管理基準の遵守徹底、防疫対策の再点検・強化について、指導・支援を行っていきます。
- 野生いのしし対策については、引き続き、豚熱の終息に向け、國の方針に基づき、計画的かつ効果的な経口ワクチン散布を獵友会等関係者と連携して実施するとともに、全県域に拡大した調査捕獲の継続、県主体の指定管理鳥獣捕獲等事業による農場周辺を含めた野生いのししの捕獲強化により、野生いのししの生息頭数自体の低減を図っていきます。

(C S F 対策プロジェクトチーム)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(アコヤガイのへい死等への対応)

(4) 令和元年7月ごろから、アコヤガイのへい死や外套膜が萎縮する症状が確認され、特に稚貝においてへい死率が高いことが明らかになった。

これまで、国や他県との情報共有を行い、原因究明や被害軽減対策、漁場環境の情報提供、稚貝の種苗生産等に取り組んでいるが、令和2年度も海水温の高い状態にあり、へい死による被害が続いている。

このため、国の研究機関や県水産研究所の知見を活用し、引き続き、原因究明に努めるとともに、高水温に対応したアコヤガイ品種の開発や真珠養殖業者に対する経営支援等を行い、被害軽減対策に取り組まれたい。

(水産振興課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

<原因究明>

令和元年夏季に発生したアコヤガイのへい死等を受けて、県水産研究所が、国の増養殖研究所等の知見も活用して、令和2年6月からへい死の原因究明に向けた各種試験を実施した結果、高い海水温と餌不足で稚貝が衰弱したところに、ストレスとなる濁り、流れ、感染症などが加わった複合的要因である可能性が高いことが分かりました。

原因究明試験の結果等については、9月に養殖業者を対象とした研究報告会（参加者55名）、11月には各真珠養殖漁協単位での技術講習会（参加者94名）を開催し、周知しました。

<被害軽減対策等>

被害軽減対策については、アコヤガイのへい死を軽減するため、令和2年4月からへい死モニタリングを実施し、環境情報とあわせて、SNSを活用した養殖業者への情報配信を行いました。

へい死が確認された6月には、学識経験者、養殖業者、行政・研究機関で構成される三重県真珠養殖対策会議を設立し、へい死の拡大阻止に向けた、飼育カゴの深吊りや収容密度の低減などのストレス緩和対策等を検討するとともに、養殖業者に同対策の周知を行いました。

海水温がへい死等警戒情報の注意喚起基準の28°Cに達した8月には、貝にとってストレスとなる作業を中止するよう養殖業者に注意喚起を行いました。

11月には国に対して、アコヤガイのへい死等に係る国や県等の連携体制づくり、優良なアコヤガイの生産にむけた日本固有の天然貝の系統保存体制の構築、漁業近代化資金等の無利子化や漁業共済制度の拡充等の経営支援などを、要望しました。

12月には「気候変動に対応した新たな真珠適正養殖管理マニュアル」及び「ポケット版マニュアル」を作成し、養殖業者に配布しました。

経営支援については、令和元年10月から実施している農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金の無利子化、保証料の無償化を令和2年度も継続しています。 (水産振興課)

2 取組の成果

アコヤガイのへい死を軽減させる取組を講じた結果、令和2年8月に実施したアンケート調査（回収率86%）におけるへい死率として、稚貝では44%、2年貝では10%、3年貝では18%と、令和元年8月調査におけるへい死率（稚貝70%、2年貝23%、3年貝24%）と比較すると、令和2年は低い結果が得られており、成果があつたと考えられます。

また、外套膜の萎縮症状の発症率については、2年貝では6%、3年貝では6%と、令和元年8月調査（2年貝27%、3年貝25%）と比較すると、令和2年は低い結果が得られており、成果があつたと考えられます。

(水産振興課)

令和3年度以降（取組予定等）

本県の真珠養殖業が安定して継続できるよう、陸上水槽を活用して適切な時期に大型稚貝を供給する生産技術の実用化を図るとともに、新たな稚貝養殖漁場の探索、高い海水温に対応したアコヤガイの品種開発など、環境変化に対応できる養殖技術の開発を、引き続き、三重県真珠養殖対策会議を中心に真珠養殖業者と連携し、進めています。

また、へい死モニタリング結果やICTツイで得られた海水温等の環境情報のSNSによる配信を引き続き行うとともに、令和2年度に作成したマニュアルに基づく適正養殖管理を養殖業者に徹底し、特に耐性の弱い稚貝について、ストレス回避策を講じていくなど、へい死の終息に向けて取り組んでまいります。

経営支援については、令和元年10月から実施している農林漁業セーフティネット資金等の無利子化、保証料の無償化を継続します。 (水産振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

(1) 学生に対する不適切な行為があった。

(農業大学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) 職員のコンプライアンス意識の統一と強化を図るため、「農業大学校職員行動規範」を制定し、この規範を基にした意見交換や、コンプライアンス研修を毎月の所属内会議において実施しました。

学生に対しては、法令遵守の指導を徹底し、学生自身の意識向上を図るとともに、職員の学生指導職員としての資質向上を図るため、学生教育に精通した県教育委員会の職員などを講師として、近年の学生の特性や行動、適切な指導についての研修を実施しました。

適切な組織運営に向けては、外部の有識者や学校関係者による「学校関係者評価委員会」を開催するとともに、学生指導のチェック機能の強化を目的として、一人の学生に対し複数の職員がかかわるよう専攻コース内の正副担当者に教務課職員も加える学生指導体制を整備しました。また、学生が利用できる外部相談体制としてスクールカウンセラーを設置しました。
(農業大学校)

2 今後の方針（取組予定等）

(1) 引き続き、再発防止に向けてコンプライアンス意識の強化と学生指導職員としての資質向上を図るとともに、スクールカウンセラーのアドバイスや外部評価委員会の意見を基にした組織運営の改善に取り組むことで、学生・保護者・県民から信頼される教育指導機関として適切な学生指導に取り組みます。

(農業大学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和元年度末現在 80,901,162 円であった。 (扱い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (扱い手支援課、農産物安全・流通課、水産振興課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①② (収入未済、債権処理計画未達成) a 貸付金等 経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。 (a) 農業改良資金貸付金及び違約金 催告回数 33 回 (訪問・面談: 4 回、電話: 29 回) 取組の結果、令和 2 年度当初の未収金 38,879,569 円 (17 件) のうち、1,095,948 円を回収しました。 (扱い手支援課) (b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 催告回数 5 回 (訪問・面談: 2 回、電話: 1 回、書面: 2 回) 取組の結果、令和 2 年度当初の未収金 2,707,487 円 (2 件) のうち、110,000 円を回収しました。 (扱い手支援課) (c) 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金 令和 2 年度当初の未収金 8,594,889 円 (3 件) について、催告回数 9 回 (電話: 7 回、書面: 2 回) の取組を行いました。 (森林・林業経営課) (d) 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金 催告回数 17 回 (電話: 12 回、書面: 5 回) 取組の結果、令和 2 年度当初の未収金 25,624,741 円 (14 件) のうち、1,269,000 円を回収しました。 (水産振興課) b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。 催告回数 7 回 (訪問・面談 2 回、電話 5 回) 取組の結果、令和 2 年度当初の未収金 5,094,476 円 (43 件) のうち、150,234 円を回収しました。 (農産物安全・流通課)
2 今後の方針 (取組予定等) ①② 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (扱い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
①【令和元年度豚コレラ発生時の緊急時における家畜処分業務委託】 ・変更契約時に出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名農政事務所)	
②【令和元年度三重県農業大学校海外等農業先進地研修業務】 ・執行伺いを作成していなかった。 ・予定価格を定めていなかった。 ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」を交付していなかった。 (農業大学校)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 変更の執行伺いについても出納局事前検査が必要であることを所属内会議等で職員に周知徹底を行いました。 (桑名農政事務所)	
② 契約事務の手引き等を活用して、作業漏れが発生しないように契約事務の流れに沿って事務作業を進めるよう努めました。また、このような事例を所属内で共有し、再発防止に努めています。 (農業大学校)	
2 今後の方針（取組予定等）	
①② 引き続き、チェック体制を強化し、会計規則等を遵守して適正な事務処理に努めます。また、会計事務研修会に積極的に参加し、職員の知識の向上に努めています。 (桑名農政事務所、農業大学校)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費

①【農地転用許可制度及び農振制度に係る実務研修会】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(農地調整課)

②【くろまぐろ都道府県担当者会議】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(水産資源管理課)

③【牛疾病特殊講習会】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(南勢家畜保健衛生所)

講じた措置

1 実施した取組内容

①～③ 当該職員に注意するとともに、所属内会議において、旅行完了後速やかに文書により復命するよう周知徹底しました。
(農地調整課、水産資源管理課、南勢家畜保健衛生所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～③ 引き続き、周知徹底し、適切な事務処理に努めていきます。

また、旅行完了後の復命書の提出状況を確認し、遅延がないようにしていきます。

(農地調整課、水産資源管理課、南勢家畜保健衛生所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 物品等購入 ① 公用車の購入において、契約書に定めた納品書を徴取していなかった。 (林業研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 契約書に定めた事項が漏れなく実施されているかのチェックを徹底するとともに、再発防止に向けて注意喚起を行いました。 (林業研究所)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、契約書に定めた事項については注意深く確認し、適切な事務処理に努めます。 (林業研究所)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ その他の支出事務

- ① 資金前渡交付時に履行確認等の記録がなかった。
- ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。
- ③ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。
- ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(桑名農政事務所)

(伊勢農林水産事務所)

(農業研究所)

(農業大学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 前渡資金については、交付伺い等に履行確認、物品払出に係る記録が必要である旨を所属内会議等で職員に周知徹底しました。(桑名農政事務所)
- ② 電子調達システムへの入力ミスが入札中止の原因であったため、入力内容についても職員間で相互チェックを行うとともにチェックリストの活用により再発防止に努めました。(伊勢農林水産事務所)
- ③ 納品書等による納品検査後のチェック体制の見直しを行いました。(農業研究所)
- ④ 仕様書を作成する際は、業界内で常となっている対象物品特有の仕様や発注方法について確認するなど、仕様書作成誤りの再発防止に努めました。(農業大学校)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続きチェック体制を強化し、会計規則等を遵守して適正な事務処理に努めます。また、会計事務研修会に積極的に参加し、職員の知識の向上に努めます。(桑名農政事務所)
- ②④ 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めます。(伊勢農林水産事務所、農業大学校)
- ③ 納品書と納品物との適正な検査を行うなど意識を高めるよう周知徹底を図ります。(農業研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況
<p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失（損傷）</p> <p>① 公用車の損傷（修繕額 215,127 円） (四日市農林事務所)</p> <p>② 公用車の鍵の紛失（損害額 18,338 円） (松阪農林事務所)</p> <p>③ 自動撮影カメラの盗難 (農業研究所)</p>	
講じた措置	
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 今回の事例を所属内で共有し、より安全な公用車の運行管理を行うよう注意喚起を行いました。 また、9月に所属独自の交通安全講習を開催し、交通安全意識の更なる向上に努めました。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 所属内全職員に対して、公用車及び備品等の県有財産の適正な管理について周知を行いました。具体的な対策としては、事案の発生までは運転時に持参するガソリン伝票や事故対応マニュアルを入れたバックと鍵の管理が別々であったことから、鍵をバックに入れて総務企画課で一括して管理することとし、鍵の返却を失念しないように、また鍵の返却状況が確認できるよう改善しました。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 盗難現場の状況を確認し、警察に被害届を提出しました。また、可能な範囲で盗難防止対策を図るとともに、改めて、全職員に対して、物品等の適正な管理・使用について注意喚起を行いました。 (農業研究所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、交通安全講習の実施や注意喚起等により、職員の安全運転への意識向上や交通事故の未然防止に努めています。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 引き続き、県有財産の適正な管理と使用意識の向上を図り再発防止に努めています。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 引き続き、物品等県有財産の適正な管理・使用に意識を高めるよう周知徹底を図ります。 (農業研究所)</p>	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 　財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 　イ 公共用地の未登記 　① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 614 筆、120,392.86 m²ある。 　(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容 　平成 29 年度に策定した未登記解消の指針となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき、令和 2 年 7 月に関係農林（農政、農林水産）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにヒアリングを行い、令和 2 年度に解消可能な案件の選定を協議し、今後の未登記案件の処理優先順位を決定しました。 　その優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じ、境界測量や相続人調査を行うなど未登記解消を進めました。 　また、農業農村整備事業関係室長会議及び用地課長会議において進捗状況の確認を行うとともに、再度、令和 3 年 2 月に各事務所のヒアリングを行い、引き続き 5 ヶ年計画に基づき処理を進めるよう周知を図りました。 　令和 2 年度は、25 筆の未登記を解消しました。 　(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） 　今まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、引き続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。 　(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故	
<p>職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (物損額：県 0 円廃車) (水産振興課)</p> <p>② 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 345,707 円) (治療費等：県 0 円、相手 1,550,000 円) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>③ 物損事故 (物損額：県 326,382 円) (病害虫防除所)</p> <p>④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 136,403 円) (中央農業改良普及センター)</p>	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
<p>① 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。 (水産振興課)</p> <p>② 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通安全意識及び適正な運行管理に関して注意喚起を行いました。</p> <p>また、「交通安全講習」を所属独自に実施し、交通安全の意識向上を図りました。</p> <p>所属全体の取組として、出張時には安全運転の意識づけのため、運転者は安全運転を宣言し、周りの職員は運転者に声掛けを行う「安全運転宣言運動」を実施するとともに、「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」へ積極的に参加し、安全運転の意識向上に努めました。</p> <p>さらに、月初めに前月の交通事故発生状況に関するメールを全職員に送付し、注意喚起を呼びかけています。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>③ 所属内会議の場で全職員に対し、交通安全意識の徹底を図るとともに、改善策について話し合いを実施しました。その結果、巡回調査時において昼食のタイミングでのみ行っていた運転手の交代を、運転時間や距離を考慮して複数回行うこととしました。</p> <p>また、当該職員に対して交通安全に関する研修等への参加を促しました。 (病害虫防除所)</p> <p>④ 交通事故防止に向けて、所属内で事故に関する検証と今後の対策について話し合いを行いました。</p> <p>また、交通安全に対する意識を高く保つため、所属内会議で交通安全啓発のビデオ視聴を行うとともに、公用車の鍵置き場には、安全運転意識を高める安全運転 5 則の張り紙を掲示し、運転前の注意を促しています。</p> <p>さらに、無事故・無違反チャレンジ 1 2 3 に、各課でチームをつくり参加しました。 (中央農業改良普及センター)</p>	
2 今後の方針（取組予定等）	
<p>① 引き続き、交通安全啓発のビデオ視聴など、職員の交通安全に対する意識の向上に取り組み、交通事故の未然防止に努めていきます。 (水産振興課)</p> <p>② 引き続き、交通安全研修などへの積極的な参加を促すとともに「安全運転宣言運動」を継続し、交通事故の未然防止、安全運転の意識向上に努めています。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>③ 引き続き、職員に交通安全に関する研修の受講を呼びかけ、交通安全意識の向上を図ります。公用車のタイヤ等の整備状況に注意し、整備不良が原因となる事故を未然に防ぎます。 (病害虫防除所)</p> <p>④ 引き続き、所属内会議の場等を活用し、交通安全に対する意識を高く保つため、交通安全啓発ビデオ等の活用やヒヤリハットの事例の情報共有などにより、交通安全に関する注意喚起を行っていきます。</p> <p>また、公用車の鍵置き場での、運転前の注意を促す安全運転 5 則の掲示や声掛けを励行し、安全運転の意識向上に努めています。 (中央農業改良普及センター)</p>	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 業務委託において履行確認書の交付が遅延していた。 (扱い手支援課) ② 金品亡失（損傷）報告書を提出していなかった。 (中央農業改良普及センター)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 ① 完了報告書受領後は、速やかに履行確認及び履行確認書の交付を行うよう、所属内会議で周知徹底を図りました。 (扱い手支援課) ② 金品亡失（損傷）報告書の提出に関して、再度事務執行の確認を行い、提出漏れがないかチェックを行いました。 (中央農業改良普及センター)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） ① 会計規則等を遵守し、適正な事務処理が行えるよう、チェックの強化や職員への周知徹底に努めます。 (扱い手支援課) ② 金品亡失（損傷）に関わる事務処理等に関してチェックを強化し、適正執行に努めていきます。 (中央農業改良普及センター)</p>

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、内外需の減少やサプライチェーンの寸断が生じ、経済活動は大きく落ち込み、雇用情勢は弱い動きが拡がっている。</p> <p>このような状況の中、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に抑えるため、国の緊急対応策等と連動しつつ、市町や関係団体等と連携し、オール三重の体制で、中小企業・小規模企業に対する事業継続のための資金繰り支援をはじめ販路拡大、生産性向上のための支援、雇用の維持等のさまざまな支援を進めている。</p> <p>引き続き、市町や経済団体等と連携しながら、感染拡大防止を支援するとともに、中長期的な視点により、県内経済及び雇用の実態を踏まえた対策を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p>(雇用対策課、ものづくり産業振興課、中小企業・サービス産業振興課ほか)</p>	
講じた措置	
<p>令和2年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に食い止めるため、「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策」に始まり、「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」及び「命」と“経済”的両立をめざす『みえモデル』を策定し、それらに基づき、県内の雇用経済情勢を踏まえて累次にわたり経済対策を打ち出し、地域経済の再生・活性化に向けて取組を進めているところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(資金繰り対策、資金支援)</p> <p>中小企業・小規模企業が経営に支障をきたすことが無いよう、県中小企業融資制度において、「保証料ゼロ」「当初3年間実質無利子」「据置期間最大5年」の新型コロナウイルス感染症対応資金の創設や、セーフティネット資金等の制度拡充を実施し、事業者の資金調達に係る負担を大幅に軽減するとともに、事業継続に必要な資金を十分に調達できるよう、コロナ感染症に関する融資枠を順次追加し、総額4,012億円まで拡大しました。(3,519億円以上が信用保証協会にて保証承諾済※2月末時点)</p> <p>また、融資によらない資金支援として、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金を創設し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が経営計画を策定し、「新たな日常」への対応のために行う設備投資や販路拡大、感染防止対策等を支援しました。(交付決定: 1,626件、968,734千円)</p> <p>(ものづくり産業への支援)</p> <p>企業が生産性や収益力を高めていくよう、「ものづくり企業競争力強化事業費補助金」を創設し、新たな事業展開に挑戦する取組、DXを推進する取組等を支援しています。(交付決定: 10件、9,972千円)</p> <p>また、新たな日常に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方を検討するため、有識者会議を立ち上げ、議論を進めるとともに、販路開拓機会を確保するため、オンラインでの商談を実施しました。</p> <p>(雇用の維持・確保への支援)</p> <p>雇用調整助成金等の制度利用促進のため、三重県産業支援センター「三重県よろず支援拠点」内に相談窓口を開設し、社労士による相談、助言、提案等を実施しています。(相談件数: 261件※3月3日時点)</p> <p>また、企業間における労働力の需給マッチング支援を実施(相談件数: 156件、マッチング件数: 2件3名※共に3月1日時点)するとともに、学生等の就職を支援するため、ジョブカフェおしごと広場みえにおいて、オンラインによる模擬面接や就職相談等(903件※2月28日時点)に取り組んでいます。</p> <p>(感染拡大防止策への支援)</p> <p>社会生活を維持する上で必要な施設を管理し、一定の時間、接触を伴う接客サービスを提供する事業者が事業を継続するために実施する感染防止対策を支援しました。(交付決定: 1,210件、108,991千円)</p> <p>さらには、飲食店でのクラスター発生を防止するため、事業者が業種別ガイドラインを踏まえた感染防止対策を徹底する取組を支援しています。(交付決定: 1,439件、140,875千円)</p> <p>(観光産業への支援)</p> <p>感染症の影響を受ける観光産業の再生を図るため、観光事業者に対しニューノーマルへの対応の支援などを行うアドバイザーの派遣(派遣数: 118社)、宿泊割引クーポンによる宿泊施設の利用促進(インターネット旅行事業者における2020年11月の対前年同月との比較で予約数40.8%増、取扱額75.6%増、客単価18.0%増)、体験施設の利用補助(予約数: 10,600件、利用総額: 約1億2千4百万円)等、県内の魅力を再発見し、今後の誘客に繋がるような取組を実施しています。</p> <p>(テレワーク、ワーケーションの導入促進)</p> <p>県内中小企業・小規模企業においてテレワークの導入が進むよう、テレワークアドバイザーを派遣し、社内体制の構築や各種助成金制度の活用について助言しています。また、首都圏等からのワーケーション誘致に向けて、受入体制構築に向けたモデル事業や広報ツールの制作、マッチングサイトの構築等に取り組み、関係人口の増加につなげていきます。</p>	
<p>令和3年度以降(取組予定等)</p> <p>県内の雇用経済情勢を踏まえ、引き続き現場の声をしっかりとお聞きしながら、市町や商工団体、金融機関などと連携して、タイムリーに県内中小企業・小規模企業の事業継続や雇用維持、「新たな日常」への対応に向けた支援策を行っていきます。あわせて、県内事業者によるオンライン商談の開催支援や、県内での強靭なサプライチェーン構築のための設備投資促進など、県内産業の競争力強化を図ることにより、県内経済の再生・活性化につながるよう取り組んでいきます。</p>	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (事業承継の支援の推進)</p> <p>(2) 県内の中小企業数は、平成 11 年から 28 年までに約 2 万者減少し、51,486 者となっている。経営者の高齢化や後継者難が大きな要因とされている令和元年の休廃業・解散件数は 532 件で、倒産件数 68 件に比べ 7.8 倍（全国 5.2 倍）となっている。</p> <p>また、県内企業の経営者の平均年齢は令和元年で 58.7 歳となり、平成 2 年に比べて 4.8 歳上昇するなど、中小企業の経営者の高齢化と後継者難により事業承継は喫緊の課題となっている。</p> <p>このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大は厳しい環境に置かれている中小企業に深刻な影響を与えており、関係団体等と連携し、資金繰り支援等、事業の継続への支援に取り組まれたい。</p> <p>さらに、「三重県事業承継ネットワーク」をはじめとする関係機関と連携し、「ええとこやんか三重移住相談センター」とも連携を図りながら、「三重県事業承継支援方針」に基づき、事業承継の各段階に応じた取組を進めることにより、事業承継の支援を着実に推進されたい。</p>	
(中小企業・サービス産業振興課)	
講じた措置	
<p>令和 2 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 30 年 3 月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「プレ承継」、「事業承継」、「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、三重県事業承継ネットワークを核にして取り組みました。</p> <p>(1) 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備の認識を促す事業承継診断の実施やセミナーの開催等により、事業承継に向けた準備のきっかけづくりや事業承継の機運醸成に取り組みました。</p> <p>(2) 事業承継にかかる課題解決のため、三重県版経営向上計画による経営向上の取組や三重県事業引継ぎ支援センターによる後継者マッチング、相続税・贈与税を納税猶予する事業承継税制や事業承継を実施又は予定する法人向けに経営者保証を求めない事業承継フォロー資金の創設などに取り組みました。</p> <p>(3) 事業承継の支援体制を強化するため、三重県事業承継ネットワークの連携体制を強化するとともに、全国知事会や東海三県二市事業承継連携会議との連携に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県事業承継ネットワークにおいて、令和 2 年度は事業承継診断を 2,492 件（令和 3 年 1 月末時点）実施し、事業承継に向けた具体的なアクションプランとなる事業承継計画を 1,249 件（同年同月末時点）するなど、事業承継診断で掘り起こしたニーズに基づく事業者支援に取り組みました。</p> <p>(2) 非上場の中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合に、相続税又は贈与税の納税猶予等を受けることができる事業承継税制について、17 件の認定を行いました（令和 3 年 3 月末時点）。また、平成 30 年度から事業承継税制が拡充されており、拡充された特例を受けるために必要な「特例承継計画」について、43 件の確認を行いました（令和 3 年 3 月末時点）。</p> <p>(3) 事業承継フォロー資金については、令和 3 年 2 月末現在 42 件、12.7 億円余りの貸付実績となりました。</p> <p>(4) 三重県事業承継ネットワーク事務局への運営支援を行うとともに、三重県事業承継ネットワーク構成機関が意見交換する連絡会議（6 月、11 月）や支援機関向け研修会（6 月）を開催しました。</p> <p>(5) 全国知事会が設置した「中小企業の事業承継の促進ワーキングチーム」への参画や、平成 30 年度に設置した「東海三県二市事業承継連携会議」の開催などにより、事業承継支援にかかる県域を超えた連携を図りました。特に、全国知事会農林商工常任委員会における「事業承継の取組アンケート結果」報告書においては、本県の取組事例「オール三重で取り組む支援体制の整備」がベストプラクティスに選出されました。</p>	
令和 3 年度以降（取組予定等）	
<p>(1) 「プレ承継」の段階においては、事業承継診断の実施やセミナー開催等によって経営者の早期準備に向けた対話の促進を図るとともに、機運の醸成や取組の参考となるよう、企業ごとの課題や経験を踏まえた事業承継の支援事例の収集・発信に取り組みます。</p> <p>(2) 「事業承継」の段階においては、三重県版経営向上計画による経営の磨き上げの支援、事業承継フォロー資金等による資金繰り支援、包括協定を締結した事業者と連携した支援などに取り組みます。</p> <p>(3) 「ポスト承継」の段階においては、国の助成制度も活用しながら、後継者の経営革新による成長・発展の支援に取り組みます。</p> <p>(4) 「ええとこやんか三重移住相談センター」や三重県事業引継ぎ支援センター（令和 3 年 4 月に国事業の事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク地域事務局が統合して事業承継センターに統合予定）とも連携し、後継者を求める個人商店など小規模事業者と、「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者のマッチング支援に取り組みます。</p>	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)	
(3) 令和元年の県全体の観光消費額は過去最高の5,564億円で、「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」の目標値5,000億円以上を達成したが、延べ宿泊者数については計画期間中、目標値を達成することができなかった。 令和2年度からは「三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)」に基づき、観光産業の振興に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は観光産業に深刻な影響を与えている。 このため、観光産業の早期回復に向け、みえ旅プレミアム旅行券の発行等、旅行需要を喚起する取組を進めた結果、宿泊予約件数等が改善されている。 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人(DMO)等と連携し、安全・安心な観光地づくりをめざして取り組むとともに、同計画に基づき、質の高い観光地づくりを進め、旅行者が快適に周遊・滞在できる環境整備等に取り組むことで、宿泊者数を増やし、観光消費額の増加に取り組まれたい。	
(観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)	
講じた措置	
令和2年度	
1 実施した取組内容	
新型コロナウイルスの影響により大きな打撃を受けた観光産業を再生させるため、安全・安心な観光地づくりや、宿泊旅行・県内周遊を促進し観光需要を喚起するための事業を実施するとともに、「三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)」に基づき宿泊者数の増加や観光消費額を伸ばす取組を実施しました。	
(1) 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において、新型コロナウイルスの状況をふまえながら、観光の産業化に向けた取組を進めました。「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」においては、宿泊クーポンの発行等の観光関連事業者を支援する取組とあわせて、観光客の周遊促進と消費拡大につなげるための取組を実施しました。また、(公社)三重県観光連盟と連携し、地域DMOを支援するため、マーケティングデータの収集・分析・提供や、広域プロモーションを推進するなど、全県DMO機能の充実に取り組みました。加えて、県内観光地の取組を強力に支援し、地域の活力を生み出していくため、鳥羽市の相差地域を対象にREVICと連携した泊食分離の実証事業を実施するなど、持続可能な観光地づくりに取り組みました。	
(観光魅力創造課)	
(2) インバウンド誘客については、コロナ収束後に向け、オンラインを活用した取組を展開し、SNSや動画を活用した情報発信や海外の旅行会社等と連携した三重県観光情報のライブ配信、オンラインを活用した商談会等に取り組みました。さらに人材育成の面でも、コロナ後のニューノーマルに対応するための知識やスキルを習得することを目的とした事業者向けのオンラインセミナーの実施などに取り組みました。	
(海外誘客課)	
(3) 国際会議等MICE開催地としての三重のブランドイメージを確立するため、感染症対策の徹底やオンライン会議の併用などニューノーマルに対応した国際会議の支援や、MICE施設を対象にデジタルツールを活用した実践的な情報発信の研修を実施しました。	
(MICE誘致推進監)	
2 取組の成果	
(1) 「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」の令和3年2月末日時点の登録者数は23,443名で、アンケートへの回答は51,046件あり、利用者が大きく増加しました。(2年4月時点：4,995名、10,488件)	
(観光魅力創造課)	
(2) 三重県での旅の思い出をテーマに展開した「#visitmie 投稿キャンペーン」では令和元年度を上回るほど投稿があったほか、台湾LINE Travel社と連携したライブ配信では視聴者数が30万人以上になるなど大きな反響がありました。また、コロナ後の旅行ニーズへの対応をテーマとした全6回のオンライン研修の延べ受講者は約1千名となりました。	
(海外誘客課)	
(3) 「第47回日本股関節学会学術集会」及び「全国産業観光フォーラムin桑名」が、感染症対策の徹底とオンライン会議の併用を実践するコロナ禍でのモデル会議として開催されました。	
(MICE誘致推進監)	
令和3年度以降（取組予定等）	
(1) 新型コロナの影響により打撃を受けた観光産業の早期再生に向けて、安全・安心な観光地づくりを促進するとともに、「三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)」に基づき、「観光誘客の推進」と「観光産業の振興」に取り組んでいきます。	
(観光政策課)	
(2) 持続可能な観光地づくりを促進するため、地域DMO及びREVICや県内金融機関等と連携し、観光地における持続的な経営基盤の再構築を進めるとともに、「スマホでみえ得キャンペーン」等の実施により得られたデータや成果も生かしつつ、観光客の宿泊・周遊促進と消費拡大につなげるための取組を展開し、地域の“稼ぐ力”を引き出すことで、観光の産業化を推進します。	
(観光魅力創造課)	
(3) 海外との渡航制限の状況等を注視しつつ、コロナ収束後の訪日旅行先として三重県を選んでもらえるよう、引き続きオンラインや海外レップ(現地代理人)を効果的に活用したプロモーションに取り組んでいきます。	
(海外誘客課)	
(4) MICE開催地としての三重のブランドイメージを確立するため、会議施設、宿泊施設、市町などと連携した誘致体制を整備するとともに、主催者が国際会議を開催しやすい環境づくりやコロナ禍に応じたセールス活動の実施により国際会議の誘致に取り組みます。	
(MICE誘致推進監)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が令和元年度末現在 2,643,211,803 円あった。

(雇用経済総務課、雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (雇用経済総務課、雇用対策課、観光政策課)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) ア

①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(a)、(b)、(e)が対象となります。

(a) 光熱水費負担金

再三の催告に対しても納付がなかったことから、法的措置（支払督促、その後通常訴訟に移行）をとり、分割納付を条件に和解を行いました。その結果、令和3年1月までに一部債権を回収しました。

(雇用経済総務課)

(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

現時点で未収金の残っている2件のうち、1件については和解条項に基づき、他1件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪問による督促は差し控え、電話での督促を実施しているところです。

また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定しています。

貸し付けを行った2社はすでに倒産しており、連帯保証人も死亡しているため、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮により計画どおりに納付されなかつたことから、目標達成には至りませんでした。

引き続き、電話督促により計画的な債権回収に努めています。 (雇用対策課)

(c) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。

さらに、債権回収会社であるサービスと平成31年度より3か年にわたる複数年委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)

(d) 中小企業設備近代化資金

適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービスに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行つておらず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課)

(e) サンアリーナ使用料

令和2年12月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いましたが、債権回収はできませんでした。また、同月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いましたが、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。 (観光政策課)

2 今後の方針（取組予定等）

(1) ア

①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(a)、(b)、(e)が対象となります。

(a) 光熱水費負担金

引き続き、返済状況や債務者の経営状況の確認を行い、収入未済額の減少に努めます。また、返済が滞つた場合は法的手段（強制執行）等の対応も実施していきます。 (雇用経済総務課)

(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

今後も、定期的に電話による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。 (雇用対策課)

(c) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援

していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。

回収困難な先については、債権回収会社であるサービスサーと債権回収業務に関して3か年にわたる複数年委託契約を平成31年度より結んでおり、引き続き債権の管理回収をより強固に行っていきます。

(中小企業・サービス産業振興課)

(d) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。

(中小企業・サービス産業振興課)

(e) サンアリーナ使用料

今後も定期的に催告を行うとともに、回収コスト等を十分に考慮しながら財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。

(観光政策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(雇用経済総務課) ② 現金納付された手数料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(工業研究所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 (1) イ ① 複数の職員による対応に取り組みました。 (雇用経済総務課) ② 再発防止のため、複数職員での確認・管理と職員間の業務予定・休暇予定の調整を行い、金融機関への収納処理体制を強化しました。 (工業研究所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） (1) イ ① 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (雇用経済総務課) ② 上記取組を実施以降、金融機関への収納処理の遅延は発生していません。引き続き、金融機関への収納処理体制を強化していきます。 (工業研究所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案だったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【令和元年度地域プランディング創生事業委託業務】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。

(観光魅力創造課)

講じた措置

1 実施した取組内容

(2) ア

① 過去の契約事例または事業者からの参考見積等を踏まえて、積算根拠の説明資料を添付することとした。

(観光魅力創造課)

2 今後の方針（取組予定等）

(2) ア

① 今後の新規案件についても、過去の契約事例または事業者からの参考見積等を踏まえて、積算根拠の説明資料を添付することとします。

(観光魅力創造課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金等 ① 【東海地区外国人観光客誘致促進協議会三重県部会負担金】 ・入札契約事務等について、内部チェック体制を確立していなかった。 ・交付先が行う事務手続きを本庁の所属長名等で行っていた。 (海外誘客課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) イ ① 県職員が協議会役員や事務局を兼務するものについて、決裁等の事務手続きが混在しないよう、完成認定等についてひな形を作成し、協議会の役職名で事務を行うよう徹底を図りました。 (海外誘客課)
2 今後の方針（取組予定等） (2) イ ① 今回作成したひな形を活用するなどして、県事業と協議会事業の事務手続きを明確に分けて運用します。 (海外誘客課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 1,290,030 円) (雇用対策課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 165,727 円) (計量検定所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (3) ① 課のミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行い、安全運転を徹底するよう職員に周知を行いました。 (雇用対策課) ② 当該職員に対して厳重注意を行うとともに、所内会議において全職員に対し、公費による購入物品としての認識と自家用車運転時と同等以上の慎重な運転による事故の防止を指示するなど交通安全意識の向上を図りました。 また、津地域防災総合事務所主催の交通安全研修に全職員を参加させ、さらに当該職員には出納局が行う交通安全講習会を受講させました。 (計量検定所)
2 今後の方針（取組予定等） (3) ① 課のミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行うことで安全運転意識の向上を図り、交通事故の発生を防止していきます。 (雇用対策課) ② 引き続き、交通事故防止について注意喚起を行い、公用車の適切な運行管理に取り組んでいきます。 (計量検定所)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(公共土木施設の計画的な維持管理)

(1) 公共土木施設は、道路、河川、港湾等の多種多様な施設が存在し、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものであるが、整備後 50 年以上経過する施設が急増することから、近年の自然災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、県民の生命及び財産や社会経済活動に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災の観点から適切な維持管理・更新等が課題となっている。

また、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少等社会情勢の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって、総合的かつ計画的に公共土木施設の維持管理・更新等を進めることが求められている。

このため、令和元年度に部内でワーキンググループを設置し、中長期的な社会情勢の変化を見据えながら、個別の公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた、全体のマネジメントに向けた検討が進められている。

今後は、各公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた公共土木施設全体のマネジメントのもと、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び平準化を図り、適切な維持管理・更新等に向けて取り組まれたい。

(県土整備総務課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

県土整備部では、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえトンネルや橋梁等の道路施設、ダムや河川に附随する水門、樋門や排水機場等の河川管理施設、砂防設備、地すべり防止施設や急傾斜地崩壊防止施設、海岸（堤防、護岸、胸壁）、港湾（水域施設、外郭施設等）、都市公園、流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）及び県営住宅等を対象に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに、ある一定の時期に集中的に予算が必要になってくることがないよう予算の平準化に努めています。

これらの長寿命化計画の管理・運用は、施設ごとに各担当課が中心となり行っていますが、県土整備部が管理する公共土木施設全体の維持管理・更新等を着実に推進する必要があります。このため、令和元年度に県土整備総務課と各施設の担当課を構成メンバーとして県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを設置し、令和 2 年度には、このワーキンググループにおいて、10 年後、20 年後、30 年後に整備後 50 年以上経過する施設数の割合（老朽度）や、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕を実施することで機能の保持・回復を図る予防保全の考え方を踏まえた 30 年間のコストの所要見込状況を集約し、公共土木施設全体の中長期的なコストの見通しの把握を行いました。

2 取組の成果

みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえた長寿命化計画が令和元年度に全て策定されたことにより、令和 2 年度から点検や修繕の全体的な進捗管理が可能となったため、公共土木施設全体について、長寿命化計画における中長期の所要額の推計を行い、年平均の所要見込額等を把握するとともに、予防保全によるコスト縮減の見込みについても共有しました。

令和 3 年度以降（取組予定等）

今後は、県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを活用しながら、長寿命化計画の策定対象施設にかかる点検や修繕の進捗状況についてフォローアップするとともに、全体的なマネジメントのもと、それぞれの施設について、予防保全の考え方を踏まえた維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減及び平準化を図り、引き続き、適切な維持管理・更新等に努めていきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(河川堆積土砂対策の推進)

(2) 河川の堆積土砂対策は、流下能力が回復し、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報共有しながら、災害復旧事業や河川維持事業のほか、民間事業者の砂利採取を活用するなどの取組により、令和元年度末の堆積土砂は、前年度末から約 60 万m³を撤去した結果、295 万m³（推計値）となった。

しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等による洪水災害の発生時には、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。

(河川課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

令和 2 年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。

これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。

また、市町管理区間を含めた河川全体の情報共有を行い、連携して堆積土砂の撤去に取り組むとともに、河川への土砂の流出を低減するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。

2 取組の成果

令和 2 年度は、河川事業により約 13 万m³ (R1 約 12 万m³)、砂利採取の活用により約 16 万m³ (R1 約 13 万m³) の堆積土砂を撤去する見込みです。これに加えて、令和元年度および令和 2 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 27 万m³ (R1 約 35 万m³) を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定)

このうち、3 河川においては、河川の上下流で撤去を実施するなど、市町と連携した堆積土砂の撤去を実施する予定です。

また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業（みえ森と緑の県民税）」の令和 2 年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、下流河川への効果が見込まれる 14 箇所について、事業を実施しています。

さらに、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的（公表時期：7 月、10～12 月、1 月）に公表しています。

令和 3 年度以降（取組予定等）

今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。

また、令和 2 年に発生した台風等の影響により堆積した土砂については、引き続き災害復旧事業で撤去する予定です。

さらに、引き続き、市町や農林水産部と情報共有を行い、市町管理区間を含めた河川全体の堆積土砂の効果的な撤去や発生抑制対策を進めるとともに、砂利採取制度の拡充により、官民連携の強化も図りながら取り組みます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(土砂災害警戒区域の指定)

(3) 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、令和元年度末の指定率については、前年度末の 77.3%から 87.1%まで改善したが、全国平均を大きく下回っている。

区域指定に必要となる基礎調査は、令和元年度に県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所全てが完了となったが、引き続き、令和 3 年末の目標期限に向けて、市町と連携のうえ、着実に区域指定を進められたい。

また、近年の全国での土砂災害発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域以外の箇所での災害発生が懸念されているため、地形改変等による新たな危険箇所を調査のうえ対応を検討されたい。 (防災砂防課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

県内における基礎調査が完了した市町のうち、11 市 6 町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、熊野市、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町）において、新たに 1,810 箇所を土砂災害警戒区域に指定しました。

2 取組の成果

市町と連携し、区域指定を進めた結果、土砂災害警戒区域の指定数は 15,931 箇所（指定率 98.3%）になりました。

また、尾鷲市、大台町ほか 7 市 6 町において、開発等で地形改変などがあった箇所を抽出し、2 巡目の基礎調査に着手しました。

令和 3 年度以降（取組予定等）

土砂災害警戒区域の指定について、引き続き関係する市町と連携し、令和 3 年末の完了に向け進めます。また、引き続き、開発等で地形改変などがあった箇所を抽出し、2 巡目の基礎調査を進め、必要に応じて区域指定の追加・変更（解除を含む）を行っていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び再発防止に努められたい。

(1) 車検切れ公用車を運行した事案があった。

(桑名建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

車両管理者である桑名地域防災総合事務所において車検を更新しない車両を含め処理状況を再度チェックしました。また、当事務所においても改めて公用車のダッシュボードへの車検満了日のシール貼付を徹底とともに職員が使用時に確認することを周知徹底しました。

2 今後の方針（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き使用時の確認について職員への周知徹底を行い、公用車の適正な運用管理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和元年度末現在 107,129,259 円あり、前年度と比べて 18,743,640 円増加していた。 (※流域下水道事業の公営企業会計移行に伴う打切決算による収入未済額 1,068,524,323 円を除く。) (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (県土整備総務課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、住宅政策課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①～② a 【収入未済額：19,693,300 円】 当債権は工事受注者の施工不良に対して、県が行った補修工事費用です。平成 31 年 3 月の水管管理・国土保全局の会計検査において、平成 27 年度に四日市建設事務所が発注した、二級水系朝明川水系田光川砂防設備災害復旧工事の床固工取付護岸の根入れが不足しているとの指摘を受けました。会計検査後に現地の状況を確認したところ、左岸護岸工 43.3m について必要な根入れ深さ 1m が確保されておらず、施工不良であることが判明しました。 本来は工事受注者が補修工事を行うべきですが、工事受注者が破産手続に入り、工事受注者による補修工事が見込めなかつたこと、また根入れ不足をそのまま放置すると、洗堀が進行し護岸が崩壊する恐れがあり、早期の対応が必要であったことから、県が補修工事を発注し、令和元年 5 月 29 日から工事に着手し、令和元年 10 月 10 日に完成しました。 この補修工事費については、工事受注者の破産管財人が全額を破産債権として認めていることから、令和 2 年 3 月 5 日付けで破産管財人に対して納入通知書を送付しましたが、他に未確定の破産債権があり、地域機関の出納閉鎖日である令和 2 年 4 月 30 日までに納付がないため、収入未済となりました。 破産管財人に対して、令和 2 年 4 月 15 日付けで督促状、4 月 30 日及び 12 月 4 日付けで催告状を送付しました。 令和 3 年 2 月 5 日に開催された債権者集会で、破産債権が確定した旨の報告があり、3 月 25 日に 1,330,807 円の配当金を収納しました。 (四日市建設事務所)	
b 【収入未済額：66,446,269 円】 当債権は、廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年 9 月から分割納付を開始しており、これまでに、470,000 円（令和 3 年 3 月末）を納付しています。 面談や電話にて、債務者の生活状況の確認を行いました。また、財産調査を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できませんでした。 なお、令和 2 年度債権処理計画の目標額 110,000 円に対し、令和 3 年 3 月末現在の実績額は 120,000 円であり、目標は達成できました。 (港湾・海岸課)	
c 新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に對し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを行いました。	
上記の取組の結果、収入未済額が令和元年度末現在 14,859,044 円ありましたが、令和 3 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、10,949,664 円に縮減しました。	
なお、令和 2 年度債権処理計画の目標額（県営住宅使用料等）3,868,551 円に対し、令和 3 年 3 月末現在の実績額は 3,909,380 円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)	
d 債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。	
令和 2 年 11 月 4 日、道路管理課、河川課、港湾・海岸課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について説明を行いました。また、令和 2 年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し債権回収に努めました。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)	
収入未済額が令和元年度末現在 6,188,746 円ありましたが、令和 3 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、4,250,586 円に縮減しました。 (桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)	
なお、令和 2 年度債権処理計画の目標額 4,167,590 円に対し、令和 3 年 3 月末時点の実績額は 1,458,480 円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標の達成はできませんでした。 (県土整備総務課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)	

2 今後の方針（取組予定等）

(1)～(2)

a 令和3年5月14日に開催予定の債権者集会（任務終了計算報告集会）に出席して情報を収集するとともに、破産手続終結決定が確認でき次第、不納欠損手続きを行います。 (四日市建設事務所)

b 今後も、分割納付が確実に継続されるよう、債務者の動向を注視していきます。

なお、分割納付期間においても定期的に預金調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。 (港湾・海岸課)

c 令和2年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを引き続き行っています。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。 (住宅政策課)

d 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めています。

(桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 収入事務

① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(桑名建設事務所)

② 情報公開文書複写料について、開示文書の誤りにより歳入戻出を行っていた。(松阪建設事務所)

③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が 2 件遅延していた。【重点】

(伊勢建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 情報公開文書複写料については、金融機関窓口が終了してから現金を受領したものであり、本来であれば翌日に金融機関に収納処理を行うべきところを翌々日に収納したものです。

前日の金融機関窓口終了後に現金を受領した職員からの情報共有が十分でなかったことから、翌開庁日に確実に収納できるよう、職員間の情報共有を徹底するとともに、金庫内の情報公開用現金収納箱の状況を毎朝確認することで再発防止に努めました。(桑名建設事務所)

② 公文書開示請求に関して即日開示を行った文書について、異なる文書を特定し開示したため、情報公開文書複写料の歳入戻出を行いました。

公文書開示請求を即日開示で行う場合、特定した公文書を複数の職員で確認を行うことを徹底し、再発防止に努めました。(松阪建設事務所)

③ 情報公開文書複写料については、金融機関窓口が終了してから現金を受領したものであり、本来であれば翌開庁日に金融機関に収納処理を行うべきところを翌々開庁日に収納したものです。

収納処理の遅延が発生しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、毎日 13 時に職員 2 名による収納金の処理状況の確認を徹底し、再発防止に努めました。(伊勢建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～③ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 旅費

①【令和元年度第 50 回全国地すべり現地討論会】

- ・指定宿泊施設に係る旅費の調整漏れがあった。

(防災砂防課)

講じた措置

1 実施した取組内容

過支出額については、監査を受け、総務事務課と協議し、戻入を行いました。

該当の事案を受けて、県土整備総務課より、再発防止のため、令和 2 年 7 月 20 日に「宿泊施設が指定された場合の宿泊地について」が、県土整備部内で共有（周知）されました。また、防災砂防課内においては、改めて周知徹底するとともに、再発防止策として、旅費規定と異なる場合においては、その旨を案内に記載することを徹底することとしました。また、内部統制リスク MS にも記載することとして、再確認し、再発防止に努めました。

2 今後の方針（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、職員への周知の徹底を行い、旅費規程と異なる場合においては、関係職員に対し、声かけなど、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 物品等購入

① 消耗品の購入において、支払いが遅延していた。

(県土整備財務課)

講じた措置

1 実施した取組内容

支出命令の決裁が済み、出納員が審査を行ったものの、支出審査確認システムへの登録を失念しており、2か月後に会計事務自己検査で気が付いたため、相手方に謝罪し、了承を得て支払いを行ったものです。

再発防止のため、以下の取組を実施しました。

a 課内のミーティング等により支出漏れ防止の注意喚起を行い、出納員、事務担当各者による支出審査確認システム及び財務会計システムでの支出確認を徹底しました。

b 令和2年度からは請求書処理簿を作成し、支出命令の決裁、システムへの登録状況等を課内で確認し合えるようにしました。

2 今後の方針（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、審査確認の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ その他の支出事務

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 研修経費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 | (下水道経営課) |
| ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | (鈴鹿建設事務所) |
| ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | (伊勢建設事務所) |
| ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | (伊賀建設事務所) |
| ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 | (熊野建設事務所) |

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 研修参加にかかる費用について、会員であるところを非会員と誤認したことから、会員の場合に一部免除される費用を主催機関へ支払ったことにより歳出戻入を行った案件です。

研修申込にあたって、会員・非会員の別の確認を徹底したことに加えて、会員・非会員の区別が判断し易いように一覧表を作成して周知を行い、再発防止に努めました。 (下水道経営課)

- ② 誤った積算基準に基づく項目を含んで積算した業務委託費を基に予定価格が設定されていたことにより入札を中止したことから、算定については課内の複数の職員による検算・確認を徹底し、再発防止に努めました。 (鈴鹿建設事務所)

- ③ 電子調達システム（単価契約）開札時に比較価格入力に予定価格を誤って入力しその場で入札（見積合わせ）を中止したことから、入力作業時は2名の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (伊勢建設事務所)

- ④ 測量業務委託にかかる入札案件において、成果検定費は諸経費の対象とならないところを誤って計上していましたため入札を中止しました。積算担当者や検算者に成果検定費が諸経費の対象外となることの認識不足があったことから、事務所内で情報を共有するとともに、監督員会議等の機会に周知徹底を行い、再発防止に努めました。また、チェックリストへ成果検定費の項目を追加し、運用するよう様式を追加修正しました。 (伊賀建設事務所)

- ⑤ 予定価格事後公表の総合評価案件で開札を行ったところ、1者を除く残りの参加業者が予定価格を上回る入札額となったことから、再度積算内容を確認したところ、設計書の計上内容に誤りがあることが判明したため、入札を中止しました。再度、所内の監督員会議などで単価未設定等によるエラーメッセージへの適切な対応を周知するとともに、検算担当者と積算者がエラー情報の確認を徹底することで、再発防止に努めました。 (熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

- ①～⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 貢産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産の管理

① 県営住宅の一部駐車場について、長年にわたり使用許可の手続きを行わずに使用させていた。

(住宅政策課)

② 道路管理瑕疵による事故が 3 件発生していた。

(桑名建設事務所)

③ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。

(松阪建設事務所)

④ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。

(志摩建設事務所)

⑤ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。

(熊野建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 駐車場使用料の新規徴収について過去に複数回検討しましたが、入居者の同意等の課題があつたため、使用許可の手続きを行っていませんでした。

対象となる団地のうち 5 団地において、令和元年度から自治会等と協議を始め、入居者の方々の理解を得た上で、各団地の駐車場使用者に令和 2 年 10 月 1 日から使用許可を行っています。 (住宅政策課)

② 3 件とも、路面にできた穴にはまり車両を損傷したものであり、事故後は直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。 (桑名建設事務所)

③ 走行中の車両が路面の穴により左前輪のタイヤ及びホイールを損傷した事案であり、事故後、直ちに応急復旧した後、現場周辺の路面状況を詳細に点検のうえ、穴の本復旧と併せて周辺の舗装修繕を行いました。 (松阪建設事務所)

④ 落石が原因で発生した事案であり、事故後は直ちに落石の除去と周辺道路状況を確認するとともに、注意喚起看板を増設しました。 (志摩建設事務所)

⑤ 落石によって発生した事案であり、再発防止のため法面状態を確認し、落下の恐れがある石等は残っていないことを確認しました。 (熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

① 現在、対象となる団地のうちの 1 団地について、工事の施工中であり、駐車場の一部が使用できない状態となっています。このことを考慮して自治会等と協議を進めており、入居者の方々の理解を求めながら、早急に使用許可の手続きを進めています。 (住宅政策課)

②～⑤ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持管理に努めます。 (桑名建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、熊野建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 貢産管理等の状況 貢産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① 公用携帯電話の紛失 （四日市建設事務所） ② ドローンの紛失（損害額 100,100 円） （伊賀建設事務所） ③ 携帯型防災行政無線機の損傷（損害額 525,000 円） （北勢流域下水道事務所）</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 ① 所属の基本ルールとして、職員 3 名が道路パトロールに出かける際、公用携帯電話を保管場所から持ち出すのは後部座席の職員、返却は助手席の職員と決まっていましたが、助手席の職員の返却確認が不十分であったことが原因であるため、所属の基本ルールを課内全員で再確認し、携帯電話管理簿を作成して、保管場所からの持出・返却を記録するとともに、使用主任者が確認し、管理簿に押印することで、携帯電話の管理を徹底するようにしました。 （四日市建設事務所） ② 河川状況の調査のため、ドローンによる撮影中、河川内の竹にドローンを接触させてしまったことにより、河川流水部に落下させ、墜落地点を捜索しましたが、水深が深く発見できず紛失したものです。再発防止策として、飛行前の確認事項、飛行時の確認事項等を記載した「ドローン使用上の注意点」を定め、所内研修等で所属職員に周知するとともに、ドローン収納箱にも備え付け、使用に当たって職員に注意喚起を行いました。また新年度の異動により、新たに配属された職員にも周知徹底を図り再発防止に努めました。 （伊賀建設事務所） ③ 凈化センターポンプ室内の吐出管を清掃していたところ、管に砂が詰まっていたことから、汚水が逆流し噴き出したため、防災行政無線機が濡れ、使用できなくなりました。発生後、職員に対し、適正な管理、使用、事故防止の注意喚起を行い、再発防止を図りました。 （北勢流域下水道事務所）</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） ①～③ 同様の事案が発生しないよう、引き続き、適正な管理、使用、事故防止に向けた注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 貢産管理等の状況 貢産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,765 筆、1,221,132.17 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針（平成 29 年 3 月 1 日施行）及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 処理目標数及び取組成果 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 45 筆を処理しました。 b 毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 c 未登記担当者会議 年 3 回開催し、意見交換や情報共有等を行いました。 d 未登記処理ヒアリング 年 2 回各建設事務所を訪問し、未登記処理可能な案件の把握等に努めました。 <p>2 今後の方針（取組予定等） 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

- ① 物損事故（物損額：県 155,650 円）
- ② 物損事故（物損額：県 188,400 円）
- ③ 物損事故（物損額：県 102,988 円）

(営繕課)

(桑名建設事務所)

(桑名建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

①～③

これまで発生した事故の形態を分析したところ、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。

a 管理職等からの呼びかけ

職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。

b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 184 チーム 552 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。

c 安全運転助言検査の受検

出納局が実施する安全運転助言検査を 809 名の職員が受検し、自身の運転適性を知り、安全運転意識を高めました。

d 交通安全講習会等への参加

交通安全講習会等に延べ 345 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。

e 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。

f メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

g 啓発DVDの視聴

公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。

なお、令和 2 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。

今後も職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していきます。

	令和元年度	令和 2 年度（令和 3 年 3 月 31 日現在）
自損事故	7 件 (70%)	9 件 (75%)
物損事故	3 件 (30%)	3 件 (25%)
人身事故	0 件 (0%)	0 件 (0%)
計	10 件	12 件

2 今後の方針（取組予定等）

①～③

引き続き、交通事故防止に関する注意喚起等の取組、及び「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)	(1) 会計事務の適正化については、事前相談機能の強化、初任者等向け職員研修の充実などに取り組んでいるが、令和元年度の指導件数は140件で、前年度の142件から2件の減少であり、依然として、契約や支出の事務等を中心に軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務担当職員に対し、適切かつきめ細かい会計支援を行われたい。また、令和2年4月から導入された内部統制の実効性が確保されるよう、既存の検査体制との整合を図りながら、基礎評価局として、各所属長及び所属の会計事務担当職員に対する指導・助言を行われたい。 (会計支援課)
講じた措置	
令和2年度	
1 実施した取組内容	(1) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、地域では県内の4地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。 (2) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行っています。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を行い、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図っています。 (3) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施するとともに、「出納かわら版」においても危機管理メールとして掲載し、注意喚起と危機意識の醸成に繋がる取組を行っています。 (4) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、「出納かわら版」に出納局検査における指導事例の解説及び解決策を掲載することにより、事務処理ミスの削減に努めました。 (5) 会計相談や出納検査による指導を行う際に、出納局で作成したハンドブックを積極的に活用するよう努めました。初任者用に作成された当該ハンドブックを活用することにより、なるべく具体的な説明を行い、会計事務への理解を深めてもらえるよう取り組みました。 (6) 各所属から提出された内部統制制度にかかるリスクマネジメントシートの共通リスク基礎評価部局として「財務に関する事務」の整備状況を評価するとともに事後検査において制度を踏まえた指導を行いました。
2 取組の成果	(1) 各種研修については、令和2年度は延べ615人と前年度の1,726人より64%程度減少しています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として研修の中止や、座席間隔確保のための募集人数の削減、自己学習のための資料提供のみを行ったことが原因と考えられます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった研修の代替や、研修に参加できない会計事務担当職員をフォローするため、eラーニングとして研修映像の配信や、新しくマニュアルを作成する等、自己研修環境の充実を図りました。これにより、eラーニングには、令和2年度は延べ1,287人のアクセスがあり前年度の751人より71%増加しています。 (2) 相談業務については、令和2年度の相談件数は8,466件【前年度8,582件】となっています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図りましたが、令和2年度の指導件数は227件と、前年度の140件より87件増加しました。これは、内部統制制度の実効性を確保するため、リスクマネジメントシートとリンクした出納検査における文書指導基準を見直したことにより、今まで口頭注意としていた案件が、文書指導となつたことから指導件数が増加したと考えられます。
令和3年度以降（取組予定等）	
会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。	
(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修などの充実を図ります。 (2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、eラーニングを活用し、全庁一元的に実施する研修を対象に、研修の状況を録画したビデオデータの提供を行います。 (3) 「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」や「電子調達チェックリスト」等の事務チェックリストの活用を出納局検査時に働きかけ、会計事務担当者のスキルアップに繋げ、誤った事務処理の発生防止を図ります。 (4) 「出納かわら版」で会計事務にかかる情報を時宜のニーズに応じた内容で発信し、会計事務職員の知識向上と事務処理ミスの削減に努めています。 (5) 事後検査において内部統制制度を踏まえた指導や評価を行っていくことで、会計事務の適正化に努めています。	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)	(2) 金品亡失（損傷）については、令和元年度の報告件数は 186 件で、前年度の 175 件から 11 件増加しており、依然として職員の不注意等による金品亡失（損傷）が発生している。 このため、引き続き、職員や各所属に対し、更なる注意喚起や交通安全意識を徹底するとともに、物品の適正利用に必要な技術の習得や県有財産の管理意識の向上を図られたい。 (会計支援課)
講じた措置	
令和 2 年度	
1 実施した取組内容	<p>(1) 令和 2 年 5 月 29 日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、令和 2 年 6 月 10 日に教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。</p> <p>(2) 出納局が実施する事後検査時（年 2 回）に、金品亡失（損傷）の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失（損傷）が発生した所属については、その亡失（損傷）時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 損害額 10 万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。（令和 2 年度：文書指導 8 件）</p> <p>(4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失（損傷）の状況、金品亡失（損傷）が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修（4 月 2 日）、新任会計事務職員研修（e ラーニング）、会計事務におけるコンプライアンス研修（7 月 17 日、21 日）等 <p>(5) 金品亡失（損傷）の状況を把握するため 2 ヶ月毎に各部局から提出される報告書をとりまとめた結果を分析し、その状況を庁内メール（出納かわら版）により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を記事にし、注意喚起に努めました。</p> <p>(6) 公用車の事故を減少させるため、安全運転助言検査（2,223 人）を実施しました。運転者の運転適性の判定及び安全運転についてのアドバイスを受け、職員各自が運転する際に常に意識してもらうことで、運転技術の向上や事故防止に繋がる交通安全意識の啓発に努めました。（8 月～12 月にかけて実施）</p>
2 取組の成果	総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行っています。なお、令和 2 年度における金品亡失（損傷）の報告件数は、141 件と前年同期の 186 件より 45 件減少しました。
令和 3 年度以降（取組予定等）	
<p>令和 2 年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。</p> <p>特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、「出納かわら版」等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。また、発生状況に応じて管財課やスマート改革推進課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。</p>	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(計画的な施設改良の推進等)

(1) 水道事業及び工業用水道事業においては、三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）（以下「経営計画」という。）、水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）及び工業用水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）により、東日本大震災後の耐震基準等による主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を実施している。また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や平成 30 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」等を踏まえ、令和元年度から、浸水対策等の検討に向けて、現状調査に着手している。

今後も引き続き、経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の強化に向けて着実に取り組まれたい。

(水道事業課、工業用水道事業課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

三重県企業庁経営計画（平成 28 年度策定）、水道施設改良計画（平成 30 年度改訂）及び工業用水道施設改良計画（平成 28 年度策定）に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。

また、浸水対策及び土砂災害対策について先行事例の調査や対象施設の特定を行うとともに長時間停電対策の強化に着手しました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

2 取組の成果

- ・ 水道事業については、高野浄水場の 2 浄水処理施設の耐震補強工事を進めるとともに、4 浄水場（播磨・水沢・大里・多気）の排水処理施設及び鍛冶屋調整池の耐震詳細診断を実施しました。

管路は、特に、液状化想定区域の被害率の高い管路等、約 4.1 km の布設替工事を実施しました。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある主要施設において、現地調査等を実施し、対策の検討が必要な水道施設の特定を行うとともに、長時間停電対策として、導水ポンプ所予備発電設備の更新工事にあわせ、燃料貯蔵タンクの增量に着手しました。

- ・ 工業用水道事業については、平成 28 年度から実施している山村浄水場（2 系）の耐震化工事を完了させるとともに、伊坂浄水場と山村浄水場（1 系）の耐震補強工事を進めました。

管路は、重要度の高い主要幹線等、約 3.1 km を更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めました。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある主要施設において、現地調査等を実施し、対策の検討が必要な工業用水道施設の特定を行いました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

三重県企業庁経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の強化に向けて取り組んでいきます。

- ・ 水道事業については、経営計画期間内に、高野浄水場の 6 浄水処理施設のほか、各浄水場の排水処理施設 16 施設、調整池 10 池の耐震化を進めていきます。

管路は、被害率の高い管路約 23.9 km の耐震化に加えて、布設後 40 年以上を経過した管路約 6.5 km をあわせた 30.4km の耐震化を優先して進めていきます。

また、浸水対策及び土砂災害対策について、令和 3 年度は、主要 12 施設の対策の基本検討を行います。

長時間停電対策については、予備発電機設備の更新時に燃料貯蔵タンクの增量に取り組んでいきます。

- ・ 工業用水道事業については、伊坂浄水場の 4 浄水処理施設、山村浄水場の 4 浄水処理施設の耐震化を進め、経営計画期間内に、全浄水処理施設の耐震化を完了するよう進めていきます。

管路は、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフラインユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1km の耐震化を優先して進めていきます。

また、浸水対策及び土砂災害対策について、令和 3 年度は、主要 9 施設の対策の基本検討を行います。

長時間停電対策については、予備発電機設備の更新時に燃料貯蔵タンクの增量に取り組んでいきます。

(水道事業課、工業用水道事業課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(R D F 焼却・発電事業の円滑な終了等)

(2) 平成 30 年 7 月 19 日の三重県 R D F 運営協議会総会で、R D F 製造団体は、令和元年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること等が決議された。これを受け、三重ごみ固形燃料発電所での R D F の焼却・発電は、令和元年 9 月 17 日をもって終了し、同年 12 月 21 日付けて電気事業法における「三重ごみ固形燃料発電所」を廃止した。

今後は、関係部局等と協議・調整のうえ、関係市町と連携して、施設の撤去、セーフティーネットの運用、R D F 処理委託料の清算など、引き続き円滑な事業終了に向けて取り組まれたい。

また、R D F 焼却・発電事業の総括については、平成 28 年 3 月に「R D F 焼却・発電事業のこれまでの総括」として中間的な総括を行っているが、今後は、関係部局と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も踏まえ、改めて事業の最終的な総括に向けた取組を進められたい。

(電気事業課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

- 施設の撤去に向けた工事内容、土壤汚染対策及び周辺環境対策等については、関係市町へ説明を行うとともに、8 月に地域自治会役員で構成する「地域連絡会議」を、9 月に学識経験者や地域住民等で構成する「安全管理会議」を開催し説明を行いました。また、10 月には地域住民に対する「工事概要説明会」を開催し、説明を行いました。

その後、11 月から撤去工事の入札手続きを開始し、令和 3 年 1 月 28 日に契約を締結しました。

- 県と関係市町の担当者で構成する三重県 R D F 運営協議会総務運営部会を開催し、R D F 処理委託料の第 1 回清算額を確認しました。また、R D F の製造を継続している団体に対するセーフティーネットの運用状況を報告しました。
- 関係部局と連携して、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町の意見も取り入れた事業総括に向けた取組を進めています。

(電気事業課)

2 取組の成果

- 1 月 28 日に施設の撤去工事にかかる契約を締結し、工事に着手しました。

工事番号：令和 2 年度 電気第 1-分 0001 号

工 事 名：R D F 焼却・発電施設撤去工事

工 期：令和 3 年 1 月 28 日から令和 5 年 1 月 27 日まで

契 約 額：1,609,520,000 円（税込）

受 注 者：安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体

- R D F 処理委託料の第 1 回清算金として、3 億円を配分しました。また、関係市町との合意に基づき、セーフティーネットの運用を令和 2 年度末まで行いました。
- R D F 焼却・発電事業の総括に向けて、必要となる様々なデータの整理を進めました。

(電気事業課)

令和 3 年度以降（取組予定等）

引き続き、関係部局と連携のうえ関係市町と調整を行い、施設の撤去、R D F 処理委託料の清算など、事業の円滑な終了に向けて取り組みます。また、事業総括については、関係部局と連携し、令和 3 年度中に中間的な報告を行うとともに、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう取組を進めます。

(電気事業課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和元年度末現在 636,300 円あった。 (北勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 収入未済額 636,300 円は、工業用水道料金に係る 1 社分の滞納債権であり、債務者が事業を全く行っておらず、回収できる財産もないことから、平成 26 年 7 月に「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第 11 条第 1 項に基づく徴収停止を行っています。 このため当該債権については、毎年債務者の商業法人登記調査や財産調査、及び事業再開の可能性の調査等を行うなど、債務者の状況の確認を行っています。 (北勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等） ア 収入未済 ① 今後も継続して債務者の状況の確認等を行い、その結果等に応じて、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」の規定に従い、適正な事務処理に努めます。 (北勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 準備品出納簿の記載に誤りがあった。 (財務管理課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 物品の管理 ① 準備品出納簿への記載にあたって、複数職員による確認を徹底しました。 (財務管理課)
2 今後の方針（取組予定等） ア 物品の管理 ① 引き続き、複数職員による確認を継続し、適正な事務処理に努めます。 (財務管理課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(2) 貢産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① 貯蔵品の盗難及び南京錠の損傷（損害額 127,620 円） (中勢水道事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	イ 金品亡失（損傷） ① 貯蔵品の盗難時の侵入経路は、浄水場の外周フェンスの門扉を乗り越えて、フェンス門扉の内側から南京錠を切断していることから、フェンス門扉の上部に有刺鉄線を設置したうえで、強い構造のステンレス製南京錠に交換しました。さらに、監視カメラを設置していることを知らせる注意喚起の看板を門扉周辺等のフェンスに掲示しました。 また、侵入者があった場合には、迅速に対応するため、侵入者に対する退去放送の実施、警備会社・警察への通報等についての手順書を見直し、浄水場運転管理員及び職員に対して周知を行いました。 (中勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
イ 金品亡失（損傷）	① 外周フェンスや門扉は嵩上げをする等、更なる侵入防止策を進めます。 監視カメラの効果を高めるため、視界を遮る樹木の伐採を進めます。 侵入警報装置については適切に作動するよう継続的に定期点検を実施していきます。 夜間の侵入者への対処策として、サーチライトの照射や赤色灯の点灯などの整備を検討していきます。 引き続き、不法侵入防止対策を検討するとともに、侵入者があった場合には迅速に対応するよう浄水場運転管理員及び職員に対して、注意喚起を行います。 (中勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 1 筆、13.20 m ² ある。 (北勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ウ 公共用地の未登記 ① 複雑な相続問題が背景にあることから、相続関係書類の作成や弁護士相談等、所有権移転登記に向けた取組を進めてきましたが、現在も相続手続きが進んでいないことを確認しています。そのため、同一の筆で未登記となっている市と、情報共有を行い、未登記の解消に向けて取り組みました。 (北勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等） ウ 公共用地の未登記 ① 引き続き、市と情報共有を図りつつ、未登記の解消に向けて取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 事故発生報告書の提出が遅延していた。 (南勢水道事務所) ② 事故発生報告書の提出が遅延していた。 (水質管理情報センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①② 公用車の事故は、事故発生報告書を速やかに作成し、提出するよう、改めて全職員に周知しました。 (南勢水道事務所、水質管理情報センター)
2 今後の方針（取組予定等） ①② 今後も適正な事務処理に努めます。 (南勢水道事務所、水質管理情報センター)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(病院事業の健全な経営と中期経営計画の推進)

(1) 令和元年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約 2,145 万円の黒字となり、前年度に比べ約 9,679 万円改善した。しかし、医業収益は、入院・外来患者数の減少により、前年度に比べ約 4,955 万円減少しており、未処理欠損金（累積欠損金）は、依然として約 92 億円と多額である。

また、「三重県病院事業 中期経営計画（平成 29 年度～令和 2 年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づき、各年度における成果目標等の進捗管理を行っているが、目標未達成の項目が多くある。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策の徹底と、事業運営に与える影響にも留意しながら、令和 2 年度は、中期経営計画の最終年度として、目標達成に向けて取り組むとともに、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努められたい。

また、今後も各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、病院を取り巻く環境や求められるニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定されたい。

こころの医療センターでは、円滑な病床管理を行うことで、診療単価は増加したが、患者数の減少が続き、医業収益は減少し、3 年連続の赤字となった。引き続き、経営の健全化に努められたい。また、今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。

一志病院では、経常損益は 7 年連続の黒字となっているため、引き続き、健全な経営に努められたい。また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。

志摩病院では、令和 3 年度までの指定期間においても、指定管理者と十分な連携を図り、更なる診療機能の充実強化に努められたい。また、人口減少など志摩病院を取り巻く環境が変化する中、令和元年度に実施した「指定管理者制度による志摩病院の運営に係る検証」を踏まえ、次期指定管理者を指定し、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担うよう努められたい。
(県立病院課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数および医業収益が大きく減少しましたが、院内感染防止を最優先として病院運営を行い、一部診療制限を行ったものの、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、診療機能の維持を図りました。

また、中期経営計画の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などを通じて、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、随時、課題への対応方策等について協議・調整を行いました。

指定管理者制度を導入している志摩病院では、毎月、業務の聴き取りを行うとともに、定期的に指定管理者と病院運営に関する協議を行い、診療機能の充実強化に取り組みました。

2 取組の成果

こころの医療センターでは、紹介率の向上（R 元 : 57.4% → R2 : 66.0%）や、措置診察件数の増加（R 元 : 55 件 → R2 : 80 件）などの成果がありました。また、効率的な病床運用および脳神経内科医の採用等により、入院診療単価が向上（R 元 : 17,806 円 → R2 : 18,463 円（見込））しました。訪問看護やデイケアサービスについては、一部制限を行ったものの、感染防止対策を徹底したうえで実施し、退院後の地域生活を支援しました。

一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、新型コロナウイルス感染症の影響により例年に比して減少したものの、研修医や医学生を延べ 318 人受け入れるとともに、看護実習生を延べ 48 人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワークの構築や、通院が困難な患者に対する訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援により、地域に最適な医療サービスを安定的に提供しました。

志摩病院では、令和 2 年 8 月に小児科へ常勤医師を配置し、外来診療機能の回復を図りました。また 9 月に救急・総合診療科へ常勤医師を増員し、外科系救急患者への対応を強化するとともに、12 月から木曜日を除く平日日勤帯に一部の小児救急（対象は 1 歳以上）を開始するなど、救急診療機能の充実を図りました。

また、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を図りながら、へき地医療拠点病院として離島への巡回診療を継続するなど、地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用や通所リハビリテーション事業の実施など、地域の中核病院として多様なニーズに的確に対応しました。

次期指定管理については、選定委員会による審査を経て、現在の指定管理者を指定しました。

令和 3 年度以降（取組予定等）

令和 3 年度以降の中期経営計画については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、現時点で中期的な見通しを立てることが困難であることに加え、本計画の策定指針となる国の「新公立病院改革ガイドライン」の改定が先送りされたことから、現計画を 1 年延長し、令和 3 年度の取組と目標を設定した年度計画を策定し、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。

なお、令和 4 年度以降の中期経営計画の策定については、新型コロナウイルス感染症の状況や国の動向を注視しながら検討していきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 ア 収入未済

① 収入未済額が令和元年度末現在 63,238,338 円あった。

(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。

(1) 発生防止対策

入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。

(2) 回収対策

「三重県債権管理マニュアル」および「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話および臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。

また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。

なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も隨時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。

これらの取組により、令和元年度末における収入未済額 63,238,338 円について、令和3年3月末までに 7,231,251 円を回収しました。

(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」および「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続していきます。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めていきます。

(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【医業未収金回収業務委託】

- ・予定価格調書を作成しておらず、支出負担行為決議書等への予定価格の記録もしていなかった。

- ・契約書に定めた個人情報の引き渡しに係る受領書が提出されていなかった。

- ・執行伺いを作成せずに、契約事務手続きに着手していた。

(県立病院課)

② 【三重県病院事業庁職員メンタルヘルス対策（病院事業庁E A P）事業委託】

- ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者等の書面での報告がされていなかった。（県立病院課）

③ 【生化学自動分析装置保守点検業務委託】

- ・履行確認書を交付していなかった。

(一志病院)

イ その他の支出事務

① 郵券証紙類について、年間使用枚数の見込み誤りにより、過剰在庫となっていた。（県立病院課）

② 資金前渡の精算処理が遅延していた。（こころの医療センター）

③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。（一志病院）

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 業務委託

① 会計規程および契約書に基づいた適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図り、再発防止に努めました。（県立病院課）

② 契約書に定められた書類が全て提出されているか複数の職員で確認するなどして、再発防止に努めました。（県立病院課）

③ 所属内で会計規程について改めて再確認するとともに、複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めました。（一志病院）

イ その他の支出事務

① 郵券証紙類の過剰在庫とならないよう、年間使用見込み枚数を精査しました。（県立病院課）

② 会計規程に基づいた事務処理が行われるよう周知徹底を図り、令和2年度は適切に行ってています。（こころの医療センター）

③ 電子調達システムにおいて入札書比較価格を誤って入力し入札を中止したことから、入力内容を複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めました。（一志病院）

2 今後の方針（取組予定等）

ア 業務委託

①～③ 引き続きチェック体制の強化や会計規程等の職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。（県立病院課、一志病院）

イ その他の支出事務

①～③ 引き続きチェック体制の強化や会計規程等の職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。（県立病院課、こころの医療センター、一志病院）

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 議会事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(政務活動費の適正な執行)

(1) 令和元年度分の政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規程、政務活動費ガイドラインに基づき適正に執行されているか確認したところ、収支報告書に必要な書類が添付されていないものが4件、添付された書類が不十分なものが3件あった。

このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。 (総務課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

指摘された収支報告書に添付された書類に不十分なものがあった件については、収支報告書修正届及び不備のあった添付書類の提出を受けました。これに伴い、関連資料の修正を行い、報道資料提供を行うとともに、修正後の資料をホームページに掲載しました。 (総務課)

2 取組の成果

政務活動費の状況について、適切な資料を公開しました。なお、この措置による政務活動費の返還及び追加支払等は発生しておりません。 (総務課)

令和3年度以降（取組予定等）

これまでも担当職員以外に管理職職員による確認を行ってまいりましたが、今後は議員から提出された収支報告書の修正作業をより早期に終わらせることや、収支報告書の閲覧開始前に再度の確認を行うなど、チェック体制の更なる強化を図ることにより、再発防止に努めます。 (総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 議会事務局

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

(1) みえ県議会出前講座のアンケートについて、職員が回答内容の修正を依頼していた。 (企画法務課)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) 当時の担当者への聴き取りや保管資料等により事実確認を行うとともに、事務局において、再発防止策の徹底及びコンプライアンスの徹底について、全事務局職員に対し呼びかけを行いました。 (企画法務課)

2 今後の方針（取組予定等）

(1) 出前講座の実施やその運営に当たっては、広聴広報会議において改めて確認徹底するとともに、事務局が行う実務面において、高校の希望や意向の確認をより丁寧慎重に行うこと、また議員に対する説明や調整も丁寧を行い、遺漏や齟齬をきたすことのないように取り組み、コンプライアンスへの認識を改めて事務局職員全体で確認し、意識の徹底、共有を行います。 (企画法務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 議会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア その他の支出事務

① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(総務課)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 入札書比較価格の入力等において複数職員で確認した後に開札を実施するなど、再発の防止に努めました。
(総務課)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き、複数職員による確認を行って、適正な入札事務の実施に努めます。

(総務課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年3月2日から5日までに、県立学校及び県内の公立小中学校が臨時休業となり、5月14日の緊急事態宣言解除後、教室での感染症対策等を講じたうえで、分散登校やオンライン授業等を行いながら、徐々に学校が再開された。</p> <p>また、6月中旬に全ての学校で通常授業が開始されたが、学習の遅れ、感染症に係る偏見・差別等の人権問題、家計が急変した世帯の教育費の負担等、さまざまな課題が明らかになっている。</p> <p>このため、年間指導計画の見直しや夏季休業の短縮等による授業時間の確保、人権侵害等から児童生徒を守るためにネットパトロールの強化、高校生等奨学給付金における支給対象の拡大等の取組を行っている。</p> <p>今後も、引き続き、市町等教育委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、児童生徒の学習内容の理解・定着状況に応じたきめ細かな支援や、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行うことにより、安全で安心な学校生活の実現と、学びの継続・支援に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課、生徒指導課、人権教育課ほか)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>令和2年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校での新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策を徹底するため、文部科学省の衛生管理マニュアルに加え、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しました。また、県立学校で通学時の感染防止対策として通学バスを増便し、校内の消毒作業などのためにスクール・サポート・スタッフを配置しました。 ② 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜の学力検査について、前期選抜の出題範囲を縮小しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期選抜、後期選抜及び追検査が受検できなかつた志願者に対し、追々検査を設けました。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況から、高校生の就職支援として、就職アドバイザーを3名増員(計15名)して配置し、進路担当や担任と連携して、生徒の就職支援体制を整えました。また、三重労働局等と連携し、経済団体や商工会議所を訪問して求人確保の要請を行い、生徒が企業と話ができる就職面接会(11月)、合同就職相談会(12月)を開催しました。 ④ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため令和2年5月15日からネットパトロールを毎日(平日)実施しました。また、SNSで児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見し、その画像や被害にかかる情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を6月23日から開始しました。 ⑤ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を支給対象とともに、入学時の負担が大きい新入生を対象に、一部前倒し給付(4月～6月分)を実施しました。 ⑥ 市町教育委員会への支援として、小中学校の長期休業で学習が遅れた児童生徒に対し、少人数指導や習熟度別指導等を行うために非常勤講師39人分の追加配措置を行いました。また、臨時休業により学習に遅れが生じないよう、放課後等に補充的学習指導を行うための学習指導員を配置しました。また、外国人児童生徒等への学習支援や適応指導を行うために母語支援員を配置する市町へは補助金により支援をしました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策を徹底し、スクール・サポート・スタッフによる支援により教職員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することができました。 ② 高等学校入学者選抜では、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小したこと、臨時休業による受検者への影響を最小限とし、検査から2週間以上空けて追々検査を設けることで受検の機会を確保しました。 ③ 高校生の就職採用選考開始が1か月後ろ倒しされ、選考期間が例年より1か月短くなりましたが、就職希望者への支援に取り組んだ結果、3月末の就職内定率は99.8%となり、前年同期を上回る値となりました。 ④ 偏見やいじめ・差別をなくすためのネットパトロールでは160件の書き込みを検知し、「ネットみえ～る」では89件の投稿の報告を受けました。児童生徒の安全を確認し、心のケアを最優先して、家庭、学校、市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しました。 ⑤ 高校生等奨学給付金について、家計が急変した79世帯に支給するとともに、新入生への一部前倒し給付(4月～6月分)を65世帯に実施しました。また、修学奨学金について、収入減少を理由とした緊急貸付を行つたことにより、経済的理由で修学困難な生徒を支援しました。 ⑥ 学習の定着に特別な指導が必要な児童生徒について、個別指導を強化でき、基礎学力の定着につながり、わからないところが質問できるようになりました。また、担任の負担軽減により、学級全体への指導がより行き渡り、個々の教育相談の時間も確保できるようになりました。不登校児童生徒への支援もしやすくなりました。 <p>令和3年度以降(取組予定等)</p> <p>令和2年度の取組をふまえ、引き続き感染防止対策を徹底し、学びの継続との両立に取り組んでいきます。具体的には、衛生物品の配備や、登下校時における「三つの密」を避けるためのスクールバスの増便、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置など、学校における感染防止対策を講じます。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、高校生一人ひとりの希望に応じた就職が実現できるよう支援とともに、補充的な学習に係る支援、奨学給付金の増額などに取り組みます。</p> <p>さらに、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守る取組を進めます。</p>	

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (2) 令和元年度の懲戒処分については、前年度の14人から大幅に減少したが、5人が処分されており、そのうち1人は飲酒運転により免職処分となっている。 これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、教職員に対する法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 (教職員課)	
講じた措置	
令和2年度	
1 実施した取組内容	<p>① 過去の不祥事について、問題の根本の分析や対応策の検討を行い、令和元年5月に研修等で活用できる資料を配付しました。令和2年度も、県立学校においては、コンプライアンス・ミーティング等で資料を活用し、各事例に至った原因・背景、不祥事を起こさないために必要なことを考える機会を設け、コンプライアンス意識の向上を図る取組を進めました。</p> <p>② 例年、新任校長・教頭研修（5月）をはじめ、初任者研修（4月）、教職6年次研修（5月）、中堅教諭等資質向上研修（5月）、新任主幹教諭研修（6月）、新任指導教諭研修（6月）、常勤講師・養護助教諭・学校栄養補助員研修（5月）の際に、具体的な事例を示しながら服務規律の確保の徹底を図ってきました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、対面での研修は実施できませんでしたが、ネットDE研修で代替するなどにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。</p> <p>③ 県立学校においては、校長が策定した「信頼される学校であるための行動計画」について、体罰についての取組を追加し、見直しを行いました。実効的な取組にするため、県立学校長の期首面談等の場を用いて、取組状況を聴き取り、進捗状況の確認と助言を行いました。</p> <p>④ 管理職選考試験の事前提出論文において、コンプライアンス向上や不祥事根絶のために、これまでの実践や学校経営の具体的な方策を記載させ、管理職としてリーダーシップを發揮する必要がある教職員のコンプライアンス意識の醸成に取り組みました。</p> <p>⑤ 教職員の綱紀肃正及び服務規律の確保について通知し（7月、12月）、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。また、職員の綱紀肃正について通知し（8月）、各校の研修会や職員会議等において、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが不祥事を他人事と捉えるのではなく、改めて自分事として自覚して行動することにつながる取組を進めるよう依頼しました。</p> <p>⑥ 県立学校においては、次長等が中間面談のための学校訪問を行った際、校長に不祥事根絶の取組等を確認するとともに、各職員の取組状況を聴取により把握し、今後の取組の徹底につなげるようにしました。</p>
2 取組の成果	<p>① 通知や事例紹介をもとにコンプライアンス・ミーティング等、全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。</p> <p>② 初任者研修において、ネットDE研修の受講及び教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させ、提出したレポートを教職6年次研修等において、自らが読み返し、教員として自らあるべき姿を改めて考え直す機会を持つこととしており、長期的に服務規律確保の意識の向上を図りました。</p> <p>③ 教職6年次研修、中堅教職員等資質向上研修において、規律違反の具体的な事例などを取り上げることにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。</p> <p>④ 新任管理職を対象とした研修において、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予定していた管理職選考試験の事前提出論文を振り返る機会を設けることができませんでしたが、コンプライアンスについての資料を提供するなどにより、各学校での法令遵守の体制づくりの基礎を考える機会になりました。</p> <p>⑤ 初任者研修をはじめ、各種研修においては、令和2年度は対面での研修は実施できませんでしたが、ネットDE研修で代替するなどにより、服務規律の確保の意識向上につなげました。</p> <p>⑥ 県立学校においては、「信頼される学校であるための行動計画」に、体罰の根絶に向けた内容を記載し、校長がリーダーシップをとり、各学校が主体的に体罰の根絶に取り組みました。</p>
令和3年度以降（取組予定等）	<p>① これまでの不祥事根絶の取組の課題を整理するとともに、改めて不祥事が起る原因を分析し、新たな対策を検討したうえで、不祥事根絶に取り組みます。</p> <p>② 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的な事例を捉えて、綱紀肃正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、コンプライアンス・ミーティングの題材を追加作成し、具体的な事例について教職員が自分事として捉え、規律違反の再発防止に取り組みます。</p> <p>③ 初任者研修等の各種研修においては、回数を増やすなどにより感染症対策を徹底し、対面形式で講義を行い、コンプライアンス、服務規律の確保の重要性について直接教職員に訴えます。</p> <p>④ 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。また、令和2年度不適切な発言事案が発生したことから、「人権教育サポートガイドブック」を活用した校内研修を行い、人権尊重の視点に立った児童生徒との関わり方等についてすべての教職員が改めて確認し、事案の発生防止に努めます。</p> <p>⑤ わいせつ行為、飲酒運転の根絶に向け、改めて注意喚起を行い、再発防止を徹底します。</p> <p>⑥ 組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末に達成状況を確認し、取組を徹底させます。</p>

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(いじめ対策の推進)

(3) 公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は、平成28年度から2,000件を超える水準で推移しており、31年4月から令和元年9月までの間では2,234件（前年度同時期2,100件）となり、増加傾向となっている。

また、いじめが原因で不登校となった事案の「いじめの重大事態」が発生している。

このため、「三重県いじめ防止条例」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携し、より一層、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、対応力の向上や教育相談体制の充実を図り、安全で安心な教育環境づくりを推進されたい。
（生徒指導課）

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

① 早期発見・早期対応の取組

いじめの定義に則って正確に認知することで早期対応できるよう、いじめアンケートを改善するとともに、いじめの認知漏れを防ぐためのチェックリストを作成し、各学校での活用を促しました。

② 専門家との連携による支援

臨床心理士が、児童生徒への直接支援を行った他、いじめにより欠席した児童生徒の家庭訪問等心のケア、ストレス対処・SOSの受け方や出し方を知るための教職員への研修、授業への支援を実施しました。

社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性について検証し、関係機関と連携した支援を実施しました。

③ 児童生徒等の主体的な活動の推進

三重県いじめ防止応援センターがいじめ防止の啓発活動を行う等の取組を推進しました。

4月と11月のいじめ防止強化月間ににおける、いじめの防止等に向けた啓発活動を実施しました。

④ 相談体制の充実

中学生・高校生の相談窓口となるよう、年間を通して平日の午後5時から午後10時まで、SNSを活用した「子どもSNS相談みえ」を実施しました。早期に対応が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関と速やかに情報を共有しました。

⑤ ネットパトロールの実施

県が委託する専門業者によるインターネット上の不適切な書き込み等の、検索、監視等を年3回（8月下旬、11月上旬、1月上旬）実施し、いじめの防止等に向けた児童生徒の指導につなげました。

新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗中傷や人権侵害が懸念されることから、ネットパトロールを令和2年5月15日から令和3年3月22日までの平日に実施しました。

⑥ ネットみえ～るの実施

ネットパトロールでは発見できないSNSなどでやりとりや学校名などのキーワードが記入されていないいじめや不適切な書き込みを発見した県民が、その書き込み内容を県教育委員会へ投稿できるアプリを作成し、6月23日から運用しました。

2 取組の成果

① 学校からは、アンケートやチェックリストの活用により、いじめの認知がしやすくなったとの意見が寄せられました。

② いじめにより学校に行きにくくなった生徒に対し、すぐに相談できる体制と生徒との関係を構築したことにより、登校できるようになりました。

社会福祉士や精神保健福祉士が校内の会議に参加し、アセスメントを実施した上で、検討の必要がある課題等について助言した結果、医療や専門・相談機関につなぐことができました。また、心理面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラーと連携して対応しました。

③ いじめ防止応援センターの活動により、いじめの防止に係る機運の醸成を図ることができました。

学校、行政機関、事業者等において、いじめ防止を啓発するピンクシャツ運動を推進したことにより、一体感をもって取り組む重要性を考える機会となりました。また、条例でいじめ防止強化月間を規定したこと、各学校の児童生徒が目的意識をもって取り組むようになりました。

④ 「子どもSNS相談みえ」での令和2年度の相談件数は2月末までで、延べ710件となりました。これは、中学生・高校生からの電話相談件数（令和3年2月末までで延べ335件）の約2倍となっており、より相談しやすい体制を構築できました。

主な相談は、友人関係や学校生活、いじめに関するのですが、心やからだの問題、LGBT等、多様な相談にも対応できました。

⑤ ネットパトロールにより学校が把握していないいじめを早期に発見し、対応することができました。

⑥ ネットみえ～るでSNS等でのいじめを投稿してもらうことにより、学校や関係機関が連携し、被害にあっている子どもを守るとともに、加害の子どもに対しての指導につなげました。

令和3年度以降（取組予定等）

これまでの取組を継続していくとともに以下の新たな取組を実施します。

① いじめ防止の主体的な活動の取組

公募で集まった県内の高校生・中学生が「いじめ」をテーマに小学生を対象とした紙芝居を創作することで、いじめの防止の大切さについて理解を深めます。

② インターネットの適正利用に関するケーススタディ教材の作成

ネットみえ～るへの投稿内容や、ネットパトロールでの検知内容等を踏まえ、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に関するいじめや誹謗中傷について考え、自分たちで学ぶケーススタディ教材を作成します。

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	
事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
特に、公文書の不適正な事務取扱事案については、県行政への信頼を損なう重大な事案であるため、今後、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。	
(1) 県立高等学校において、部活動での体罰事案があった。	(教職員課)
(2) 県立高等学校において、生徒指導での体罰事案があった。	(教職員課)
(3) 県立高等学校において、部活引率中の飲酒事案があった。	(教職員課)
(4) 転入学、編入学、復校に係る入学選抜手数料等の規定が不十分であったため、県立高等学校20校において徴収誤りがあった。	(高校教育課)
(5) 議案として承認された教科用図書選定審議会委員の氏名に誤りがあった。	(小中学校教育課)
(6) 公文書を不正に作成し、外部に交付するなどの不適正な事務取扱事案があった。	(埋蔵文化財センター)
(7) 前期選抜において、受検学科を誤って受け付けた事案があった。	(伊勢工業高等学校)
(8) 姉妹校訪問の引率業務において、教諭の飲酒事案があった。	(名張青峰高等学校)
(9) 学校給食において、異物混入事案があった。	(聾学校)
(10) 学校給食において、異物混入事案があった。	(杉の子特別支援学校)
(11) 学校給食において、異物混入事案があった。	(特別支援学校西日野にじ学園)
(12) 学校給食において、異物混入事案があった。	(特別支援学校北勢きらら学園)
(13) 学校給食において、異物混入事案があった。	(くわな特別支援学校)
(14) 学校給食において、異物混入事案があった。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 校内であらゆる機会をとらえ、職員に体罰の禁止をはじめとする服務規律の確保を徹底し、アンガーマネジメント研修を行う等、再発防止に取り組みました。	(教職員課)
(2) 校内でコンプライアンス・ミーティング等を行い、体罰根絶に向け取組を行うとともに、アンガーマネジメント研修を行う等、再発防止に取り組みました。	(教職員課)
(3) 生徒の引率指導中における飲酒等、教育に対する信用を失墜する行為を厳に慎むよう、服務規律の確保について周知徹底しました。	(教職員課)
(4) 手数料の過徴収及び未徴収について、家庭訪問等により謝罪をしたうえで、学校と協力して早急に徴収金の返還や未収金の徴収を行いました。経済的事情等により納付が困難な場合は、理由等を丁寧に聴き取り十分な配慮を行いながら学校と協力して徴収を進めました。なお、返還・徴収状況は、過徴収の対象者7人全員の返還を完了し、未徴収の対象者47人のうち44人の徴収を行いました。また、「三重県立高等学校転入学・編入学取扱要領」の編入学の徴収に関する記述、入学選抜手数料・入学料早見表を見直し、各学校に通知しました。	(高校教育課)
(5) 委員の氏名確認を書面の提出により行い、誤りのないよう事務処理を徹底しました。	(小中学校教育課)
(6) 事業の進捗状況を見る化し、情報共有の徹底及びチェック機能の強化を図りました。また、困りごとや悩みを相談しやすい職場の雰囲気の醸成に努めるとともに、研修等により法令遵守及び服務規律の徹底、職員のコンプライアンス意識の向上、公文書の適正な取扱いの徹底を図り、再発防止に努めました。	(埋蔵文化財センター)
(7) 前期選抜当日に誤った受検学科で受付していることが判明したため、受検票を訂正し、志願している学科で受検をしました。また、本事案は志願者一覧表と入学願書の志願学科の突合を怠ったことによるため、後期選抜に向け、選抜試験受付マニュアルに志願者一覧表と入学願書の志願学科の突合手順の追加を行いました。	(伊勢工業高等学校)
(8) 引率教員の飲酒が新聞記事となった次の登校日に全校集会を行い生徒に事実を伝えるとともに、保護者あてにお詫びの文書を配布しました。当該職員を厳重に注意するとともに、全職員に対し服務規律の確保について徹底しました。	(名張青峰高等学校)
(9) 調理器具の確実な洗浄を行うこと、また乾燥保管庫に入れる際や調理を始める際に目視による確認を行うことを徹底し、さらに調理中や配膳時にも目視確認をするなど、再発防止に努めました。	(聾学校)
(10) 異物混入について、委託業者に再発防止策の提出を求め、食材の包装開封方法並びに洗浄方法の改善を徹底しました。また、委託業者衛生管理部職員が調理現場に立ち会い、工程の観察、調理員への指導、再発防止の研修会を実施しました。毎月1回実施している「給食献立委員会」に委託業者衛生担当者及び調理員代表の出席を求め、他事業所のヒヤリハット事例を情報共有するようにしました。	(杉の子特別支援学校)
(11) 給食の異物混入防止のため調理員ミーティングで「県立特別支援学校の給食における異物混入防止等対応方針」を活用して異物混入防止の注意喚起を行うとともに、食材の確実な洗浄や調理中及び配膳中の目視による確認を徹底し、再発防止に努めました。	(特別支援学校西日野にじ学園)
(12) 異物の混入が判明した時点で、調理に関係する室内及び使用する器具・備品を点検し、混入した異物の材質が判明した後、改めて室内及び器具・備品の点検を行い、破損した箇所、器具・備品等が無いことを確認しました。	(特別支援学校北勢きらら学園)
(13) 調理委託業者に対し、異物混入の原因調査と食材の確実な洗浄、調理作業時の目視による確認の徹底など	

を要請し、再発防止に努めました。

(くわな特別支援学校)

- (14) 調理委託業者に調理及び配膳中の目視による確認並びに衛生管理の徹底を要請し、再発防止に努めました。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 体罰をはじめとする不祥事の根絶については、市町等教育長会議や県立校長会議等あらゆる機会を捉え、根絶の取組を引き続き進めるよう周知徹底します。
(教職員課)
- (2) 体罰などの不祥事については、県立校長会議や市町等教育長会議等で注意喚起をし、教職員一人ひとりの服務規律を徹底するためコンプライアンス・ミーティング等の研修資料等を活用して各学校で体罰を根絶する取組を進めるよう周知徹底します。
(教職員課)
- (3) 生徒の引率指導中については、飲酒等、教育に対する信用を失墜する行為を厳に慎むよう、県立校長会議や市町等教育長会議等あらゆる機会を捉え、教職員の服務規律の確保を徹底するとともに、引き続き不祥事根絶の取組を進めるよう周知徹底します。
(教職員課)
- (4) 手数料徴収の有無については、チェック欄を設けた転入学、編入学、復校受付記録簿で確認し、高等学校と連携しながら再発防止、未収金の徴収に努めます。
(高校教育課)
- (5) 引き続き文書の提出による氏名の確認を徹底し、再発防止に努めます。
(小中学校教育課)
- (6) 引き続き情報共有や研修、会議等を通じて法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止及び公文書の適正な取扱いに努めます。
(埋蔵文化財センター)
- (7) 選抜試験受付マニュアルに追加された志願学科の受付手順により複数人で確認を行い再発防止に努めます。
(伊勢工業高等学校)
- (8) 一人ひとりが自覚を持ち、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行していくよう、機会をとらえて注意喚起していきます。
(名張青峰高等学校)
- (9) 異物混入が発生しないように、引き続き目視による確認を徹底し、職員の意識の向上を図り、再発防止に努めます。
(聾学校)
- (10) 調理委託業者に文部科学省による「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理の実施及び目視による確認の徹底、定期的な安全管理者・衛生管理者による立ち会いや研修を求め再発防止に努めます。また、調理員と栄養教諭が連携することで、日頃から異物混入に対する高い意識を持って調理に当たるよう啓発を行います。
(杉の子特別支援学校)
- (11) 異物混入の事案が再度発生しないよう、引き続き職員の意識の向上を図るとともに、食材の確実な洗浄と、調理中及び配膳中の目視による確認を徹底します。
(特別支援学校西日野にじ学園)
- (12) 食材に異物が混入していたものと推定されたことから、下処理室において確実な洗浄、目視による異物発見を徹底するよう、調理委託業者と連携して再発防止に努めます。
(特別支援学校北勢きらら学園)
- (13) 引き続き調理委託業者と連携して再発防止に努めます。
(くわな特別支援学校)
- (14) 引き続き調理委託業者と連携して再発防止に努めます。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和元年度末現在 158,389,492 円あり、前年度と比べて 7,243,073 円増加していた。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張高等学校)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (教育財務課)	
③ 督促状の発付等をしていなかった。 (四日市西高等学校)	
④ 督促状の発付をしていなかった。 (菰野高等学校)	
⑤ 滞納整理の記録をしていなかった。 (昂学園高等学校)	
⑥ 督促状で指定する納期限を誤っていた。 (伊勢まなび高等学校)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①②	
【三重県高等学校等修学奨学金返還金】	
電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、債権回収業者へ徴収委託を新規に 279 件（令和2年度）行いました。また、回収に至らなかった案件については、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 9 件行いました。 (教育財務課)	
【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金】	
電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 3 件行いました。 (教育財務課)	
【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】	
当該未収金については、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したものですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。 (福利・給与課)	
【雑入（退職手当返納金）】	
当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じたことから発生したものです。督促に応じない債務者に対して、面談、電話等での催告を行っていましたが、自主返納が見込めないことから裁判所へ支払督促を申立て、債務名義を取得しました。 (福利・給与課)	
【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】	
滞納者に対して電話や文書による催告を行い、未収金の回収に努めました。 (高校教育課)	
【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】	
納期限までに納付しない債務者に対しては督促状により返還を促し、応じない債務者に対しては、電話により督促しました。なお、一年以上未納かつ電話連絡の取れない債務者に対しては、警告文書を送付し、夜間の電話督促を行ったほか、応じない債務者に対しては、催告状を送付しました。また、住民票調査により、正確な住所の把握に努め、居宅訪問も行いました。 (人権教育課)	
【高等学校授業料】	
電話や文書による催告、学校における面談、居宅訪問を実施しました。また、民事訴訟法に基づく支払督促申立てにより債務名義（1件）を取得しました。 (教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張高等学校)	
③ 電話による催告のみで督促状を送付していなかったことから、納期限経過後 20 日以内に督促状の送付を行うことを徹底しました。また、未収金の債権管理を徹底しました。 (四日市西高等学校)	
④ 電話による催告をしていましたが、督促状を送付していなかったことから、納期限経過後 20 日以内に督促状の送付を行うことを徹底しました。 (菰野高等学校)	
⑤ 高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の確認を行い、債権管理簿に必要項目の記載を行いました。 (昂学園高等学校)	
⑥ 三重県公債権の徴収に関する条例施行規則第2条に基づき、督促の納期限を確認し、送付しました。また、債権の徴収に関する規則等を職員に周知し、チェック機能を強化しました。 (伊勢まなび高等学校)	
2 今後の方針（取組予定等）	
①②	
【三重県高等学校等修学奨学金返還金】	
滞納者に対しては、電話や文書による催告、居宅訪問を継続して実施し、滞納期間が長期化している債権	

については、債権回収業者への徴収の委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。
(教育財務課)

【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。
(教育財務課)

【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めるとともに、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。
(福利・給与課)

【雑入（退職手当返納金）】

今後も債務者の状況把握に努めるとともに、財産の差押え等、強制執行に向けて取り組んでいきます。
(福利・給与課)

【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。
(高校教育課)

【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。
(人権教育課)

【高等学校授業料】

滞納がある在学生については、電話や文書による催告、学校における面談により早期の回収に努めます。長期の滞納者については、電話や文書による催告、居宅訪問のほか、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

(教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張高等学校)

③ 引き続き収納状況及び督促状の送付期限の確認を行うとともに、債権管理を徹底し、再発防止に努めます。
(四日市西高等学校)

④ 引き続き収納状況及び督促状の送付期限の確認を行い、再発防止に努めます。
(菰野高等学校)

⑤ 所属内で高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱を徹底し、複数人によるチェック体制により、再発防止に努めます。
(昂学園高等学校)

⑥ 引き続き督促による納期限を確認し、決裁時にも督促状の納期限を確認して再発防止に努めます。
(伊勢まなび高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現金納付された返還金の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (人権教育課) ② 災害共済給付金の二重受給により歳入戻出を行っていた。 (保健体育課) ③ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が2件遅延していた。【重点】 (四日市中央工業高等学校) ④ 現金納付された高等学校授業料について、別の口座で一時管理し、金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (北星高等学校) ⑤ 現金納付された高等学校授業料等の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (菰野高等学校) ⑥ 現金納付された高等学校生産品売払収入の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (明野高等学校)
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問により徴収した未収金の収納処理が1日遅延したものであり、現金納付の方法を再度確認し、チェック体制の徹底を図りました。また、担当者が不在の場合であっても速やかに収納処理できるよう事務処理方法を改善しました。 (人権教育課) ② 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、保護者から重複して提出された「医療機関による医療費の証明書」を学校担当者が気づかず、二重に給付金を請求したものであり、提出書類の確認を徹底するよう指示しました。 (保健体育課) ③ 現金納付された授業料の収納が遅延しないよう各職員が収納情報を共有し、職員間で収納状況をチェックする体制にしました。 (四日市中央工業高等学校) ④ 授業料の収納処理について再確認し、職員間の情報共有のあり方を見直し、不要な口座を廃止するなど事務処理を改善しました。 (北星高等学校) ⑤ 金融機関窓口終了後に現金納付を受けた授業料等を金庫に保管し、翌営業日に収納処理を忘れて遅延したため、毎朝金庫を確認するとともに授業料等の収納方法について改善しました。 (菰野高等学校) ⑥ 納付後、速やかに金融機関への収納処理を行うように職員間で改めて周知徹底を行い、「事務の見える化」を徹底する等チェック体制を強化しました。 (明野高等学校) <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き現金納付の情報共有と処理チェックを徹底し、適正な現金の収納事務に努めます。 (人権教育課) ② 引き続き再発防止のため、学校担当者と連携して適正な事務処理に努めます。 (保健体育課) ③ 引き続き現金収納についての注意喚起を徹底し、収納状況を確認して適正な事務処理に努めます。 (四日市中央工業高等学校) ④ 引き続き職員間の情報共有を徹底し、適正な事務処理に努めます。 (北星高等学校) ⑤ 引き続き現金収納の情報共有を徹底し、適正な事務処理に努めます。 (菰野高等学校) ⑥ 引き続き収納処理の見直しを継続し、適正な事務処理に努めます。 (明野高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【P H P バージョンアップに伴うセキュリティ対策委託業務】	
・契約保証金を免除する根拠を誤っていた。 (研修推進課)	
② 【平成 31 年度エレベーター保守点検業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。 (北星高等学校)	
③ 【平成 31 年度ガスヒートポンプ保守点検業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。 (北星高等学校)	
④ 【機械警備業務委託】	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (菰野高等学校)	
⑤ 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。 (伊勢まなび高等学校)	
⑥ 【エレベーター保守点検業務委託】	
・履行確認を期限内に行っていなかった。 (上野高等学校)	
⑦ 【くわな特別支援学校ガスヒーポン保守委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。 (くわな特別支援学校)	
・契約保証金を免除する根拠を誤っていた。	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 契約保証金の免除規定を再度確認し、契約金額等をよく確認のうえ免除を決定するよう周知しました。 (研修推進課)	
②③ 契約事務に必要な手続き及び決裁の根拠を再確認し、複数職員によるチェックを徹底して再発防止に努めました。 (北星高等学校)	
④ 契約保証金の免除について、契約実績による免除を決定する決裁がなかったため、決裁の必要事項の記載漏れがないよう確認を徹底しました。 (菰野高等学校)	
⑤ 契約事務執行前の出納局への事前検査について、執行同時に「出納事前検査の要否」の記入欄を設け、事前検査の漏れがないよう事務職員に周知徹底を図りました。 (伊勢まなび高等学校)	
⑥ 業務完了報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、履行確認を確実に行うよう徹底しました。 (上野高等学校)	
⑦ 契約事務執行前の出納局事前検査及び契約保証金免除の要件を再確認のうえ、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (くわな特別支援学校)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き担当職員以外の複数の職員による確認を徹底します。 (研修推進課)	
②③ 引き続き複数職員によるチェック体制及び会計規則等の確認により、適正な事務処理に努めます。 (北星高等学校)	
④ 引き続き契約事務について必要事項等の記載漏れがないか確認し、適正な事務処理に努めます。 (菰野高等学校)	
⑤ 引き続き事前検査の漏れがないよう適正な事務処理に努めます。 (伊勢まなび高等学校)	
⑥ 引き続き業務委託契約書の条項に基づき、適正な事務処理に努めます。 (上野高等学校)	
⑦ 引き続き複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。 (くわな特別支援学校)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費

① 【台湾招聘プログラム参加に係る台湾出張】

・復命書を作成していなかった。

(川越高等学校)

② 【東日本高等学校土木教育研究会総会ならびに研究協議会】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(津工業高等学校)

③ 【第70回全国高校定通制教頭・副校長協会教研究協議会】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。

(上野高等学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 県外への出張及び宿泊を伴う出張については、旅行完了後速やかに文書による復命を行うよう、職員会議等で全職員に周知徹底しました。
(川越高等学校)

② 県外出張等については、旅行完了後速やかな文書による復命の徹底を職員会議等で周知しました。
(津工業高等学校)

③ 県外出張等については、旅行完了後速やかに文書で復命を行うよう、改めて教職員に周知徹底を図りました。
(上野高等学校)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き旅行完了後速やかに文書による復命を行うことを徹底し、適正な事務処理に努めます。
(川越高等学校)

② 引き続き適正な事務処理に努めます。
(津工業高等学校)

③ 引き続き出張後の復命を速やかに行うよう教職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。
(上野高等学校)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(教育政策課)
② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(学校経理・施設課)
③ 給料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。	(福利・給与課)
④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あった。	(生徒指導課)
⑤ 複写機使用料の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。	(南勢教育支援事務所)
⑥ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(四日市四郷高等学校)
⑦ 郵券証紙類について、年間使用枚数の見込み誤りにより、過剰在庫となっていた。	(稻生高等学校)
⑧ 見積書開封日時が遅延していた。	(津工業高等学校)
⑨ 郵券証紙類について、年間使用枚数の見込み誤りにより、過剰在庫となっていた。	(松阪商業高等学校)
⑩ 自賠責保険料の算定誤りにより歳出戻入を行っていた。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
⑪ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 入札における数量計算等の積算で誤解が生じないよう、仕様書を明確・明瞭なものとするよう徹底しました。	(教育政策課)
② 電子調達システムで見積書比較価格を誤って入力したため入札を中止しました。見積書比較価格の入力は、複数の職員で十分確認することを徹底しました。	(学校経理・施設課)
③ 歳出戻入対象となった死亡退職を含めて、退職者が出了場合に担当する教職員課と連携して、書面による確認を徹底し、入力の漏れがないよう給料の支給日前にも支給額の再確認を行うこととしました。	(福利・給与課)
④ 電子調達システムの見積比較価格を誤って入力したことによるもので、入力時に複数の職員による確認を徹底するとともに、再発防止のために情報の共有を行いました。	(生徒指導課)
⑤ 財務会計システムで支払先を誤って入力していたため、複数の職員による確認を徹底しました。	(南勢教育支援事務所)
⑥ 調達する基準品を誤って廃版機種としていたため入札を中止しました。仕様書作成については、型番等の誤りがないよう確認を徹底しました。	(四日市四郷高等学校)
⑦ 過剰在庫とならないよう適正な使用見込みと郵券証紙類の管理を徹底しました。	(稻生高等学校)
⑧ 三重県電子調達システムによる見積合せ等の実施については、処理日時の管理、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。	(津工業高等学校)
⑨ 郵券証紙類の購入については、在庫枚数と使用見込みを精査して購入することとしました。	(松阪商業高等学校)
⑩ 保険料等の支出については、保険料率の改定等に注意し、契約金額に誤りがないよう確認を徹底しました。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
⑪ 開札事務を行う際は必ず複数人による確認を徹底して事務を進めることとしました。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き仕様書は明確・明瞭な表現とすることを徹底します。	(教育政策課)
② 同様の事案が発生しないよう電子調達システムへの入力は、複数の職員で確認することを徹底し再発防止に努めます。	(学校経理・施設課)
③ 引き続き同様の不備が発生しないよう、必要な情報の収集・確認及び漏れのない入力処理に努めます。	(福利・給与課)
④ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(生徒指導課)
⑤ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(南勢教育支援事務所)
⑥ 同様の事案が発生しないよう仕様書作成における確認、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(四日市四郷高等学校)
⑦ 引き続き適正な使用見込みより、過剰在庫とならないよう管理します。	(稻生高等学校)
⑧ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。	(津工業高等学校)
⑨ 郵券証紙類の購入時には、使用見込みを精査し、必要以上の在庫とならないよう適正な事務に努めます。	(松阪商業高等学校)
⑩ 引き続き契約事務の確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)
⑪ 会計事務研修の受講等により、事務手続きを適正に行い、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 貢産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 公有財産の異動報告が遅延していた。	(研修企画・支援課)
② 土地の目的外使用において、教育財産使用許可(貸付)台帳を整理していなかった。	(研修企画・支援課)
③ 土地貸付において、教育財産使用許可(貸付)台帳を整理していなかった。	(研修企画・支援課)
④ 教育財産の目的外使用において、土地使用料の徴収漏れがあった。	(菰野高等学校)
⑤ 自動販売機設置場所貸付において、契約期間満了の通知を行っていなかった。	(津工業高等学校)
⑥ 自動販売機設置場所貸付において、契約期間満了の通知を行っていなかった。	(久居高等学校)
⑦ 教育財産の異動報告が遅延していた。	(飯南高等学校)
⑧ 教育財産の異動報告が遅延していた。	(伊勢まなび高等学校)
⑨ 教育財産の異動報告が遅延していた。	(聾学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 報告が遅延することのないよう職員間の確認を徹底しました。	(研修企画・支援課)
② 台帳を作成し整理しました。	(研修企画・支援課)
③ 台帳を作成し整理しました。	(研修企画・支援課)
④ 収入の調定に漏れがないよう調定期限及び債務者一覧表を作成するとともに、使用料等の収納遅延が生じないよう収納確認を徹底しました。	(菰野高等学校)
⑤ 「自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領」による必要な事務処理を再確認し、職員で共有しました。	(津工業高等学校)
⑥ 「自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領」による必要な事務処理を再確認し、職員で共有しました。	(久居高等学校)
⑦ 三重県教育財産規則(第25条)の異動報告を再確認し、適正な財産管理を行うとともに、財産の異動等の報告を行いました。	(飯南高等学校)
⑧ 貢産台帳の登録漏れの防止や登録手続きを明確にするため、根拠法令・公有財産管理システム操作マニュアル・登録手続きの参考事例等の書類を整備し、情報共有を図りました。	(伊勢まなび高等学校)
⑨ 教育財産の適正な管理について、規則等の再確認を行い、財産台帳のチェックを徹底しました。	(聾学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 担当職員間で相互に確認しながら遅延することのないよう努めます。	(研修企画・支援課)
② 每年決まった時期に更新の有無を確認し整理します。	(研修企画・支援課)
③ 每年決まった時期に更新の有無を確認し整理します。	(研修企画・支援課)
④ 引き続き徴収漏れが発生しないよう、一覧表の活用や財務会計システムによる調定・収納状況等の確認を行います。	(菰野高等学校)
⑤ 引き続き実施要領に基づき適正な事務処理に努めます。	(津工業高等学校)
⑥ 引き続き実施要領に基づき適正な事務処理に努めます。	(久居高等学校)
⑦ 引き続き財産管理に関する知識や理解の向上に努め、教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。	(飯南高等学校)
⑧ 引き続き教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。	(伊勢まなび高等学校)
⑨ 引き続き教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。	(聾学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 金品亡失（損傷）	
① 公用車の損傷（修繕額 198,880 円）	(四日市高等学校)
② パソコンの損傷（損害額 126,749 円）	(四日市四郷高等学校)
③ パソコンの損傷（損害額 102,170 円）	(津東高等学校)
④ パソコンの損傷（損害額 106,553 円）	(松阪工業高等学校)
⑤ パソコンの損傷（損害額 188,496 円）	(伊勢高等学校)
⑥ 点字ディスプレイの損傷（修繕額 250,992 円）	(盲学校)
⑦ パソコンの損傷（損害額 129,449 円）	(かがやき特別支援学校)
⑧ パソコンの損傷（損害額 102,170 円）	(くわな特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 使用者に指導するとともに、職員会議で自動車の運転には細心の注意を払うよう指導を徹底しました。また、所属職員全員を対象に、出納局が実施する安全運転助言検査を受検し安全運転への意識を高めるよう指示しました。	(四日市高等学校)
② 飲み物をキーボード上にこぼしたことでパソコンが故障しました。全職員にパソコン等の精密機器周辺での液体の取り扱いについて注意喚起し、再発防止に努めました。	(四日市四郷高等学校)
③ 全職員に対し、パソコン周辺の整理整頓に努めるとともに、物品の適正な管理、取扱に細心の注意を払うよう注意喚起を行いました。	(津東高等学校)
④ パソコンの近くで飲料の容器を倒してしまったことが原因であったため、職員会議や校内掲示板等において、パソコンの近くに飲み物の容器を置かないことや日常からのパソコン周辺の整理整頓に努めることなどの注意喚起を行い、再発防止に努めました。	(松阪工業高等学校)
⑤ 作業時以外のパソコンの蓋閉じ、ならびにパソコン周辺の整理整頓、特にパソコン周辺には飲み物を置かないことを全職員に周知徹底しました。	(伊勢高等学校)
⑥ 飲み物がかかったことが原因であったため、職員会議等において点字ディスプレイやパソコン等の電子機器の近くに飲み物を置かないことや、蓋つきの容器を使用することなど注意喚起を行い、再発防止に努めました。	(盲学校)
⑦ 職員会議において、日常のパソコン周辺の整理整頓について注意喚起を行い、特に「パソコン周辺に飲み物等を置かない」、「置く場合にあっては蓋付き容器等にする」などを徹底し、再発防止に努めました。	(かがやき特別支援学校)
⑧ 全教職員に対し、物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう改めて注意喚起を行い、再発防止に努めました。	(くわな特別支援学校)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き所属内で事故の再発防止を周知徹底するとともに、点検整備を継続して行い、公用車の適切な使用に努めます。	(四日市高等学校)
② 引き続き職員に対し定期的に注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。	(四日市四郷高等学校)
③ 物品の適正な管理について、全職員に対して電子掲示板等により定期的に注意喚起を行うとともに、職員会議等で所属長から引き続き注意を促します。	(津東高等学校)
④ 引き続き機会あるごとに教職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理を徹底します。	(松阪工業高等学校)
⑤ 機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、適切な物品管理に努めます。	(伊勢高等学校)
⑥ 引き続き全教職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。	(盲学校)
⑦ 引き続き機会あるごとに注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。	(かがやき特別支援学校)
⑧ 引き続き機会あるごとに全教職員に対して注意喚起を行い、適切な物品管理に努めます。	(くわな特別支援学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公有財産の滅失・き損 ① 弓道場の一部焼失（修繕額 3,352,212 円） (菰野高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 事故発生を発見した職員が初期消火を行うとともに、直ちに消防署へ通報し鎮火されました。消防署及び警察による火災後の現場検証では、弓道場は施錠されており、普段から火の気もなく、朝の練習時にも異常がなかったことから発生原因の特定には至りませんでした。消火活動終了後、直ちに緊急の職員会議を開くとともに、全校集会で生徒に説明を行いました。また、保護者に対しても文書で説明し、PTA総会においても再度説明を行いました。 当該弓道場を含め施設の使用を終了した時に、火気の点検を含めた安全確認を行い施錠するよう周知徹底しました。 (菰野高等学校)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き当該弓道場を含め施設の使用を終了した際は、火気の点検を含めた安全確認を行い、施錠するよう取り組みます。 (菰野高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 140,992 円)	
② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 210,522 円)	
教育委員会事務局	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 全職員に交通事故防止と安全運転の徹底について、注意喚起を行いました。 (久居農林高等学校)	
② 所属長から当該職員に対し、車の運転にはこれまで以上に注意を払い、余裕を持ったスケジュールを組むことで、事故防止に努めるよう指導するとともに、所属職員へも注意喚起を行いました。(伊賀白鳳高等学校)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き安全運転について注意喚起を行い、交通事故の未然防止に努めます。 (久居農林高等学校)	
② 車の運転については安全に十分注意し、時間に余裕を持って移動することで交通事故の未然防止に努めるよう、所属職員に定期的に注意喚起を行います。 (伊賀白鳳高等学校)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努めたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (志摩高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 職員会議等で全職員に対し、物品の適正な管理に努めるよう注意喚起を行い、金品亡失（損傷）事案が発生した場合は、速やかに報告を行うよう周知徹底しました。 (志摩高等学校)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、物品の適正な管理に努めるよう職員に注意喚起を行うとともに、金品亡失（損傷）が発生した場合は、遅滞なく報告を行います。 (志摩高等学校)

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

監査の結果
1 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案だったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 旅費 ① 【令和元年度海区漁業調整委員会事務局職員研修会】 ・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。 (海区漁業調整委員会事務局) イ その他の支出事務 ① 資金前渡常時払の精算処理を行っていなかった。 (海区漁業調整委員会事務局)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) ア① 旅行完了後の速やかな復命書の作成について、所属内で周知を行いました。 イ① 資金前渡については、「会計年度独立の原則から年度末（3月31日）には、いったん返納し精算する必要がある」（会計規則運用方針第47条関係）ことについて、所属内で周知を行い、随時確認できるよう各種マニュアル（会計規則運用方針、会計事務の手引、審査事務の手引等）を備えました。 令和2年度の資金前渡については、令和3年3月31日に返納し、精算を行いました。
2 今後の方針（取組予定等） (1) ア① 旅行完了後の速やかな復命書の作成について、年度当初に所属内で周知を行います。 イ① 資金前渡については、「会計年度独立の原則から年度末（3月31日）には、いったん返納し精算する必要がある」（会計規則運用方針第47条関係）ことについて年度当初に所属内で周知を行い、随時確認できるよう各種マニュアル（会計規則運用方針、会計事務の手引、審査事務の手引等）を備えます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(服務規律の徹底)

(1) 令和元年度の懲戒処分については、前年度と同数の2人の警察職員が処分されており、そのうち1人は窃盗目的の家宅侵入等により免職処分となっている。

これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。
(警務部監察課)

講じた措置

令和2年度

1 実施した取組内容

(1) 教育訓練課程における指導

新規採用者を警察学校に入校させ、警察の職務倫理について教育するとともに、昇任者や専門業務分野の登用者に対して、国の教育機関である警察大学校や中部管区警察学校で、職務倫理の再教育が行われました。

(2) 職場における指導

犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕などの職務執行や交番等に対する襲撃事件を想定した対応訓練、大規模災害に備えた救出救助訓練などの実戦的な訓練により、職責の自覚を養いました。

各所属において、職務倫理教育を行ったほか、全国警察の懲戒処分事案やその発生に応じて講じられた業務改善に関する情報を活用するなどして、職務倫理や服務に関する指導を行いました。

(3) 厳正な監察の実施

警察庁による監察が、警察本部や警察署を対象に行われるとともに、監察課においても、各所属における職務倫理と服務に関する取組や規律の保持状況を確認しました。

2 取組の成果

(1) 警察学校や職場における指導により、警察職員として求められる高い倫理観の醸成、倫理意識の向上を図りました。

(2) 警察庁の監察による指導事項については、所属で改善を図り是正するとともに、対象外の所属についても、同様の事項がないことを確認しました。

令和3年度以降（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(犯罪の抑止及び検挙力の向上)

(2) 令和元年の「刑法犯」の認知件数は 10,322 件（前年比-925 件）となり、前年に続き戦後最少を記録した。また、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪の検挙率は 94.8%（前年比+8.1 ポイント）で全国平均の 85.9% を上回っている。

しかし、重要窃盗犯の認知件数は 1,268 件（前年比+71 件）のほか、ストーカー・DV 事案の認知件数やサイバー犯罪等に関する相談件数は高止まりの状況にある。

これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止及び検挙力の向上に取り組まれたい。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

(1) 犯罪の抑止

地域の犯罪情勢に応じた地域住民、関係団体等との連携による犯罪防止の取組、防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進を図るための防犯情報の提供や物品支援、青色回転灯装備車両による子供の見守り活動に従事する防犯ボランティア団体に対するドライブレコーダー貸与事業、通学路において子どもの見守り活動等を行う「子ども安全・安心の店」の拡充を図る等、安全で安心なまちづくりに向けた取組を推進しました。

(2) 検挙力の向上

犯罪に対する検挙力の向上のため、迅速・的確な初動捜査の推進、科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進しました。

(3) ストーカー・DV 事案対策の推進

被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確かつ組織的な対応を推進し、加害行為防止のための検挙措置をはじめ、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置、一時避難先の公費負担や位置情報提供システムの貸与等の支援措置を実施しました。

(4) サイバー犯罪対策の推進

サイバー犯罪被害を防止するため、情報発信による被害防止対策を実施するとともにサイバー犯罪の取締りを推進しました。

また、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターと連携したサイバー捜査演習資機材の制作、同資機材を活用した実践的訓練、最新情報技術や捜査手法を学ぶ研修、サイバー犯罪能力検定等の実施により、職員の対処能力向上に努めました。

2 取組の成果

(1) 犯罪の抑止

令和 2 年中の刑法犯認知件数は 8,560 件（前年比-1,762 件）と減少し、重要窃盗犯の認知件数も 1,015 件（前年比-253 件）と減少しました。

(2) 検挙力の向上

刑法犯の検挙率は、42%（前年比+4.9 ポイント）と上昇し、重要犯罪の検挙率も 100%（前年比+5.2 ポイント）と上昇しました。

(3) ストーカー・DV 事案対策の推進

令和 2 年中のストーカー事案の認知件数 226 件（前年比+14 件）中、27 件（前年比+3 件）を検挙し、179 件（前年比+62 件）の支援措置を実施しました。

また、DV 事案の認知件数 689 件（前年比+36 件）中、86 件（前年比±0 件）を検挙し、296 件（前年比+30 件）の支援措置を実施しました。

(4) サイバー犯罪対策の推進

令和 2 年中のサイバー犯罪相談受理件数は 2,203 件（前年比+23 件）であり、検挙件数は 59 件（前年比-78 件）となりました。

令和 3 年度以降（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して、犯罪の抑止及び検挙力の向上に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(交通事故の発生抑止対策の推進)

(3) 令和元年の交通事故死者数は 75 人（前年比-12 人）となり記録が残る昭和 29 年以降最少を記録した。また負傷者についても 4,688 人（前年比-1,448 人）と減少している。

しかし、原付以上の車両運転者が第 1 当事者になった死亡事故のうち、65 歳以上の高齢運転者の事故は 28 件（前年比+6 件、構成比 43.1%）と増加している。

このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。

(交通部交通企画課)

講じた措置

令和 2 年度

1 実施した取組内容

(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進

令和元年中の交通死亡事故の特徴（高齢死者が約 6 割、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約 4 割、シートベルト非着用死者が約 6 割、飲酒運転が 2 件発生）を踏まえた総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。特に「歩行者保護対策」、「高齢者対策」を重点に掲げ、関連違反の取締りを始め、関係機関・団体等と連携した取組を強化しました。

(2) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

横断歩行者が被害者となる交通事故を防止するため、横断しようとする歩行者がいても止まらない運転者、速度を出し過ぎて適切に止まれない運転者対策として、歩行者妨害違反や生活道路を中心に可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用した速度違反取締りを強化するとともに、運転者の遵法意識に起因する違反の取締りを実施しました。

また、道路交通法の改正により罰則が創設された妨害運転については、その悪質性、危険性を鑑み、車間距離保持義務違反、追越しの方法違反等の取締りを強化しました。特に高速道路においては、県警航空隊のヘリコプターと地上の警察車両が連携した空陸一体の取締りを実施しました。

(3) 交通安全教育・広報啓発活動の強化

ア 歩行者優先と正しい横断方法の周知

横断歩道における歩行者保護意識の浸透を図るため、運転者に対しては、各種取締りのほか、法定講習等を通じて歩行者優先の交通ルールの徹底を図るとともに、歩行者等に対しては、子どもの保護活動として通園や登下校時間帯の交通安全指導を兼ねた街頭活動やコロナ情勢を踏まえ交通安全教育動画の作成・配信などによる交通安全教育、テレビ・県警ツイッター等を活用した広報啓発を実施しました。

イ 高齢運転者セミナーの開催

高齢運転者が当事者となる交通死亡事故の割合が高くなるなど、高齢運転者対策が喫緊の課題となる中、運転に不安を覚える高齢運転者を支援するため、過去に人身事故を起こした 70 歳以上の運転者等を対象に教習所指導員等による運転指導や安全運転サポート車の試乗体験を実施しました。

ウ 安全運転サポート車の普及啓発

高齢運転者を対象に関係機関・団体と連携し、安全運転サポート車の普及啓発を実施しました。

(4) 安全・安心な交通環境の整備

交通の安全と円滑を確保するため、更新基準を超過した信号制御機の更新や摩耗した横断歩道の塗り替え等老朽化した交通安全施設の更新に注力しました。また、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するためゾーン 30 を整備したほか、自動車専用道路等の開通による交通量の減少など交通環境の変化等により効果の低下した交通規制の見直しを行うなど、計画的な交通安全施設の整備に努めました。

2 取組の成果

令和 2 年中の交通事故死者数は、過去最少の 73 人（前年比-2 人）でしたが、第 10 次三重県交通安全計画において掲げた令和 2 年までに死者数を 55 人以下とする目標については達成に至らず、また人口 10 万人当たりの死者数は全国ワースト 4 位（前年ワースト 7 位）となりました。なお、人身事故件数は 2,966 件で 16 年連続の減少、死傷者数は 3,805 人で 15 年連続の減少となりました。

高齢者の死者数は、39 人（前年比-3 人）で全死者数に占める割合は 53.4%（前年比-2.6 ポイント）、65 歳以上の高齢運転者による死亡事故（原付以上の車両運転者が第 1 当事者）は 20 件（前年比-8 件）で構成比は 29.9%（前年比-13.2 ポイント）と前年を下回りましたが、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者数は 35 人（前年比+5 人）で全死者数に占める割合は 47.9%（前年比+7.9 ポイント）、飲酒運転による死亡事故は 5 件（前年比+3 件）で原付以上第一当事者に占める割合は 7.5%（前年比+4.4 ポイント）といずれも前年を上回りました。また、シートベルト非着用死者は 12 人（前年比-5 人）で非着用率は 52.2%（前年比-6.4 ポイント）と前年を下回りました。

令和 3 年度以降（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 警察本部において、警察手帳の一時紛失事案があった。 (警務部監察課) (2) 警察本部において、部下職員に対する不適切な指導事案があった。 (警務部監察課) (3) 運転免許証更新手続きの通知書に記載誤りがあった。 (交通部運転免許センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 警察手帳の一時紛失事案 職場において警察手帳の管理状況の再点検を行ったほか、給貸与品の適正管理について指導を行いました。 (2) 部下職員に対する不適切な指導事案 職場において部下職員に対する指導体制及び指導要領を見直し、改善を図りました。 (3) 運転免許証更新手続きの通知書記載誤り 通知書を印刷する都度、複数人による確認作業を実施し、再発防止に努めています。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組を実施して非違事案の再発防止、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が令和元年度末現在 30,272,970 円あり、前年度と比べて 1,772,988 円増加していた。

(警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(交通部交通規制課、交通部交通指導課)

講じた措置

1 実施した取組内容

【警察施設等の損壊に係る損害賠償金】(警務部会計課、交通部交通規制課)

ア 交番、留置施設を損壊した債務者は、刑事収容施設に収容中であったり所在不明であったため、債権回収には至りませんでした。

なお、収容先に収容状況の確認を行うなど、所在調査に努めました。 (会計課)

イ 交通信号機を損壊した債務者については、定期的に電話催告、訪問を行い、本人から提出された分割納付計画に従った納付方法により、債権の一部を回収しました。また、債務者の死亡等により債権回収が見込めない債権については、徵収停止の措置を執りました。 (交通規制課)

【放置違反金】(交通部交通指導課)

ア 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。

イ 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。

ウ 最終督促後の未納者に対しても、引き続き、粘り強い催促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。

エ 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。

オ 令和元年度末現在の放置違反金の未済額は、4,211,491 円でしたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、1,914,859 円(3月末暫定値)を回収しました。

2 今後の方針(取組予定等)

引き続き、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 人件費

- 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。特に、申請した職員による必要書類の届出漏れに起因する事案が発生していることから、引き続き、受給者である職員への周知に取り組まれたい。
- また、通勤手当の誤支給においては、事後確認誤りに起因する事案も発生していることから、チェック機能の強化を図られたい。
- ① 扶養手当及び通勤手当において、受給者の制度理解不足による認定状況の変更時に必要な届出の漏れ及び担当者の事務処理誤りに起因する戻入が9件あった。
 - ② 通勤手当において、過年度の事後確認の精度不足による戻入が2件あった。
 - ③ 住居手当において、事後確認時の証明書類が十分でなかった。

(警務部警務課)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) 研修等の開催

ア 初任科教養

警察学校において、採用後間もない職員に対し、各種手当を始めとした給与制度の概要を説明するとともに、不適正支給防止の重要性、ポイント及びチェックミスが与える影響などを教養し、不適正支給防止意識の向上を図りました。

イ 担当者のスキルアップ

各所属担当者を対象に、各種手当の認定事務の習熟を目的とした研修会を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を中止し、代替措置として手引き資料を配付しました。

(2) 事務指導の実施

本部給与担当が手当関係書類を確認するとともに、担当者に対してチェックポイント等を中心としたスキルアップ指導を実施しました。

特に戻入事案が発生しやすい扶養手当は、被扶養者の就業状況の確認方法や注意喚起の必要性など、担当者がどのように事務を進めるべきかをより具体的、かつ細部にわたるように指導しました。

さらに、事務指導に先立ち、各職員から手当に係る現状報告をさせたほか、年末調整などの機会を通じて被扶養者の収入確認を行いました。

(3) 教養資料の発出等

給与関係の制度を網羅的に掲載した手引きを作成しました。

また、随時執務資料を作成し、制度改正の解説や戻入事案の情報を共有することにより、担当者の事務処理能力向上に努めました。

(4) その他

事後確認の実施に際し、本部にあっては庶務担当補佐等、警察署にあっては警務官等を実施責任者として指定し、厳正な確認作業を推進しました。

また、上記対策のほか、各所属においては、個々の職員に対する教養資料の作成・配付、幹部会での幹部職員に対する教養などを行い、警察署独自の取組を行いました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 交通事故

- 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。
- ① 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%)
(物損額：県0円、相手108,400円) (刑事部捜査第二課)
 - ② 物損事故 (物損額：県148,834円) (刑事部捜査第二課)
 - ③ 物損事故 (物損額：県266,198円) (交通部交通指導課)
 - ④ 物損事故 (物損額：県416,612円) (交通部高速道路交通警察隊)
 - ⑤ 物損事故 (負担割合：示談中)
(物損額：示談中) (交通部高速道路交通警察隊)
 - ⑥ 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%)
(物損額：県86,577円、相手344,920円) (警察学校)
 - ⑦ 物損事故 (物損額：県162,089円) (桑名警察署)
 - ⑧ 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%)
(物損額：県99,537円、相手268,152円) (四日市西警察署)
 - ⑨ 物損事故 (負担割合：県20%、相手80%)
(物損額：県8,606円、相手96,219円) (四日市西警察署)
 - ⑩ 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%)
(物損額：県0円、相手165,415円) (四日市西警察署)
 - ⑪ 物損事故 (物損額：県126,619円) (亀山警察署)
 - ⑫ 物損事故 (負担割合：示談中)
(物損額：示談中) (津警察署)
 - ⑬ 物損事故 (負担割合：県20%、相手80%)
(物損額：県56,710円、相手199,916円) (津警察署)
 - ⑭ 人身事故 (負担割合：示談中)
(物損額：示談中)
(治療費等：示談中) (松阪警察署)
 - ⑮ 物損事故 (負担割合：県100%、相手0%)
(物損額：県99,900円、相手59,167円) (伊勢警察署)
 - ⑯ 物損事故 (物損額：県120,345円) (名張警察署)
 - ⑰ 人身事故 (負担割合：県85%、相手15%)
(物損額：県84,915円、相手281,911円)
(治療費等：県0円、相手67,032円) (名張警察署)

講じた措置

1 実施した取組内容

交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教育、訓練を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。

(1) 運転技能訓練等の実施

安全運転中央研修所における警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科を修了した指導者的立場にある警察本部員が各警察署を巡回し、実車を用いた運転技能訓練を実施したほか、この巡回に合わせて、警務部警務課の幹部が各警察署の副署長等に対して、所属職員に対する指導教養の強化を指示しました。

各所属においても、発生した交通事故の形態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。

(2) 適切な業務管理等

日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を把握し、公用車を運転する職員に対して、運行経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行っています。

(3) 再発防止教養・運転技能検証等の実施

公用車による交通事故を発生させた職員やその同乗者を交通部運転免許センターに召致して、運転適性検査、事故防止教養等を受けさせることで、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図っているほか、各所属においても、交通事故を発生させた職員に対して、事故原因に基づいた指導及び訓練を実施しました。

加えて、交通部運転免許センターの技能試験官が、公用車による交通事故を発生させた職員の運転技能を検証し、運転技能に応じた具体的な助言・指導を実施しているほか、所属においては、同検証結果に基づく指導教育を実施しました。

(4) 執務資料の発出

公用車事故に関する執務資料を定期的に発出し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等の強化を促しました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、上記の取組を継続して公用車の交通事故の未然防止に努めます。

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和元年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月7日

三重県監査委員	伊	藤	隆	
三重県監査委員	田	中	智	也
三重県監査委員	田	中	祐	治
三重県監査委員	内	田	典	夫

令和元年度 包括外部監査結果に対する対応結果

令和3年5月7日

外

中

三 画 振 分 部

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
(1) 地球温暖化対策の推進		
① 地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続について（意見）	面接の結果、委嘱が適切でないと判断された者がいた。要綱上、推進員の委嘱要件に規定されていない理由（高齢・緊急時の連絡に問題等）で委嘱されなかつたもののがあり、要綱に基づいた委嘱であったかが疑問が残るため、委嘱結果と整合するよう（例えば、包活的な条項を入れるなど）要綱に明記すべきである。	環境生活部 意見をふまえ、三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱を改正し、「（5）その他、推進員として適正と認められる者。」を明記しました。
② 決裁文書の代決について（意見）	決裁文書に決裁者である課長ではなく、代決者とされる班長の承認印がなされていたが、事案の内容が重要であると認められるときは代決することができないと定められた規則に反しないかを検討した過程を文書上で明らかにすべきである。	環境生活部 本案は問題なく代決することができる事案でしたが、意見をふまえ、今後、代決の取扱いについて留意するよう周知しました。
③ 決裁文書の代決の運用について（意見）	②と同様、決裁者ではなく、代決者の承認印のときは、代決者が問題なく代決できる事案であったことを検討した点を文書で明らかにすべきである。	環境生活部 ②の対応結果と同様です。
④ 二重の業務委託契約の締結について（指摘）	電気自動車充電設備設置事業について、県は、A社と業務委託契約を締結し、同契約には定期メンテナンスも業務委託の対象としながら、重ねて、B社と定期メンテナンスについての業務委託契約を締結していた。 このような処理は、県が、B社との関係で、本来A社が負うべき業務委託契約上の責任を負う事態を生じさせかねないものであるうえ、業務委託契約の再委託を制限する規定の潜脱にもなりかねないものである。	環境生活部 重複していた定期メンテナンスに係る業務委託契約について、県とA社、B社との業務委託契約上の責任を明確にするための覚書を締結しました。

(2) 大気・水環境の保全

① 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）

いづれの報告書にもチェック欄の記載がないものが発見された。チェック欄の記載が無い、と異常が無かったためか、担当者が不在等の理由で確認できなかつたのか、後日になれば判断しない。単なるメモではない以上、記載漏れが無いよう努めるべきである。	年度当初に実施した大気・水質担当者会議の場で、担当者あて立入検査報告書の記入方法について周知しました。また、同報告書の記載方法の標準化を図るため立入検査マニュアルを策定しました。	環境生活部
---	---	-------

② 立入検査マニュアルの策定について（意見）

環境省が立入検査マニュアル策定の手引きを作成、配布しており、多くの都道府県でもマニュアル策定が進んでいる。県は立入検査をベテラン職員と若手職員の2名体制で行うことでより、立入検査の実効性を図つていることであるが、マニュアル策定にあたり、ベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より継続されやすくなり、深く理解することができるでの、検討すべきである。	令和2年度に、大気・水環境課と地域環境室職員によるワーキングで立入検査に必要とされる事項を検討し、立入検査マニュアルを策定しました。また、毎年度当初に担当職員を対象とした研修（オリエンテーション）にて、職員へ立入検査に関する指導を行います。	環境生活部
---	--	-------

③ 立入検査マニュアルの策定について（意見）

(2) ②の意見と同様である。	(2) ②の対応結果と同様です。	環境生活部
-----------------	------------------	-------

④ ダイオキシン類の自主測定について（意見）

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。報告義務のある施設のうち、一部報告ががなかつたが、手段の罰則等はない。適正な測定と報告が行われたため、報告義務が履行されるよう対策を検討すべきである。	平成30年度に未報告の8事業者に立入検査及び文書指導を行い、6事業者から測定結果の報告、廃止届出の提出がありました。未報告の事業者については、報告が行われるよう引き続き指導を行っていきます。	環境生活部
--	---	-------

⑤ 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について（意見）

(2) ①の意見と同様である。	(2) ①の対応結果と同様です。	環境生活部
-----------------	------------------	-------

⑥ 立入検査マニュアルの策定について（意見）

(2) ②の意見と同様である。	(2) ②の対応結果と同様です。	環境生活部
-----------------	------------------	-------

<p>⑦ 川の健康診断事業について<1>（意見）</p> <p>近時、時間的な余裕がないことや、川で調査を行う事に対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少していることがあります。その大切さを学習することは、意識向上の観点から非常に有効であり、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加するよう努めるべきである。</p>	<p>⑧ 川の健康診断事業について<2>（意見）</p> <p>河川水質マップは、県のウェブサイトには、平成27年度版までしか掲載されていないが、水質調査について広く知つてもうたため、毎年継続してウェブサイトへ掲載することが望ましい。</p>	<p>⑨ 伊勢湾におけるCODの環境基準達成率について（意見）</p> <p>全窒素及び全磷については、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、CODの環境基準達成率は低下傾向すらうかがわせる。</p> <p>環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場、事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対策を実施し、総合的な水環境改善対策を進めが必要がある。</p>	<p>⑩ 土壌汚染に関する情報公開について（意見）</p> <p>事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壤汚染発見時の記事へのリンクが貼られているが、いくつかの事案について、当該リンクが無効になつて発見された汚染物質の量など、発見時の記事にしか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点から、閲覧可能な状態とすることが望まれる。</p>
		<p>三重県環境学習情報センターでは、サポート体制が整っていることについても案内をして、小中学校が実施するみえ川の健康診断事業をサポートしています。</p>	<p>ウェブサイトで公開されている全ての情報について「関連リンク」を確認し、リンクが無効になっている箇所については、閲覧可能な状態となるよう修正しました。</p>

<p>(1) 指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）</p> <p>地盤沈下対策事業北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。</p> <p>「建設工事等」のうち、「建設工事」については、一般競争入札に付しているものの、それ以外の測量、調査、設計、製造については、金件、自動的に指名競争入札とされている。しかし、地方自治法234条2項により指名競争入札は、政令で定める場合に該当するとき限り、できることでおり、政令の規定からすると、全件、自動的に指名競争入札を選定するのではなく、契約ごとに、地方自治法施行令167条の場合に該当するか検討し、契約方法を選定すべきである。</p>	<p>令和2年度の指名競争入札では、地方自治法施行令第167条第1号に該当すると、執行伺いに明確に記載しました。</p>	<p>令和2年度末までに県所管の専用用水道について立入検査を実施しています。</p> <p>専用用水道及び小規模水道については立入検査を実施しています。</p> <p>簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>	<p>令和2年度末までに県所管の専用用水道について立入検査を実施しています。</p> <p>専用用水道及び小規模水道については立入検査を実施しています。</p> <p>簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>
<p>(2) 計画的な立入検査について（指摘）</p> <p>県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていましたが、専用用水道、簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されれておらず、変更や苦情があつたときのみ立入検査が行われていた。</p> <p>専用用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。</p>	<p>県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていましたが、専用用水道、簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されられておらず、変更や苦情があつたときのみ立入検査が行われていた。</p> <p>専用用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。</p>	<p>専用用水道について立入検査を実施しています。</p> <p>専用用水道及び小規模水道については立入検査を実施しています。</p> <p>簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>	<p>専用用水道について立入検査を実施しています。</p> <p>専用用水道及び小規模水道については立入検査を実施しています。</p> <p>簡易専用水道、小規模水道についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>
<p>(3) 検査結果の報告収納について（意見）</p> <p>水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされている。「水道事務取扱要領」では、水質基準に適合しないときや異常があつたときには報告することとされています。</p> <p>水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があつたときのみ設置者自らの報告を期待するあり方は十分ではない。「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考える。</p>	<p>水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされている。「水道事務取扱要領」では、水質基準に適合しないときや異常があつたときには報告することとされています。</p> <p>水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があつたときのみ設置者自らの報告を期待するあり方は十分ではない。「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考える。</p>	<p>「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しについては、その必要性について、今年度実施した専用用水道の立入検査結果及び現在確認中の他の都道府県の状況等を踏まえて、令和3年度に検証する予定です。</p>	<p>「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しについては、その必要性について、今年度実施した専用用水道の立入検査結果及び現在確認中の他の都道府県の状況等を踏まえて、令和3年度に検証する予定です。</p>
<p>(4) 水道事業者に対する立入検査における行政指導について（意見）</p> <p>立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するとともに、指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めるが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあつたことから、実際に改善指導に従つた改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。</p>	<p>立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあつたことから、実際に改善指導に従つた改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。</p>	<p>立入検査における指導について、意見いただいたとおり、今年度より法令違反事項の場合は、早急に改善の措置を行いうよう指導と確認をするとして、その他指導事項文書で指導と確認をすることとし、改善する意志の有無や具体的な改善時期を明確に伝え、改善の場合は、行政指導であることを確認をすることとした。</p>	<p>立入検査における指導について、意見いただいたとおり、今年度より法令違反事項の場合は、早急に改善の措置を行いうよう指導と確認をするとして、その他指導事項文書で指導と確認をすることとし、改善する意志の有無や具体的な改善時期を明確に伝え、改善の場合は、行政指導であることを確認をすることとした。</p>

<p>(15) 報告収・立入検査の件数について（意見）</p> <p>三重県の特定建築物に対する報告収・立入検査の回数は、他県と比べ相当低い。報告収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの方針について、部内で定めたものはないが、三重県における報告収・立入検査のあり方を、あらためて関係部署と協議し、検討すべきであると考える。</p>	<p>建築物の衛生的環境にかかる問題が特に発生していない当県の状況を勘査すると、新たに事業者に特定建築物維持管理報告書を計画的に求めることは難しいと考えます。報告収についても、問題が生じた場合に必要に応じて対応していきます。</p> <p>令和2年4月に実施した担当者会議で、立入検査を計画的に実施するよう指示しました。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(16) 淨化槽に係る補助金について（意見）</p> <p>県は、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認したうえ、補助金額を決定している。</p> <p>しかし、実際に交付した補助金の額は、要望額を大きく下回って、当初予算の55%にとどまっている。両金額が大きく乖離している状況は望ましくなく、現状に即した回答を行うよう周知を行い、指導の強化も行うべきである。</p>	<p>浄化槽の転換等は、個人の消費行動に左右されるため、要望額と乖離することがあります。</p> <p>令和2年5月に最終補正時の金額と要望額の乖離が大きい市町については、乖離した理由を確認し是正するよう指導しました。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(3) 廃棄物総合対策の推進</p>	<p>① 参考書籍購入時の調達方式について（指摘）</p> <p>担当課は、業務処理の参考資料として、書籍を11冊購入することを計画したが、合計5万円以上となることから法施行令に従い競争入札が行われたものの、入札は不調となつた。そこで担当者は、6冊の発注と5冊の発注で「少額物品購入」に該当するとして、電子調達システムによる競争入札を回避した。</p> <p>しかし上記手法は、一定金額以上の契約によるものとした調達基準の潜脱であり、不適切といわざるを得ない。</p>	<p>参考書籍の購入など物品の調達にあたっては、三重県少額物品・役務等調達基準に基づいて、適切な調達事務に取り組んでいます。</p> <p>環境生活部</p>

② 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について（指摘）

人材育成研修の修了要件は、3分の2以上の受講が必要とされているが、3分の2未満の出席率の受講者についても、不参加の講義DVDの視聴完了を口頭にて確認して修了認定証を授与することとされている。そのため3分の1しか受講せず、DVD視聴完了にて修了認定証が交付されている者がいた。

しかし、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウェイドを占めている、DVDを視聴するだけでは十分な研修効果があるか疑問が残る。本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の3分の1しか参加していない者に修了認定証を授与すべきではなかった。

③ 産廃許可取消行政処分後ににおける調査不履行（指摘）

愛知県で既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいたA社が、他県で許可を既に取得している場合の「先行許可」制度を利用し、三重県にも同許可を申請し、三重県でも許可を得た。その後、A社代表者が廃棄物処理法違反による有罪判決を受けたことが発覚し、愛知県での許可が取消された。

同愛知県での許可取り消しを三重県においても覚知したことから、三重県は、他府県における許可取り消しを理由としてA社の許可を取り消した。ただ三重県は、許可申請時に遡つて許可が無効となるものではないとして、顛末調査を行っていない。
しかし、A社は、三重県で許可されてから取り消されるまでの約半年間、実質的な欠格事由がある状態で、三重県内で産業廃棄物の収集運搬を行っていた可能性が高い。従って、A社によつて行われた県内での収集運搬の実態について、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適切な処理といわざるを得ない。

④ 公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について（意見）

公用車フロントガラスに、10mm程度の損傷が発生しているのが見つかったものの、公用車については、使用前後に目視点検が行われ直後の点検時には異常が発見されていなかつたことから、県庁駐車場に駐車中に飛び石被害に遭つたものとして処理されている。

しかし、県庁駐車場は、道路幅は狭いうえに行き止まりとなつており、同所を走行する車両の速度はせいぜい時速20km程度と考えられ、フロントガラスを損傷させるほどの飛び石が発生するとは考えられない。従つて、本件飛び石被害は、公道を走行中に発生したものと考えられ、公用車専用前後の点検が不十分であったものと思われる。

環境生活部

今後、このような研修を実施する際には、研修の修了要件を満たした場合に修了認定証を交付するなど適切に運用していきます。

環境生活部

こうした事案の発生時には、許可取消の対象業者による処理実績等の調査・確認を行っていきます。

環境生活部

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

<p>① 県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案（意見）</p> <p>公用車が中央線を越えた対向車両に接触され、そのまま現場を立ち去られた事故の被害を受けた事案があつたものの、加害者を特定でききず、被害回復をすることができなかつた。このような事故に備えて、県保有車両にドライブレコーダーを搭載すれば、上記事故に限らず、交通事故時に加害者の特定や過失割合の確定の役割を果たすことになり、その結果公金支出を減少させる効果が期待される。近時、ドライブレコーダーの低価格化が進んでいることからも、その費用対効果は高いものと考えられるので、ドライブレコーダーの搭載を検討すべきである。</p>	<p>廃棄物の監視・指導課の各公用車へのドライブレコーダーの搭載については、厳しい財政状況の中ですが、その必要性について検討し、未搭載の公用車4台について、ドライブレコーダーを搭載しました。</p>	<p>環境生活部 環境生活部 環境生活部</p>
<p>② ドローン操縦の際の安全確認（指摘）</p> <p>県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷する事故を発生させた。なお、上記事故時には、1名の職員で操縦と撮影を兼務していた。</p> <p>ドローンについては、それ自体の価格が高価なだけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。</p>	<p>県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷する事故を発生させた。なお、上記事故時には、1名の職員で操縦と撮影を兼務していた。</p> <p>ドローンについては、それ自体の価格が高価なだけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。</p>	<p>ドローンの操縦と撮影を兼務していたことにより発生した本件事故を受けて、飛行マニュアルに、撮影と操作は複数の者で対応することや様々なトラブルを想定した再発防止に必要な内容を追加し、当該課の全職員に対して改正後のマニュアルの周知徹底を図るとともに、実地研修を行うことにより再発防止策を講じました。</p>
<p>③ ドローン活用法について（意見）</p> <p>廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。</p> <p>しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。</p>	<p>廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。</p> <p>しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。</p>	<p>ドローンによる測量作業は、不法投棄等の不適正処理や不適正保管案件の全容を迅速かつ正確に把握し、許可取消等の行政処分を含む速やかな是正指導を行なう上で、非常に重要なととなっています。 また、こうした作業の効率化、迅速化が、限られた人員による監視体制において、その強化を図るうえで有効であり、不法投棄の未然防止や早期発見につながっているものと考えています。</p>

<p>(4) 不法投棄禁止電柱広告の効果について（意見）</p> <p>不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できることすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。</p> <p>仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償（又は無償に近い低額）化を要請し、実現しなかつたときは、協力いただける住民の家屋や埠等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。</p>	<p>電柱公告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心にしており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の製作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。令和4年度以降の継続実施について、他の有効な方法も含め検討していきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(5) 産業廃棄物の不適正処理事業への対応</p>	<p></p>	<p></p>
<p>① 指名競争入札という契約方法の選定について（指摘）</p>	<p>廃棄物適正処理PTが登注した「公共」に区分される委託契約について、(2) ⑪と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第167条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならぬ。</p>	<p>(2) ⑪の対応結果と同様です。</p>
<p>② 環境生活部競争入札等審査会設置要綱について（意見）</p>	<p>環境生活部競争入札等審査会設置要綱では、物件関係契約については、明確に規定されていますが、建設工事等については、「建設工事執行規則の他の定めどころにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。「建設工事等」における所掌事務・審査対象を明確に規定すべきである。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>③ 印紙税額の算定について（指摘）</p>	<p>代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。</p>	<p>賃貸借契約に係る賃料は契約金額には該当しないものとして印紙税法の規定に基づき適切に対応しました。</p>

④ 水処理施設業品納入単価契約（平成30年度環境修復事業、桑名市五反田事業支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について（意見）

参考見積の廳取時に、内訳金額の合計金額の1,000円未満を切り捨てた金額で入札する旨、所定の書式に記載しているというが、それが事業者に徹底されているとは言い難い。本件においては、1,000円未満の金額切捨てをしなかったことが原因で1回目の入札が不成立となり、2回目の入札で1回目の入札価格を約10万円下回る金額での落札となつた。県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいといえ、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとすれば、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図るなど、対策を講じるべきである。

⑤ 設計単価の算定について（意見）

委託業務の設計単価算出に際して、4社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算は3社の見積もりから算出されていた。恣意性排除のため、4社の見積もりを取った以上、4社すべての見積もりに基づき設計単価を算出すべきであったと考える。

⑥ 土地賃貸借契約の契約期間について（意見）

土地の賃貸借契約書は、すべて1年とする契約であった。これらの借地については、施工ヤードは工事終了まで必要であり、管理道路はこの事業が終了する令和4年度までは必要となることであった。
もし仮に地権者が賃貸借契約の更新に応じないこととなれば、令和4年度末までに事業が完了せず、産業特措法の支援措置が一部受けられないことにもつながりかねない。
このような影響の大きさを考慮し、土地賃貸借契約を1年毎の契約とするか長期継続契約とするかの比較検討過程と結果を文書で残しておくべきである。

⑦ 代執行事業終了後の措置について（意見）

代執行事業終了後に残存する施設について、県は、原因者名義の土地の從物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの理解の元、残存する施設の維持管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行った上で、土地の形質の変更を規制すること等を検討していくことであった。
しかし、上記措置としては不十分であると思われ、県における実効的な管理行為を可能にする方策を検討すべきである。

入札金額の千円未満切り捨てについて、仕様書に加え、入札時に提出を求める入札内訳書の様式にもその旨を表記することとし、事業者への周知徹底を図りました。

設計単価の算出にあたっては、見積りを徵取した全ての業者を対象にすることを徹底しました。

契約年数の検討等の結果について、書類に記載しています。

代執行終了後の事業地の管理については、法令上の考え方を踏まえつつ、それぞれの事業地の状況に応じて、有識者（弁護士）の意見も聞きながら、実効的な管理を可能にする方策を引き続き検討していきます。

<p>(8) 原因者の相続への対処について（指摘）</p> <p>原因者が死亡した場合、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のもので、相続人に承継されないと解されている。累は、相続人と交渉を行った場合に至つた場合に限り、相続人が相続した財産から寄附を受けていることであった。しかし、原因者の財産があつてはならない。そこで、原因者に対する求償が適切になされたことから、多額の相続財産を残すことのないよう引き続き回収可能な財産の徴収を行います。今後も国税徴収法の取扱いに準じた厳格な滞納処分を適切に行なっていきます。</p> <p>ところで、原因者に対する求償が適切になされたこと等も検討されるべきであるとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである。また、原因者の死後後に国税徴収法第139条第1項を活用して、滞納処分を行う手段等、原因者の死亡後に適切に求償権を行使するための方策も検討されるべきである。</p> <p>こうした事案については、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきである。</p>	<p>原因者の財産については、預貯金調査、収入状況調査及び不動産調査等の財産調査のほか、本人への面談や聞き取りも行なっています。今後も引き続き回収可能な財産の徴収を行います。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(9) 原因者による財産処分への対処について〈1〉（指摘）</p>	<p>原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、財産分与を原因として妻名義に変更した事案があった。</p> <p>原因者には目ぼしい資産がなかったことから、上記の財産分与を原因とする名義変更是、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。</p>	<p>指摘の事案は、当時（平成14年度）、詐害行為として当該財産分与の取消を行うことについて弁護士にも相談し検討した結果、当該財産分与の内容が不相当に過大であるとは言えず、取り消しは困難であると判断したものです。</p>
<p>(10) 原因者による財産処分への対処について〈2〉（指摘）</p>	<p>原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、時効取得を原因として妻名義に変更した事案があった。</p> <p>婚姻中の妻が夫とは別個独立の占有を行っていたことは考えがたいことから、上記の時効取得を原因とする名義変更是、不実登記である可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。</p>	<p>指摘の事案は、当時（平成14年度）、不実登記の取消について弁護士にも相談し検討した結果、不実登記を明確に証明し無効登記の主張を行い、費用を徴収することは合理的でないと判断したものです。</p>

<p>(1) 原因者の生命保険契約について（意見）</p> <p>代執行費用の求償が行われている事案の中に、資力が乏しいとの理由で毎月 5000 円から 1 万円の分納を行っている一方、毎月 3 万から 5 万円の生命保険料の支払いを行っているものがあった。</p> <p>県は、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができないとの見解をとっている。そして、生保人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることはできない。結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなる。</p> <p>このように原因者の意思により求償権の対象となる財産を減じられている実態は、極めて不适当であり、生命保険契約の解約を求める協議を行うこと、行政代執行法第 6 条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徵収することを検討すべきである。</p>	<p>原因者の分納額については、平成 30 年度の月 5 千円から現在は月 1 万 5 千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。</p> <p>なお、意見にある「毎月 3 万から 5 万円の生命保険料」は、多重債務状態である原因者が、債務整理を担当している弁護士に必要経費と認められている「生命保険料」と「自動車保険料」であり、今後、滞納するようなることがあれば、解約返戻金債権から徵収することを検討し債権回収を図ります。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>(2) 分納誓約の額について（意見）</p> <p>代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が 500 万円から 600 万円の収入を得ながら、分納金は毎月 5000 円から 1 万円にすぎないものがあった。</p> <p>代執行費用の求償債務について、は、国税滞納処分の例により徴収することができるとされており（行政代執行法第 6 条第 1 項）、国税及び地方税の先取特権を有するところでは、（同法第 6 条第 2 項）。また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第 76 条第 1 項）。</p> <p>これらの方を踏まえると、上記の分納額は、低額にすぎないがある。国税徴収法第 76 条第 1 項の規定等を参照しつつ、分納額の増額についての協議を行うべきである。また、原因者と分納額についての合意を行う場合には、給与等に対する滞納処分も検討されるべきである。</p>	<p>意見にある原因者については、代執行費用の求償債務以外の国税や地方税等の滞納も含めた多重債務状態にあり、当県への納入も含め収入の大部分をそれらの返済に充てている状況です。</p> <p>原因者の分納額については、平成 30 年度の月 5 千円から現在は月 1 万 5 千円へ増額しており、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行っているところです。今後も引き続き詳細な収入状況の確認を行なが、ら、可能な限り増額できるよう指導していきます。</p>	<p>環境生活部</p>

令和3年5月7日

三 重 県 公 報

号 外

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
